



第2期 千歳市子ども・子育て 支援事業計画（案）

《 ちとせっこの笑顔きらきら大作戦 》

令和2年3月
千歳市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象と期間	6
4 計画の策定体制	6
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	8
第2章 千歳市の現状	11
1 子ども・子育てを取り巻く環境	11
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	31
3 今後の課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	37
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
4 主要施策	43
第4章 量の見込みと提供体制の確保等	49
1 教育・保育提供区域	49
2 将来の子どもの人口の見通し	51
3 幼児教育・保育事業	52
4 地域子ども・子育て支援事業	59
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	75
6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組	78
7 その他個別施策の指標	80
第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開	85
基本目標 1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実	85
基本目標 2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	99
基本目標 3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実	125
基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭への支援	131
基本目標 5 人口10万人のまちづくりを目指す「子育てするなら、千歳市」の推進	146

第6章 計画の推進にあたって	153
1 計画の進捗管理	153
2 計画推進に向けた関係機関の役割	154
3 財政基盤の確立	154
資料編	157
1 計画の策定経緯	157
2 パブリックコメントの結果概要	159
3 千歳市子ども・子育て会議条例	160
4 千歳市子ども・子育て会議の委員名簿	161
5 千歳市子育てママ応援会議設置要綱	162
6 千歳市子育てママ応援会議の委員名簿	163
7 みんなで子育て応援宣言	164

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成30年の全国の合計特殊出生率は1.42であり、急速な少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

また、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小学校1年生の壁や待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

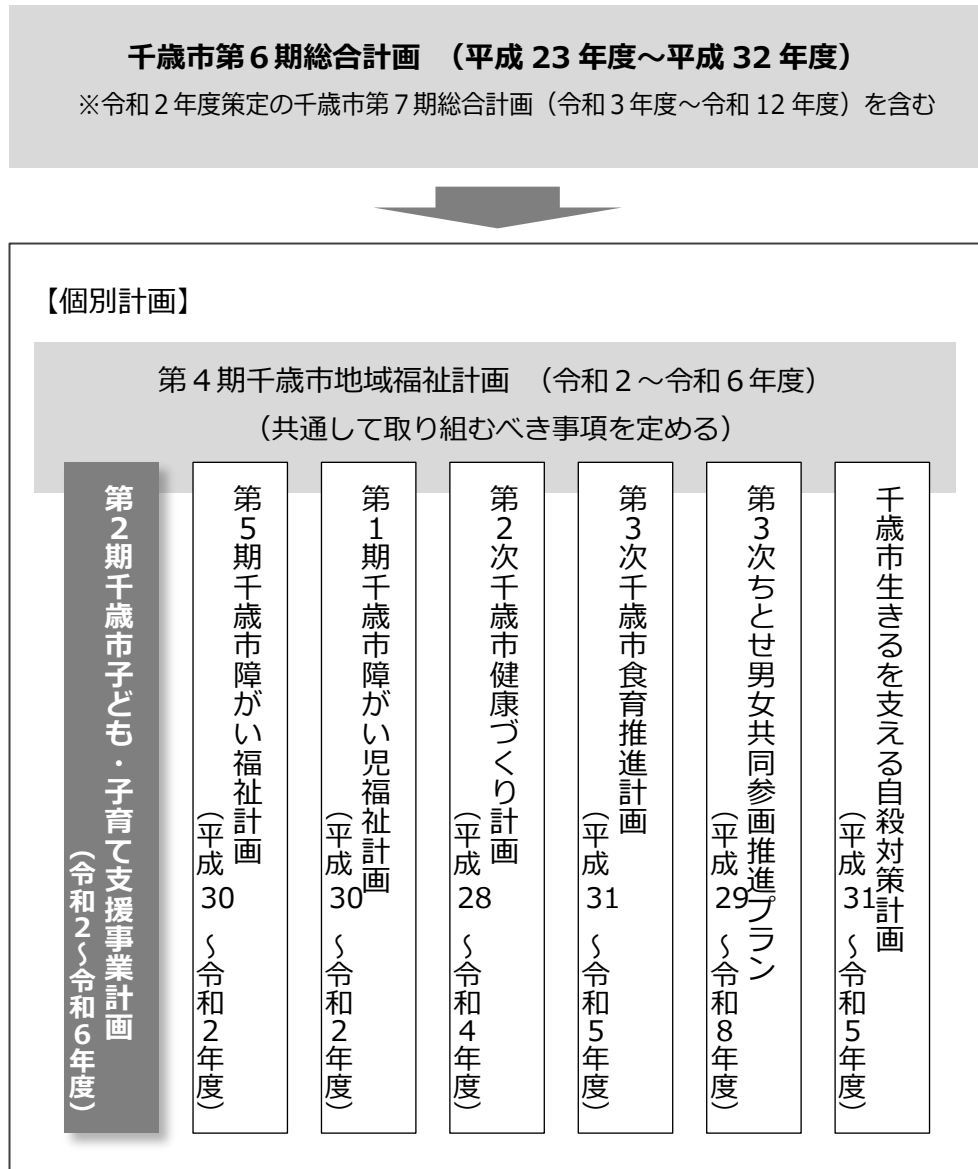
平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の使途変更などで確保することとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年10月から実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となります。

千歳市においては、第1期計画の改定時期を迎えることから、核家族化の進展、女性就業率の増加に伴う保育需要の拡大といった社会情勢や、市民ニーズの変化を施策に反映するために、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）も本計画に含みます。

国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、国際目標の SDGs の理念を踏まえ、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。



SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において「子ども」とは、概ね18歳までを指します。

(2) 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

	2019年度 (平成31)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
第1期 子ども・子育て 支援事業計画	計画期間 H27-31					
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	策定	計画期間				

4 計画の策定体制

(1) 各種アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、千歳市内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」(平成30年12月～平成31年1月実施)を実施しました。また、18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または通所受給者証を所持している方を対象とした「障がい児アンケート調査」(平成29年7月28日～8月30日)を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施(令和元年12月20日～令和2年1月19日実施)

本市のホームページ等で計画素案を市民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

結果概要については、「資料編」をご覧ください。(159ページ参照)

（３）千歳市子育てママ応援会議

「子育てするなら、千歳市」の施策の促進を図るため、仕事や家庭、地域社会など働く女性を取り巻く様々な社会環境や既存制度を、女性の視点で官民一体となって検討する「千歳市子育てママ応援会議」において、子育て中の女性の活躍促進及び支援に関することについて、当事者の生の声を取り入れることを重視しながら、施策についての意見や提案を計画に反映させるため、課題の検討や見直しを行いました。

会議内容は「千歳市子ども・子育て会議」に報告しています。

（４）千歳市子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、子どもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聞くため、「千歳市子ども・子育て会議」において審議を行いました。（令和２年３月までに計５回の会議を開催）

会議は、子どもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

（５）千歳市保健福祉調査研究委員会

本計画は千歳市総合計画をはじめ、各種個別計画と調和のとれた計画とするため、保健福祉の推進にあたり、総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても、審議を行いました。

（６）第２期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定に係る庁内検討会議

計画の策定に関する調査・検討、子ども・子育て会議に諮る事項の検討を行い、計画素案作成等を行うため、市内部関係部署の所属長で構成する庁内検討会議を設置しました。

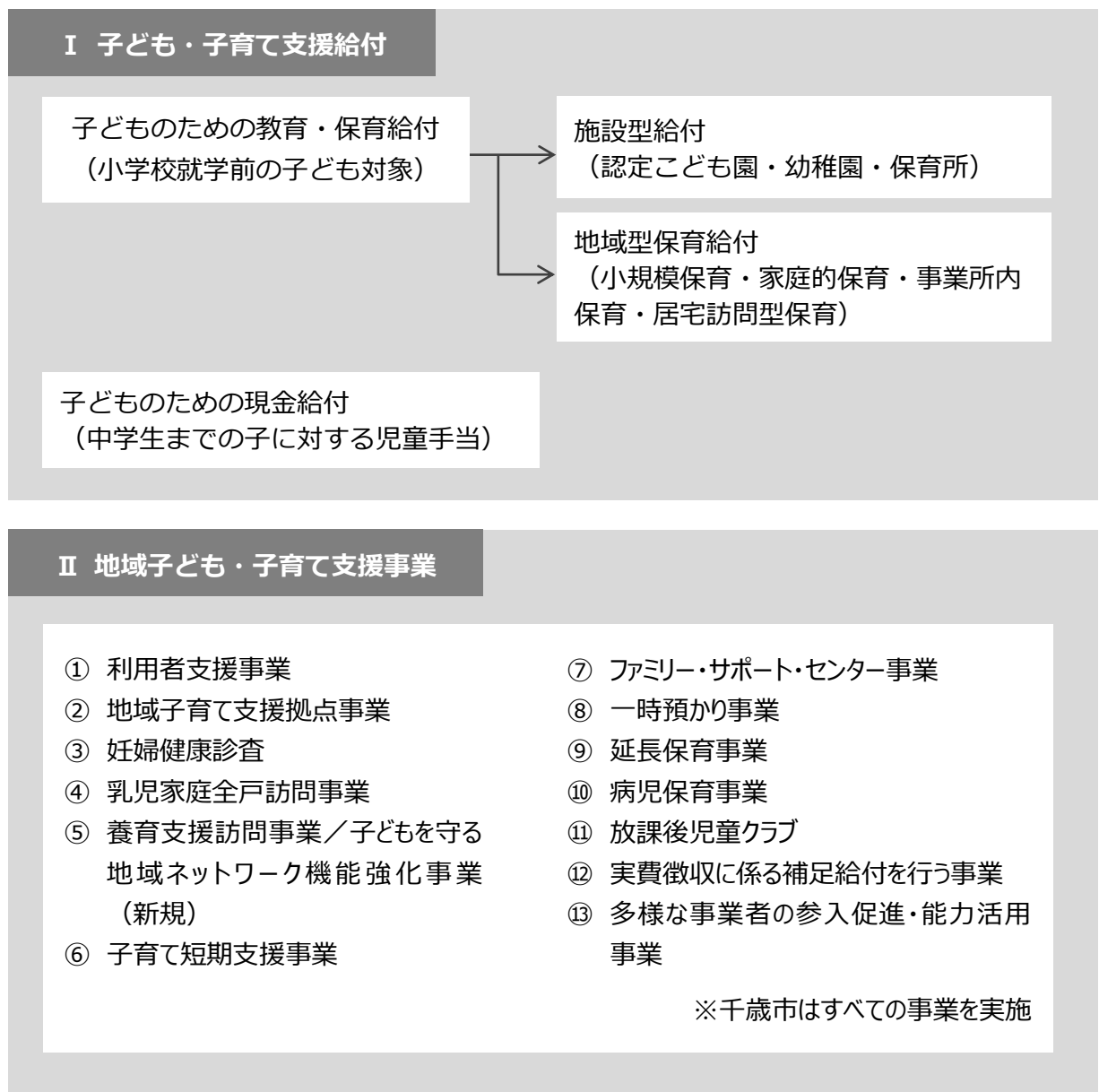
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 新制度とは

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

(2) 制度における給付・事業の全体像

市町村は「Ⅰ 子ども・子育て支援給付」と「Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。



第 2 章 千歳市の現状

第2章 千歳市の現状

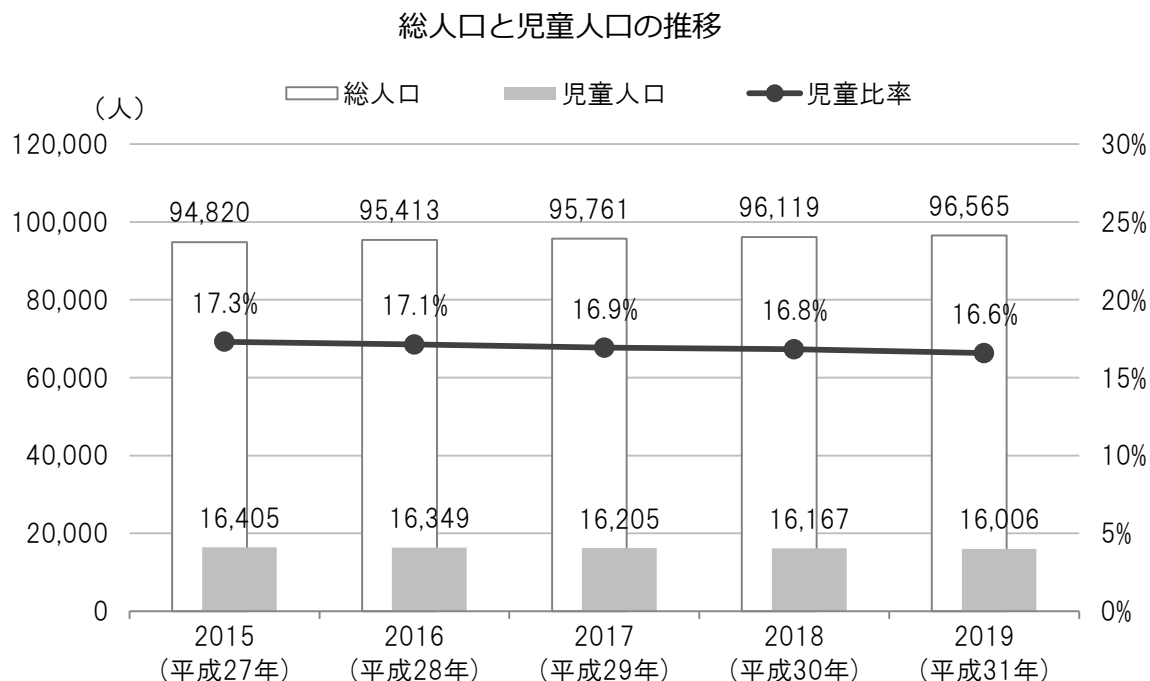
1 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口と児童人口

千歳市の人口は増加を続けており、2019年（平成31年）には96,565人となっています。しかし、児童人口（0～17歳）、児童数比率はともに減少傾向となり、2019年（平成31年）には16,006人、16.6%まで減少しています。

児童人口をさらに細分化してみると、2019年（平成31年）は就学前児童が5,059人、小学生が5,447人、中学・高校生が5,500人となり、就学前児童と小学生はともに減少、中学・高校生は若干の増加がみられます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口の推移

		2015 (平成 27 年)	2016 (平成 28 年)	2017 (平成 29 年)	2018 (平成 30 年)	2019 (平成 31 年)
就学前	0～2 歳	2,651	2,701	2,633	2,564	2,389
	3～5 歳	2,721	2,686	2,676	2,656	2,670
	計	5,372	5,387	5,309	5,220	5,059
	増減率	－	0.3%	-1.4%	-1.7%	-3.1%
小学生	6～8 歳	2,768	2,757	2,755	2,701	2,684
	9～11 歳	2,708	2,685	2,700	2,773	2,763
	計	5,476	5,442	5,455	5,474	5,447
	増減率	－	-0.6%	0.2%	0.3%	-0.5%
中学・ 高校生	12～14 歳	2,805	2,823	2,776	2,719	2,720
	15～17 歳	2,752	2,697	2,665	2,754	2,780
	計	5,557	5,520	5,441	5,473	5,500
	増減率	－	-0.7%	-1.4%	0.6%	0.5%

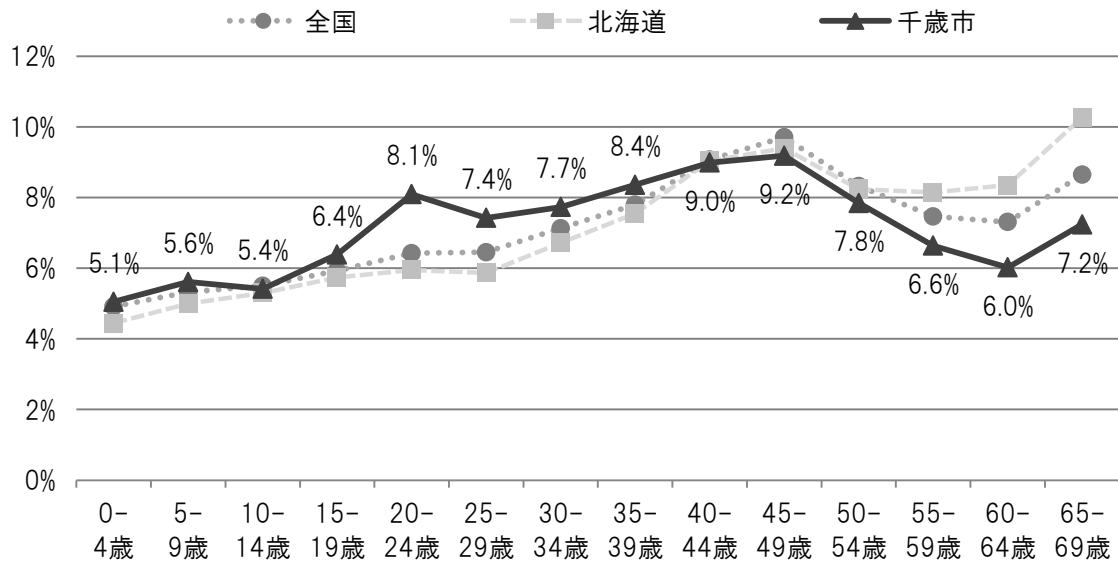
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 年齢別人口比率

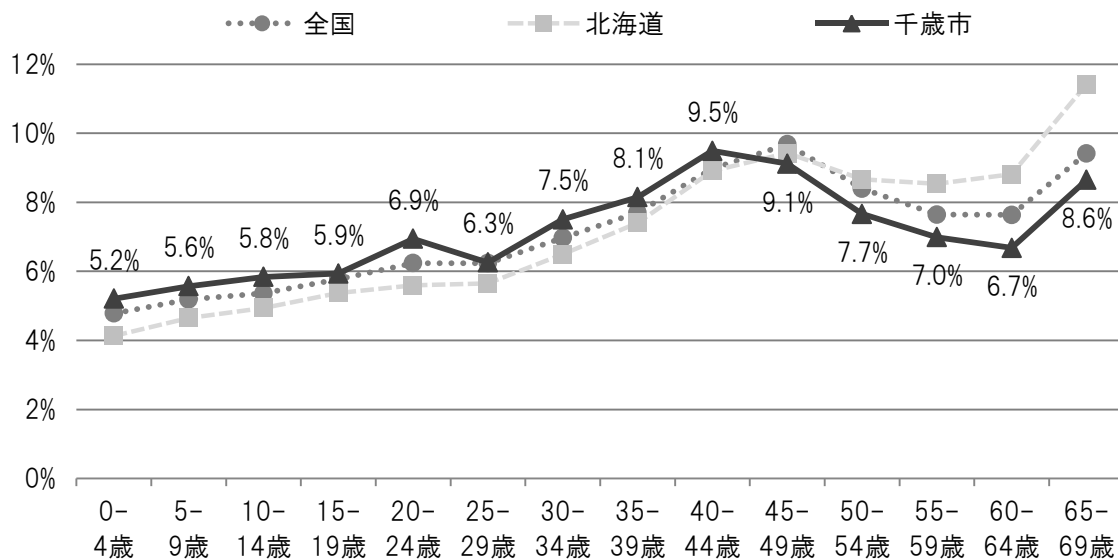
年齢別人口比率について性別でみると、男性、女性ともに全国・北海道水準と比較して、40代前半までの人口比率が高水準または同等にあります。千歳市の平均年齢は北海道内で最も若い水準にあることは、こうした人口構造からわかります。

また、市内には自衛隊基地があることにより、男性の20～34歳の人口比率が全国・北海道水準よりも高くなっています。

男性の年齢別人口比率



女性の年齢別人口比率



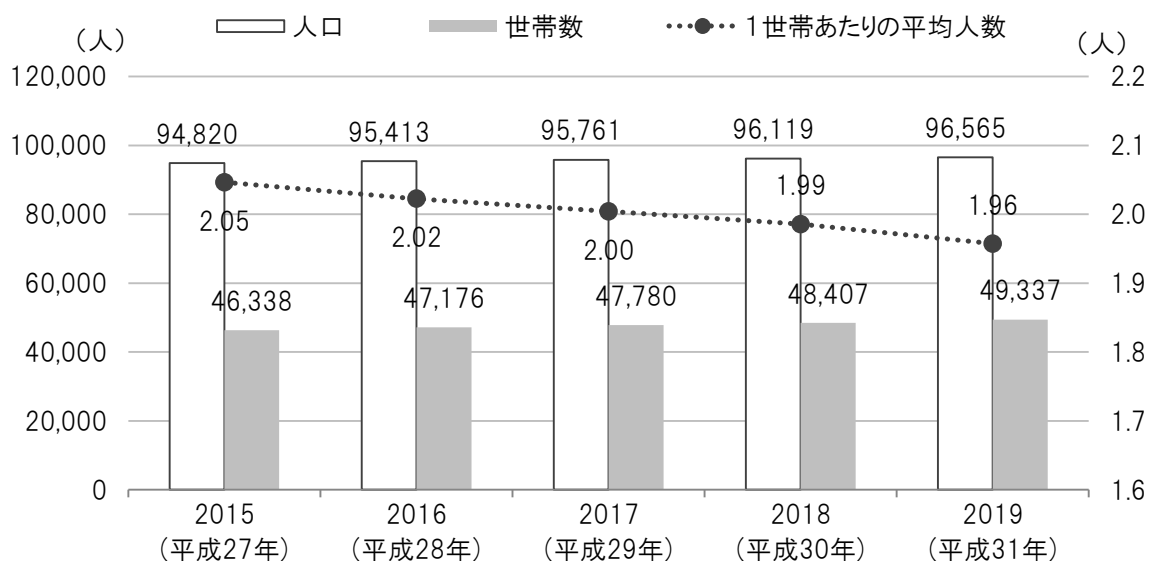
資料：住民基本台帳（平成31年1月1日）

③ 世帯の状況

人口に比べて世帯数は平成 27 年以降増加が著しく、平成 31 年には 49,337 世帯となっています。それに伴い、1 世帯あたりの平均人数は減少を続け、平成 31 年には 1.96 人となっています。

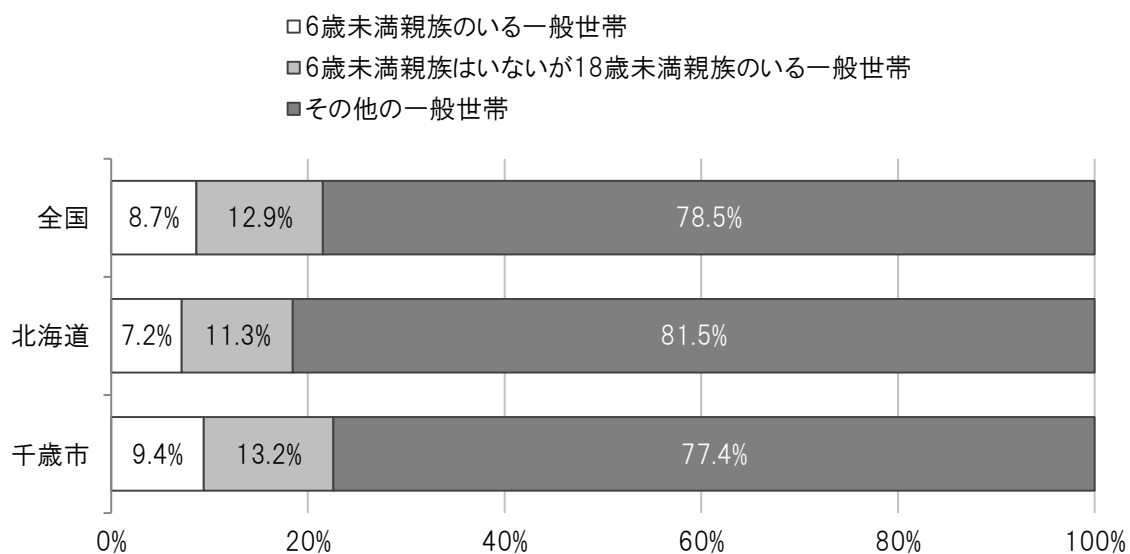
世帯の状況をみると、6 歳未満の子どもがいる一般世帯は 9.4%、6 歳未満の子どもはいないが 18 歳未満の子どもがいる一般世帯は 13.2%で、いずれも全国・北海道水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯割合が多いことがわかります。

世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

世帯の状況



資料：国勢調査（平成 27 年）

④ 6歳未満の子どものいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる4,100世帯のうち、核家族が3,824世帯（93.3%）であり、大半が核家族となっています。

6歳未満の子どもが暮らす世帯構造

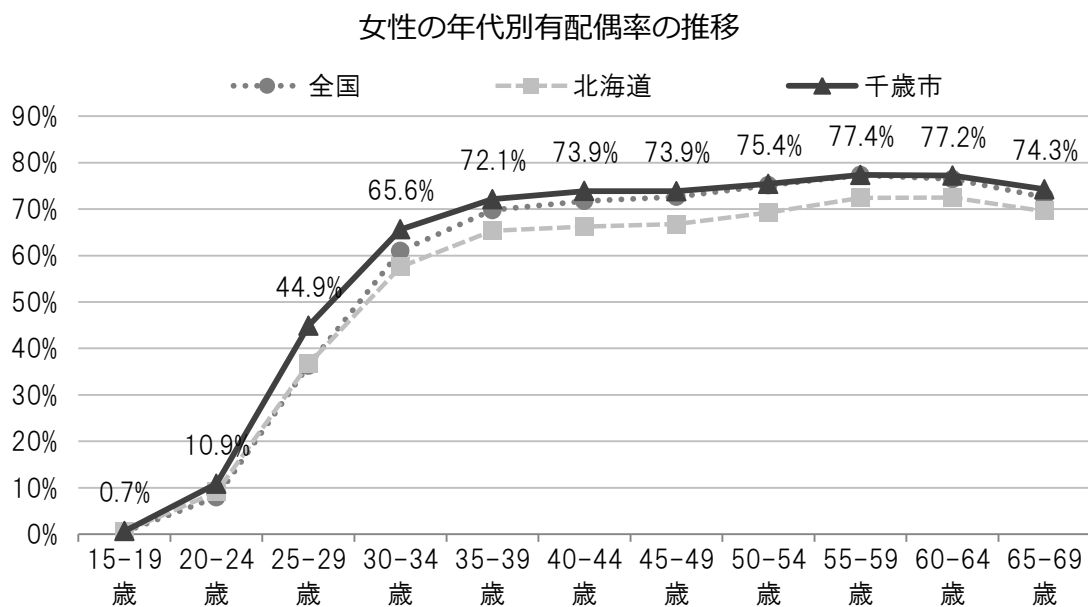
	世帯数	世帯人員	6歳未満 人員	平均子ども数
一般世帯	40,465	91,267	5,385	
6歳未満の子どもがいる世帯	4,100 (100.0%)	15,282	5,385	1.3
核家族	3,824 (93.3%)	14,391	5,044	1.3
夫婦と子どもから成る世帯	3,524 (86.0%)	13,496	4,680	1.3
男親と子どもから成る世帯	14 (0.3%)	44	17	1.2
女親と子どもから成る世帯	286 (7.0%)	851	347	1.2
3世代等	276 (6.7%)	891	341	1.2

資料：国勢調査（平成27年）

(2) 結婚と出産

① 女性の有配偶率

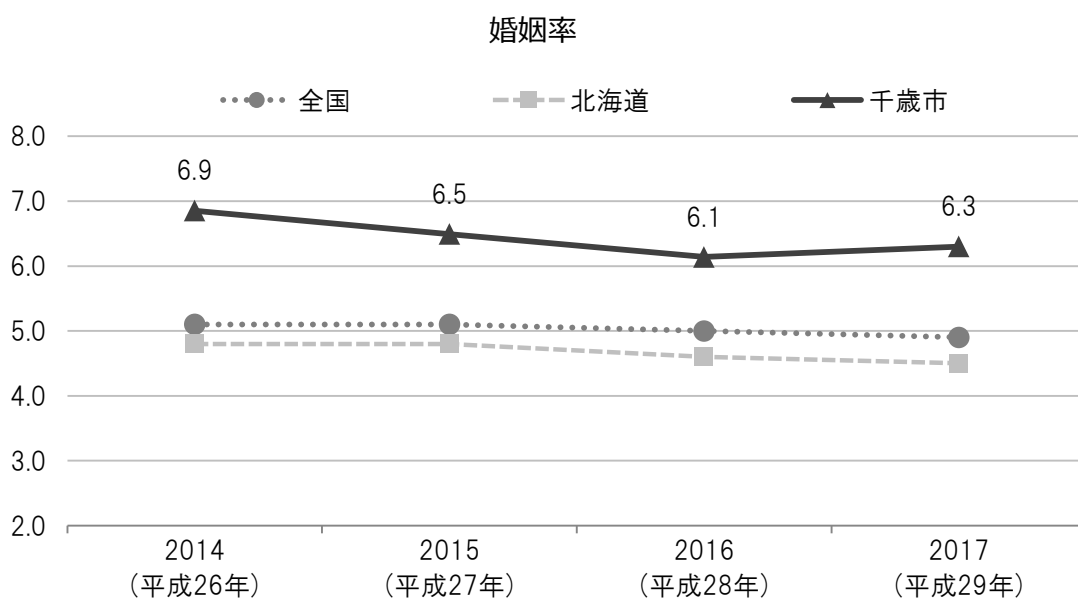
女性の有配偶率は、すべての年代で全国・北海道水準を上回っていることがわかります。比較的に出産の多い 20～44 歳の年代において、千歳市の女性の有配偶率は高水準にあり、特に 25～34 歳では全国・北海道水準ともに大きく上回っています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

② 婚姻率

婚姻率（人口千人あたりの婚姻者数）は、2016 年（平成 28 年）まで減少が続いていましたが、2017（平成 29 年）には増加しており、全国・北海道水準を大きく上回っています。



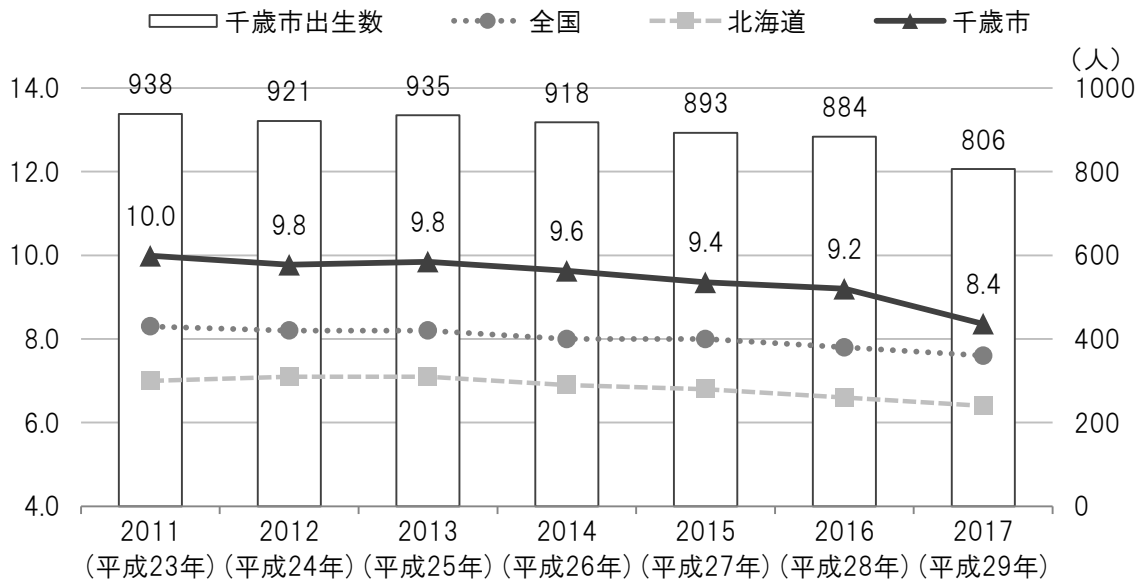
資料：人口動態調査、千歳市資料

③ 出生数・出生率

千歳市の出生数は減少傾向にあり、2017年（平成29年）には806人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生児数）も同様に減少傾向にあり、2017年（平成29年）には8.4となっていますが、全国・北海道水準と比較すると上回っていることがわかります。

出生数及び出生率の推移

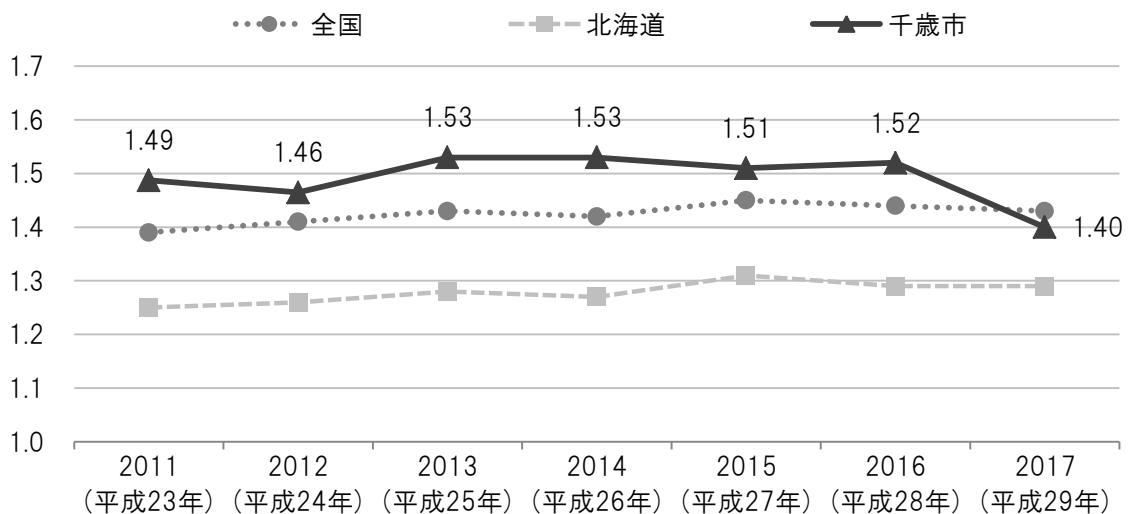


資料：人口動態調査、千歳市資料

④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、2010年（平成23年）から増減を繰り返しており、2017年（平成29年）には大幅に減少して1.40となっています。2010年（平成23年）から出生率と同様に全国・北海道水準を上回って推移してきていましたが、2017年（平成29年）には全国値を下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査、千歳市資料

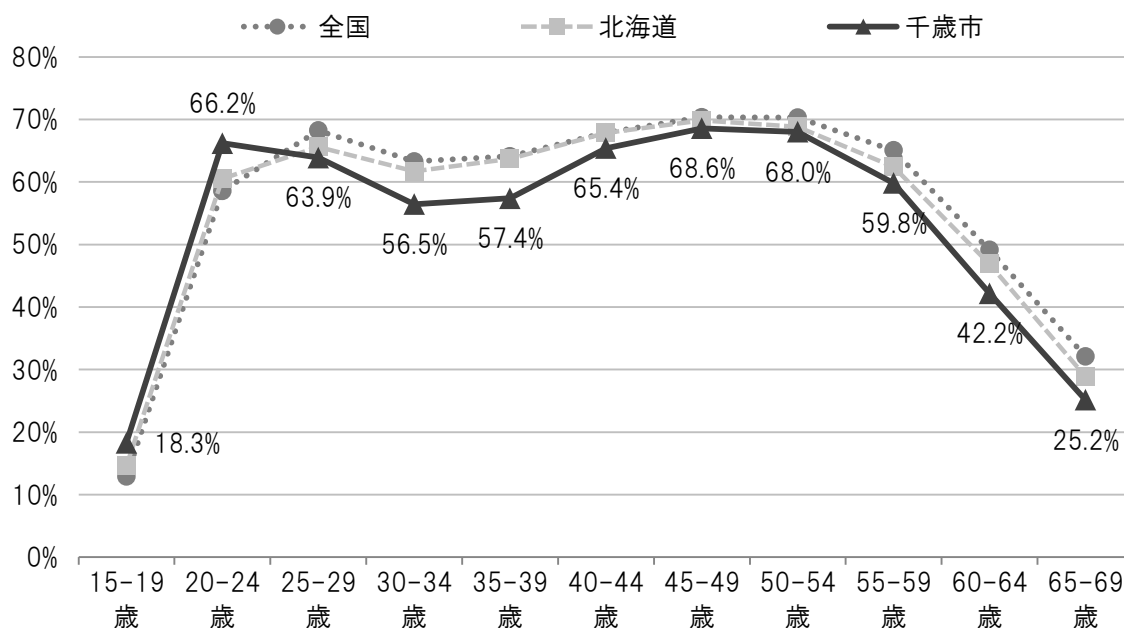
(3) 女性の就業状況

女性の就業状況は、年代別にみると20代前半で就職することで大きく就業率が伸びますが、結婚や妊娠・出産等に伴い離職することで、25～34歳で大きく就業率が減少しています。その後、子育てが落ち着く40代頃から就業する女性が増えはじめ、就業率のピークが2度訪れるM字曲線を描いています。

1度目のピークである20代前半以降は、全国・北海道水準よりも低くなっています。

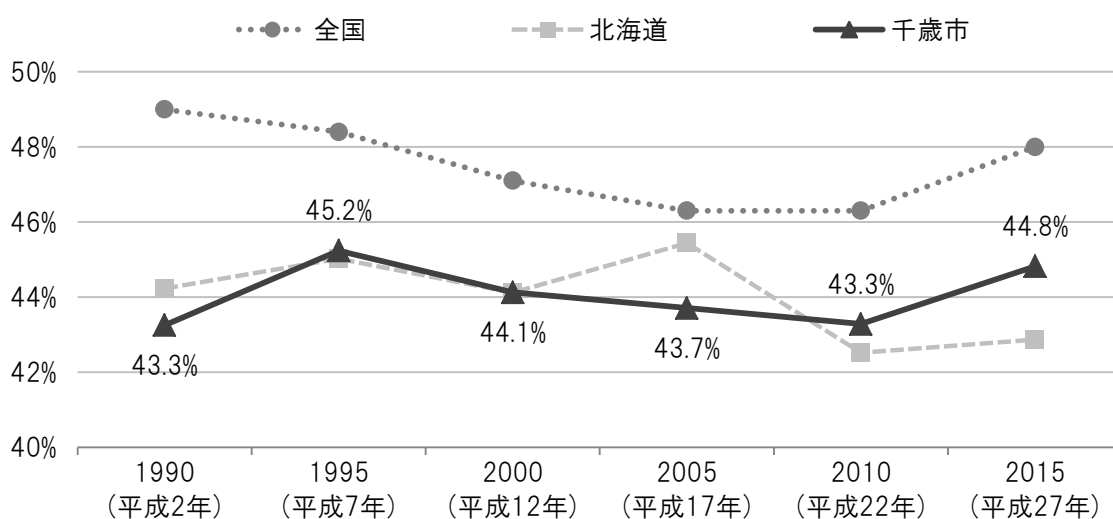
また、経年変化をみると、2010年（平成22年）から全国・北海道・千歳市すべてで女性就業率は増えており、2015年（平成27年）には44.8%で北海道水準よりも高くなっています。

女性の年代別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

女性の就業率推移



資料：国勢調査

(4) 教育・保育環境の現状

就学前児童数は減少を続けていますが、教育・保育施設の利用割合は増加しており、2019 年（平成 31 年）には就学前児童のうち 63.1%が利用している状況にあります。

利用者実数を認定区分別にみると、1 号認定子どもは 2015 年（平成 27 年）をピークに減少を続け、2019 年（平成 31 年）には 1,746 人となっています。2 号認定子どもと 3 号認定子どもは増加傾向にあり、2019 年（平成 31 年）には 787 人、660 人（0 歳 88 人、1～2 歳 572 人）となっています。

就学前児童の教育・保育利用人数の推移

		2015 (平成 27 年)	2016 (平成 28 年)	2017 (平成 29 年)	2018 (平成 30 年)	2019 (平成 31 年)
就学前児童数(人)		5,372	5,387	5,309	5,220	5,059
利用者 実数 人	1 号認定子ども	1,939	1,853	1,837	1,779	1,746
	2 号認定子ども	677	653	661	717	787
	3 号認定 子ども	0 歳	60	59	84	70
		1～2 歳	465	499	517	551
	合計	3,141	3,064	3,099	3,117	3,193
就学前児童に占める割合		58.5%	56.9%	58.4%	59.7%	63.1%

※各年 4 月 1 日現在

(5) 子ども・子育てに関する実態と意向

千歳市の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施（配布・回収ともに郵送）しました。

【調査期間】 平成30年12月7日から平成31年1月7日

【回収状況】

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者用	1,500 票	762 票	50.8%
小学生の保護者用	1,500 票	833 票	55.5%
合 計	3,000 票	1,595 票	53.2%

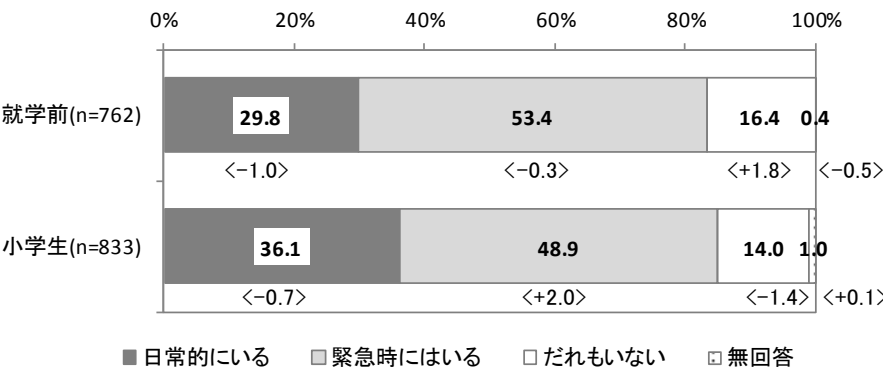
※グラフの<>内の数値は、前回（平成25年実施）調査値との差を表しています。

- <+○>・・・前回調査に比べ、○ポイント高い。
- <-△>・・・前回調査に比べ、△ポイント低い。
- <->・・・前回調査と同じ。
- <*>・・・前回調査がn=0、もしくは前回調査に当該選択肢がない。

《子どもの面倒をみてもらえる親族・知人》

就学前、小学生ともに全体の半数が「緊急時にはいる」、約3割が「日常的にいる」

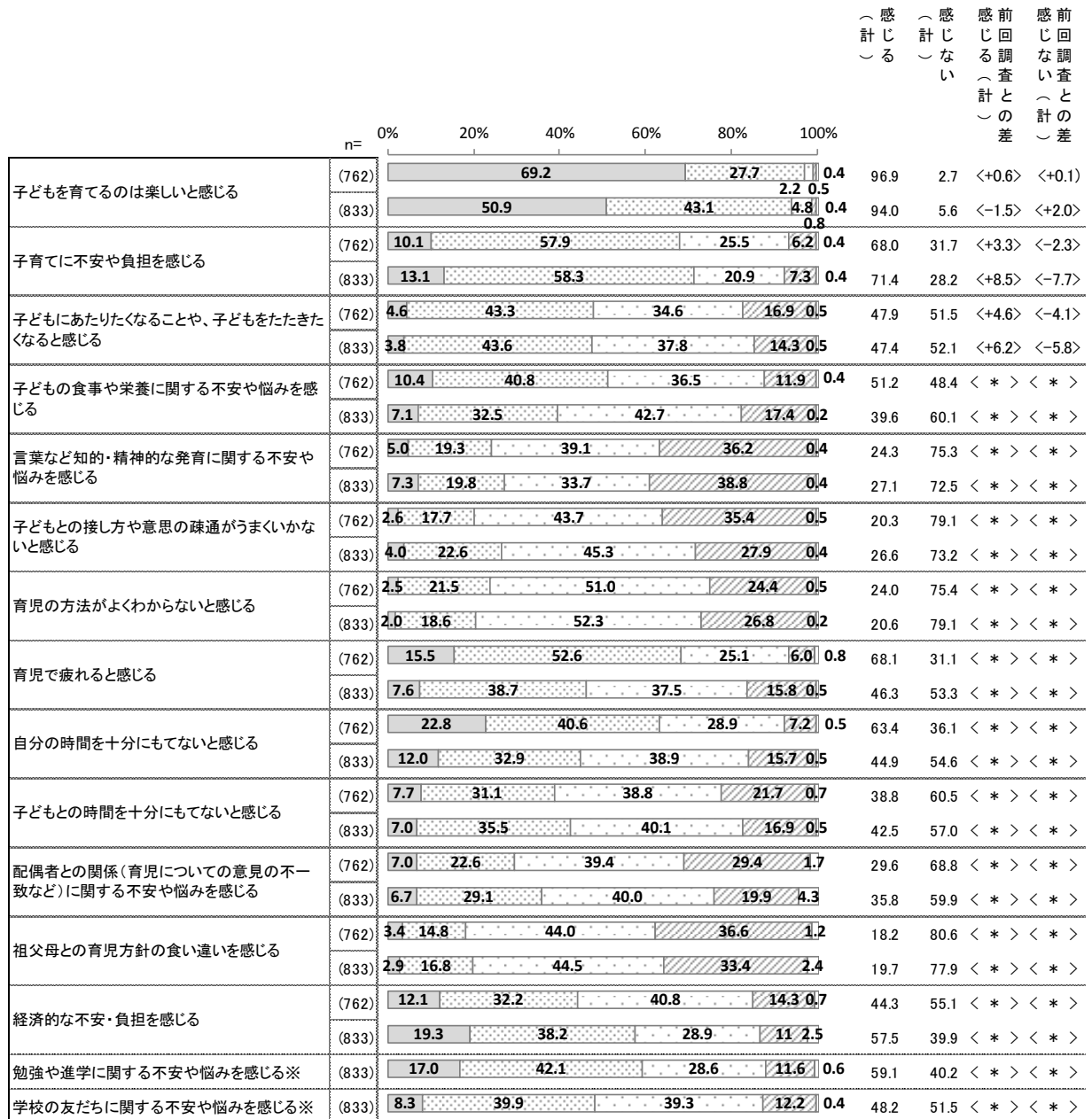
「緊急時にはいる」は就学前が53.4%、小学生が48.9%でともに最も多く、全体の半数を占めています。次いで「日常的にいる」は就学前が29.8%、小学生が36.1%となっています。



《子育てに関する不安や悩み》

就学前、小学生ともに「子どもを育てるのは楽しい」と感じている人が9割以上

就学前、小学生ともに「子どもを育てるのは楽しいと感じる」について、“よく感じる”“時々感じる”の合計が9割以上を占めています。そのほか、就学前で多くが感じていることは「子育てに不安や負担を感じる」「育児で疲れると感じる」「自分の時間を十分に持てないと感じる」、小学生では「子育てに不安や負担を感じる」「勉強や進学に関する不安や悩みを感じる」「経済的な不安・負担を感じる」が多くなっています。



上段：就学前(n=762)
下段：小学生(n=833)
※は小学生のみの設問

□ よく感じる □ 時々感じる □ あまり感じない
□ まったく感じない □ 無回答

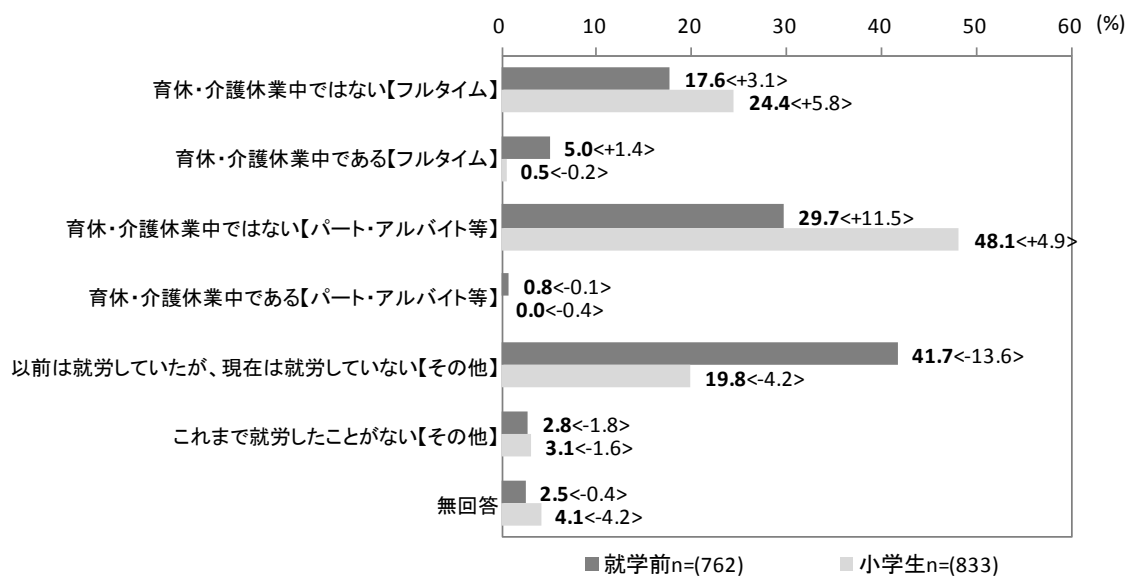
※<*>は前回調査にない項目を示している。

《お子さんの母親の就労状況》

母親の就労率は、就学前が約5割、小学生が約7割

父親の就労状況は9割以上がフルタイムですが、母親は就学前が「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.7%で約4割を占めています。小学生は「育休・介護休業中ではない（パート・アルバイト等）」が48.1%となっています。

また、5年前の調査結果と比較すると、就学前、小学生ともに就労している割合が高くなっており、働く母親が増えていることがわかります。

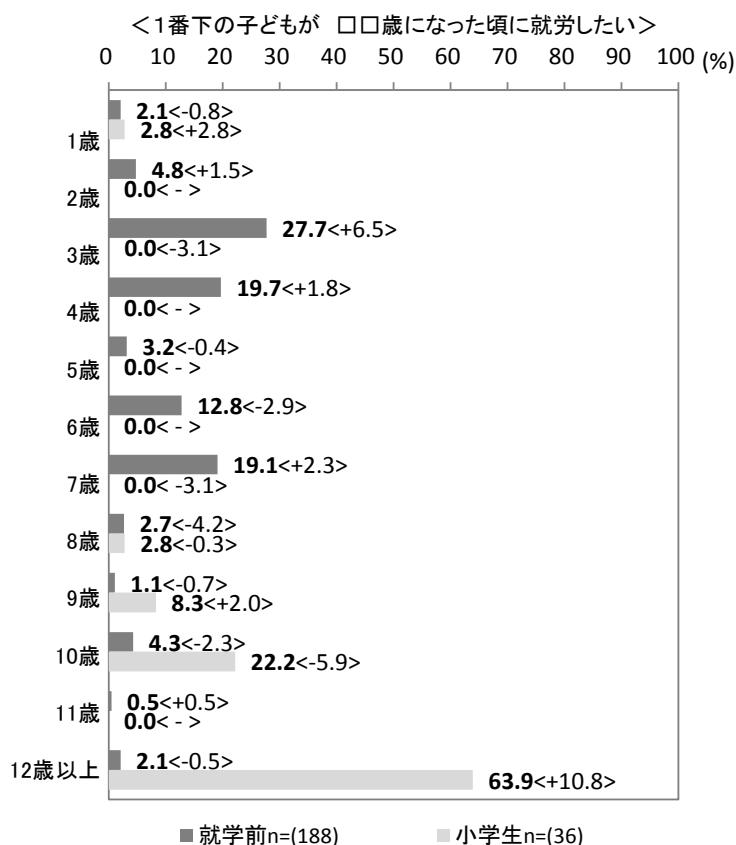
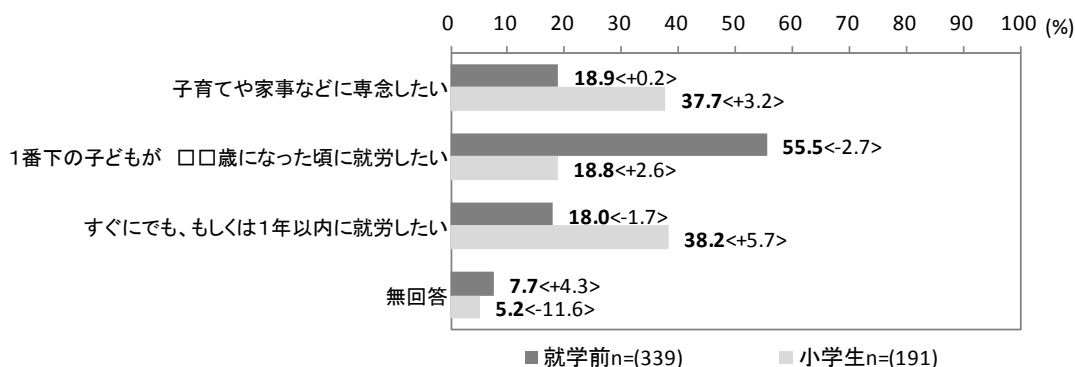


《現在就労していない母親の就労希望》

就労希望がある母親は、就学前は約 7 割、小学生は約 6 割

就学前は「1 番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい」が 55.5%で最も多く、小学生は「すぐにでも、もしくは1 年以内に就労したい」が 38.2%で最も多くなっています。

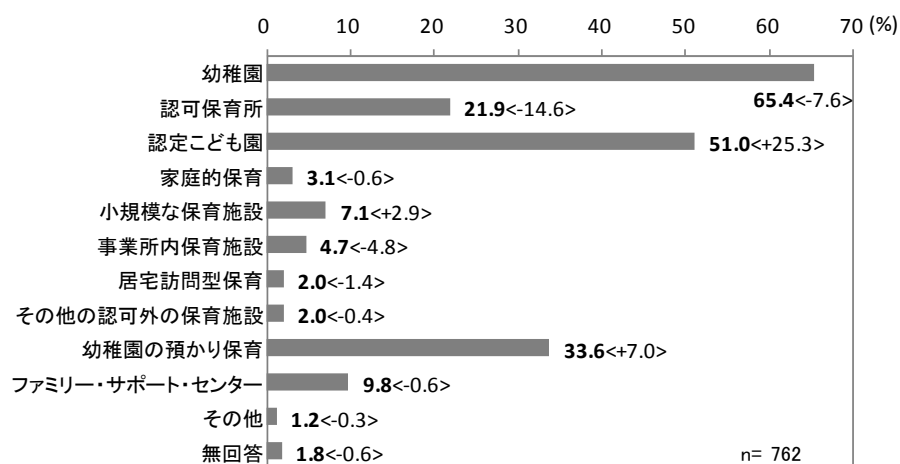
また、「1 番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい」場合の希望時期は、小学生で「12 歳以上」が最も多くなっています。



《幼稚園や保育所などの平日利用したいと考えている施設や制度》

今後の利用希望は、「幼稚園」が6割以上、「認定こども園」が約5割

現在利用している、していないに関わらず、今後の利用希望は「幼稚園」が65.4%で6割以上を占めています。次いで「認定こども園」が約5割、「幼稚園の預かり保育」が約3割となっています。

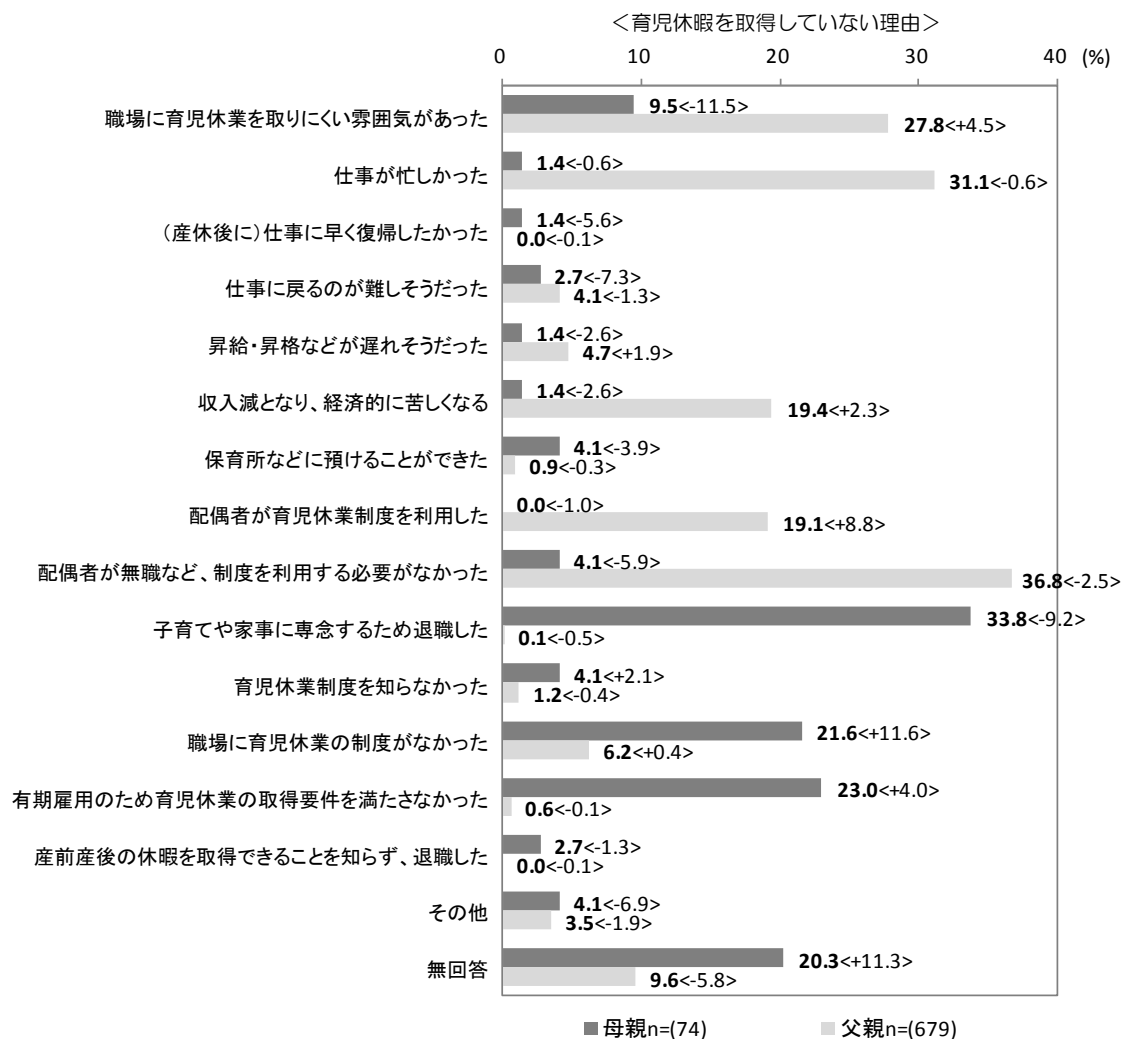


《父母の育児休業を取得していない理由》

育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」人が3割半ば

母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が33.8%で最も多く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が23.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が21.6%となっています。

一方、父親は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」が36.8%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が31.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.8%となっています。



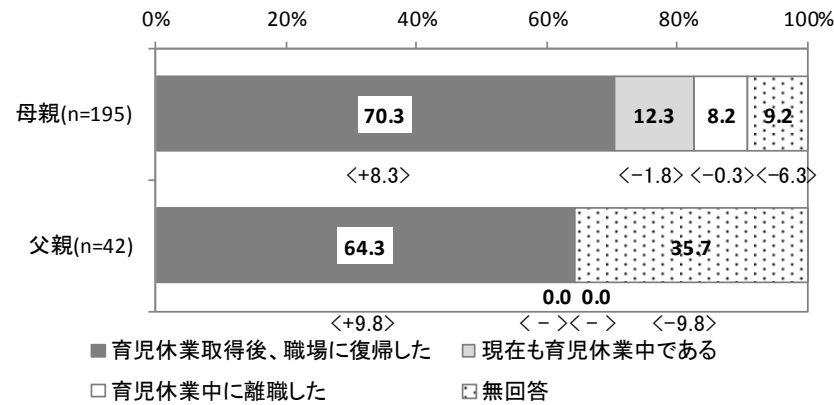
《育児休業取得後の職場復帰状況》

母親で育児休業取得後復帰した人は約7割、職場復帰時期は保育所への入所可否が大きく影響

母親は「育児休業取得後、職場に復帰した」人が70.3%、「現在も育児休業中である」人が12.3%、「育児休業中に離職した」人が8.2%となっています。

母親が希望よりも早く復帰した理由としては「希望する保育所に入るため」「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が各々3割前後となっています。そのほかの理由としては“1才で復帰が約束だから”“職場の人手不足”“職場に迷惑をかけないため”などの意見が挙がっています。

一方、母親が希望よりも遅く復帰した理由としては、「希望する保育所に入れなかったため」が75.0%で最も多くなっています。

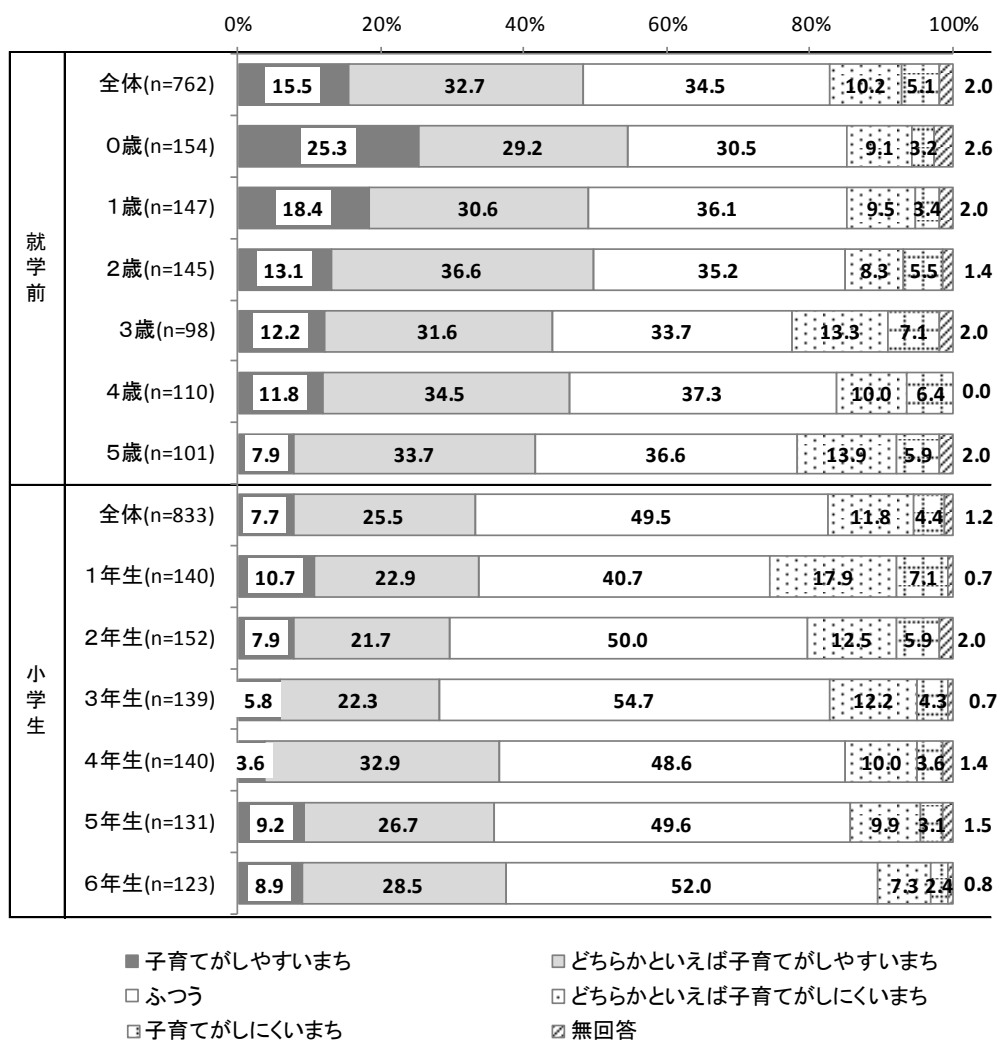


《千歳市の子育てしやすさ》

「子育てしやすいまち」という評価は就学前で約5割、小学生では3割強

就学前では「子育てしやすいまち」が15.5%、「どちらかといえば子育てしやすいまち」が32.7%となっており、合わせると48.2%が“子育てしやすいまち”と評価しています。

一方、小学生では「子育てしやすいまち」が7.7%、「どちらかといえば子育てしやすいまち」が25.5%となっており、合わせると33.2%が“子育てしやすいまち”と評価しています。

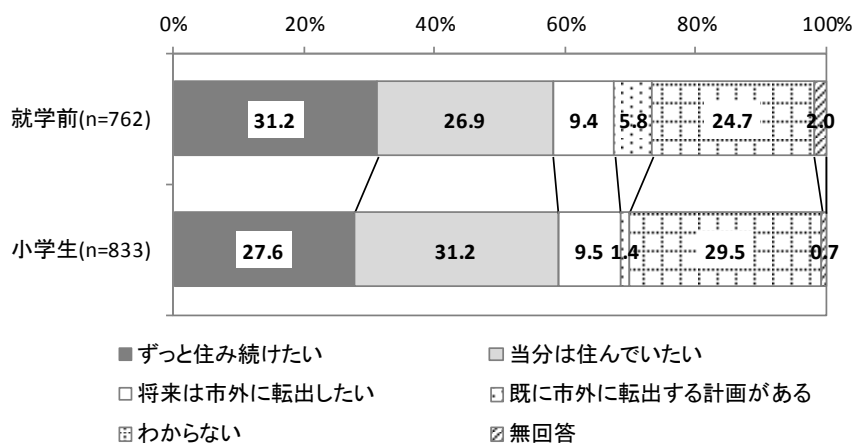


《将来的な千歳市への定住意向》

定住意向は、就学前、小学生いずれも6割弱

就学前では「ずっと住み続けたい」が31.2%、「当分は住んでいたい」が26.9%となっており、合わせると58.1%が定住意向を示しています。

一方、小学生では「ずっと住み続けたい」が27.6%、「当分は住んでいたい」が31.2%となっており、合わせると58.8%が定住意向を示しています。

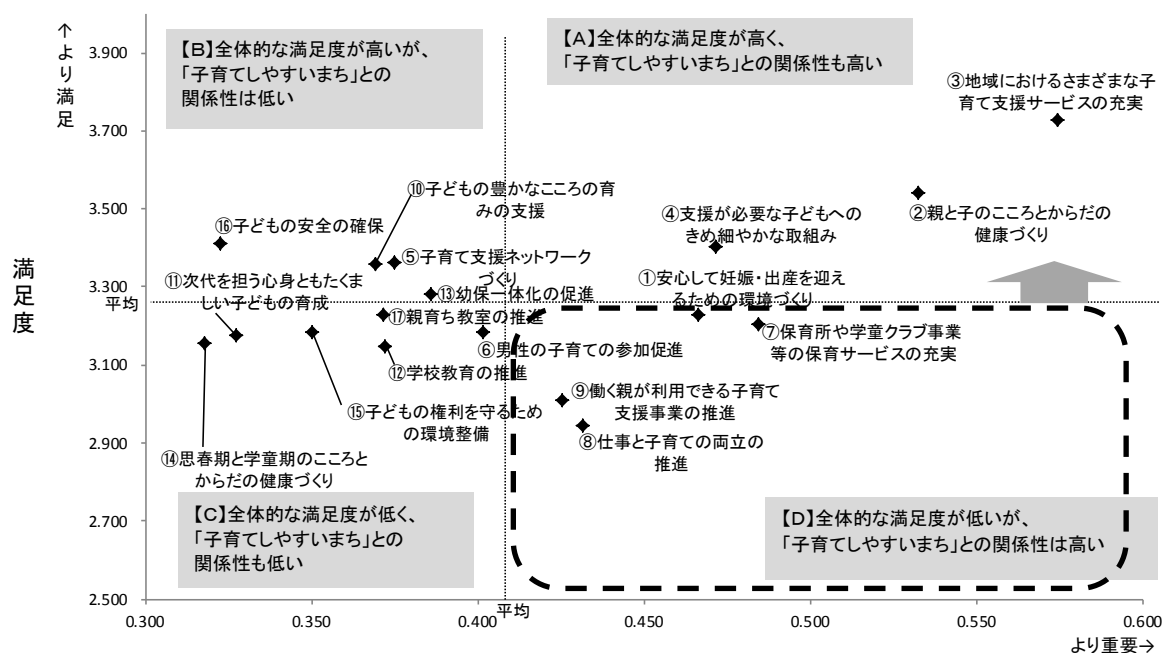


《「子育てしやすいまち（評価）」と「各取組（満足度）」の関係》

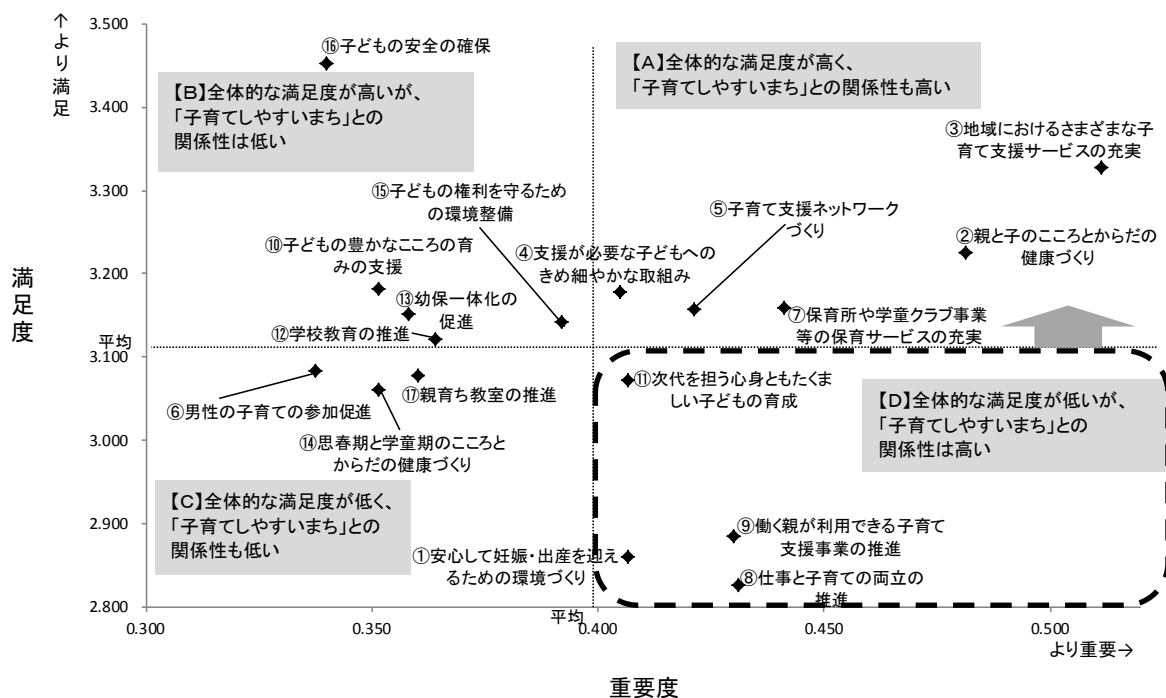
出産や働くための環境づくり、たくましい子どもの育成を推進することが重要

もっと子育てしやすいまちにするために重要なことは、就学前、小学生ともに「⑨働く親が利用できる子育て支援事業の推進」「⑧仕事と子育ての両立の推進」、就学前では「⑦保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実」「①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり」、小学生では「⑩次代を担う心身ともたくましい子どもの育成」「①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり」はく【D】全体的な満足度が低いが、「子育てしやすいまち」との関係性は高い>に位置しています。そのため、今後はこれらの取組に対する満足度を上げることが、“子育てしやすいまち”という評価につながると推測できます。

【就学前】



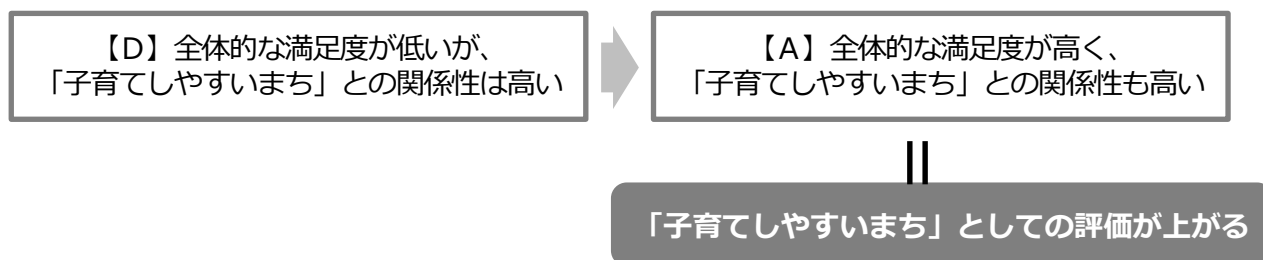
【小学生】



「子育てしやすいまち」との関係性が高い取組の満足度を上げるために

「子育てしやすいまち」との関係性が高い取組は、満足度が上がることで「子育てしやすいまち」としての評価も上がることに繋がります。

そのため、各取組がポジショニングしてある前頁散布図の“【D】全体的な満足度が低い、
「子育てしやすいまち」との関係性は高い”に該当する取組を、“【A】全体的な満足度が高く、
「子育てしやすいまち」との関係性も高い”象限へと移行させることが重要となります。



アンケート結果より、【D】から【A】に移行させるために、各々すべきことは以下の具体策が想定されます。

【就学前】

取 組	具体策
①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり	妊婦健診を受けやすくする、不妊治療助成
⑦保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実	保育所数増、一時保育を利用しやすく
⑧仕事と子育ての両立の推進	両立できる環境整備
⑨働く親が利用できる子育て支援事業の推進	子育て情報の充実・周知、相談体制の充実・周知

【小学生】

取 組	具体策
①安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり	妊婦健診を受けやすくする、不妊治療助成、妊婦教室や産後相談の充実
⑧仕事と子育ての両立の推進	両立できる環境整備
⑨働く親が利用できる子育て支援事業の推進	子育て情報の周知充実、相談体制の充実・周知
⑪次代を担う心身ともたくましい子どもの育成	スポーツ教室や習い事、クラブ等の増、屋内で安心して遊べる場所の増加

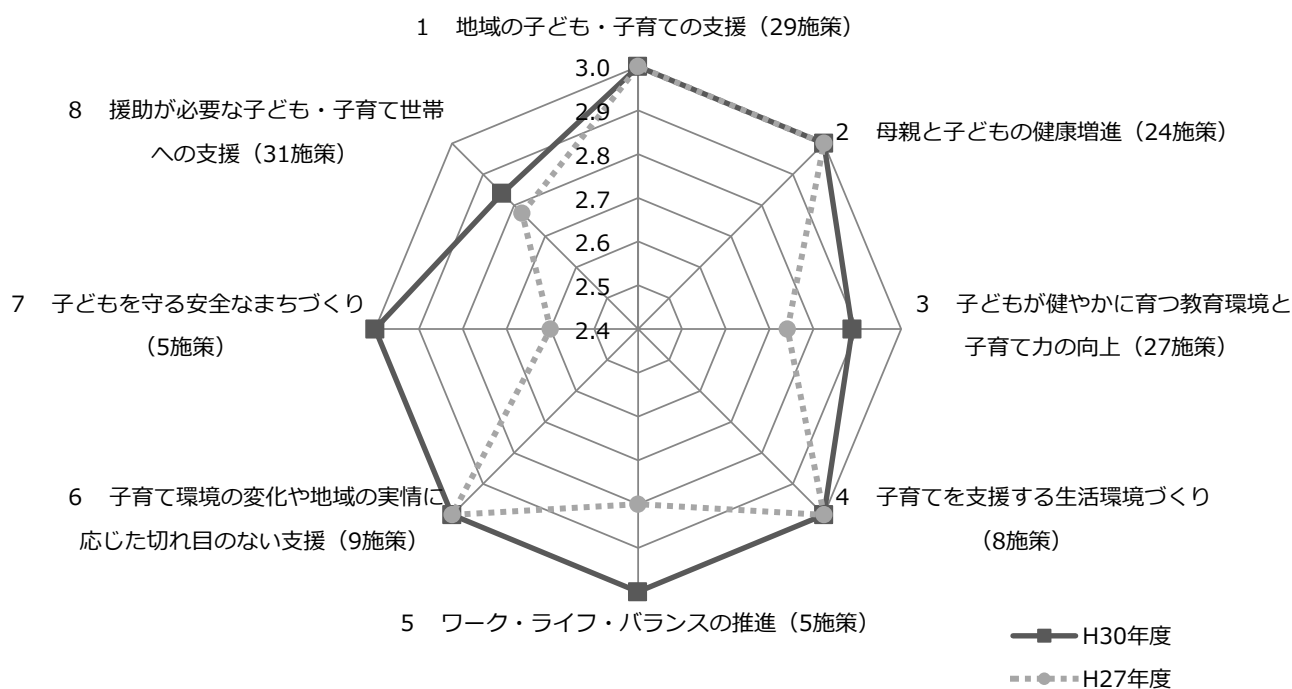
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

本市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年に「第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

現行計画を推進するために、年度ごとに計画の実施状況を把握し、評価を行い、市のホームページへ報告書を掲載しています。

計画初年度である平成27年度から平成30年度の基本目標ごとの施策については、概ね計画通りに進捗しており、各施策は着実に推進されています。

進捗状況	指数
達成・実施	3
達成に近い・大半を実施	2
未達成に近い・僅かに実施	1
未達成・未実施	0



3 今後の課題

■ 保育・教育サービスの充実

- ✓ 本市では児童数の減少がみられるなか、女性の就業率の増加にともない、保育ニーズが高まっている状況にあります。
- ✓ アンケート結果から、就学前、小学生の保護者ともにフルタイム、パート・アルバイト等の就労が平成26年に比べて増えています。また、現在就労していない母親も、将来的に就労を希望する人が半数以上いる状況にあります。
- ✓ また、充実してほしい取組について、保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実を求める声が多くみられ、今後は、ニーズに対応した保育・教育の提供量を確保するとともに、子ども一人ひとりに寄り添った保育・教育を提供することができるようサービスを充実していくことが大切です。

■ 仕事と子育ての両立の推進

- ✓ 女性の就業率向上、就労希望の向上にともない、仕事と子育てが両立できる環境を整えることは不可欠とされています。
- ✓ アンケート結果からは、育児休業を取得していない理由として、母親は育児休業の取得要件を満たしていなかったことや育児休業の制度がなかったことが多く、父親は仕事の忙しさや育児休業を取りにくい雰囲気があることが多くあげられていました。
- ✓ 今後は、結婚、出産、子育てをしながら安心して働くことができるよう、子育て支援に限らず、仕事と子育て、生活のバランスを保つための支援が必要です。

■ 子育てに対する切れ目のない支援

- ✓ 子育てに対しての不安や負担を抱える親は多く、これらを解消するためにも、妊娠期から子育て期まで、継続した相談・支援が受けられることは重要です。
- ✓ アンケート結果からは、子育てを気軽に相談できる人がいない人は、就学前保護者で5.5%、小学生保護者で13.1%いることから、悩みを一人で抱え込んでいることが見受けられます。
- ✓ また、安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり（妊婦検診、妊婦教室、特定不妊治療費助成等）は就学前、小学生保護者ともにさらなる充実を求めています。
- ✓ 子育て家庭の状況に応じた情報提供、きめ細やかな相談により、親の育児不安・負担の軽減を図り、妊娠前から妊娠後、子育て期まで各段階に応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。

■ 援助が必要な家庭への適切な支援

- ✓ アンケート結果からは、家計が赤字になる経済的困難を抱えている可能性がある人は1～2割、経済的な不安・負担を感じる人は4～6割となっています。
- ✓ 経済的困難や不安がある家庭は、家庭の状況が子どもの生活や学習にも影響を与えることが危惧され、世代を超えて連鎖する恐れもあります。
- ✓ そのため、生まれ育った家庭の環境によらず、子どもが未来への希望を持ち、自信や自己肯定感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会や環境を整える必要があります。
- ✓ さらに、虐待や貧困などの問題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、社会的な援助を必要とする子どもや家庭に対して、個々の事情や状況に応じた、適切な支援を行うことも重要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子どもは、将来の千歳市を担う大切な宝であり、子どもの幸せは市民全体の願いです。

子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、市の政策を考える上で普遍的なテーマであり、時代に合った子育て家庭の要請に応え、本市に相応しい子育て施策を展開することは、少子化に歯止めをかけ、よりいっそう飛躍するための最重要事項の一つであります。

このことから、本計画では、「子どもの視点」、「子育て家庭の視点」、「地域社会の視点」、「千歳の将来の視点」の4つのビジョン（基本理念）を掲げます。

**子どもが幸せを実感し、子育て家庭の笑顔があふれる、
みんなで子育てのまち**

基本的な視点：1 子どもを健やかに育む視点

子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

0歳から就学までの乳幼児期は、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、人との関わりや基本的な生きる力を得るための人間形成の基礎を培う大切な時期です。

就学後の学童期は、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められながら、育まれるための環境を整備することが大切です。

また、中高校生においても、次代の親となる世代としての認識のもとに、豊かな人間性を育み、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った関わりが必要です。

こうした、子どもの成長の段階に応じた育ちや個性を踏まえて、一人ひとりの子どもにとって適切で質の高い環境づくりを進めることで、すべての子どもが健やかに育つまちを目指します。

基本的な視点：2 子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支える視点

子育ての孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を目指します

千歳市は、年間に約6千人の市民が転出入するという地域特性があり、子育てについて身近に相談できる相手がいない方や子育てに孤立感を持つ親が多いと言われています。

子どもの成長段階に応じて、子育ての不安は常に変化していきますが、子育ての孤立感や負担感を軽減し、「子育てが楽しい」と感じることでできるきめ細やかな支援を行い、安心して子育てができる環境を目指します。

基本的な視点：3 子どもと子育て家庭をみんなで支える視点

保護者が喜びと安心を実感できる地域全体で子育てを支えるまちを目指します

本来、子育ては、保護者が子どもに限りない愛情を注ぎ、尊い命に感謝し、日々の成長の姿に感動しながら、親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みであり、家庭は、そのための中心となる場所です。

一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭や非正規雇用の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は変化しています。このような現状においては、家庭の中のみならず、地域や社会全体が、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるなどの支援が大切です。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとで、子育ての権利を享受することができるよう、そして、保護者が自己肯定感を持ちながら、喜びを感じ、安心して子育てをできるよう、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

基本的な視点：4 「子育てするなら、千歳市」、 子育て世代から選ばれるまちを目指す視点

子ども・子育て支援から将来の千歳の発展を目指します

少子化の進展に伴う人口減少は全国の自治体における重要な課題として受け止められている中、市は人口が減少してから少子化対策を実施するのではなく、第1期計画では先取りする形で、基本コンセプトを「子どもの健やかな成長」、「子育て世代の移住・定住促進」、「女性の妊娠・出産、就業の支援」、「住民のワーク・ライフ・バランスの向上」、「家庭や地域での子育て力の向上」と定める「子育てするなら、千歳市」の施策を展開しています。

本計画においても、「子育てするなら、千歳市」の考え方に即し、地域全体が子育て世代を応援する取組として、本市で子育て中の親が「もう一人子どもを生み、育てたい」と感じる施策や、次代を担う若い世代が「千歳市で子育てをしたい」という希望を持てる環境づくりを進めることで、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指します。

子ども・子育てビジョン(基本理念)

《視点1》 子どもの 視点

子どもを健やかに育む視点
子どもの最善の利益が実現される
まちづくりを目指します

《視点2》 子育て家庭 の視点

**子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで
切れ目なく支える視点**
子育ての孤立感や負担感を軽減し、
安心して子育てができる環境を目指します

子ども・子育て 4つの視点

《視点3》 地域社会の 視点

**子どもと子育て家庭を
みんなで支える視点**
保護者が喜びと安心を実感できる
地域全体で子育てを支えるまちを目指します

《視点4》 千歳の将来 の視点

**「子育てするなら、千歳市」、
子育て世代から選ばれるまちを目指す視点**
子ども・子育て支援から
将来の千歳の発展を目指します

2 基本目標

子ども・子育て支援法の「基本指針」を踏まえ、これまでの「第1期子ども・子育て支援事業計画」からの施策を継続するとともに、千歳市の将来を見据えた独自の施策展望を加えて、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標

1

子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実

学校・家庭・地域など、様々な分野が連携し、子どもが思いやりの心を持ち、幸福感を持ちながら健やかに育つことができるよう、家庭や地域における子育て力の向上のための効果的な取組を推進します。

基本目標

2

安心して子どもを生み育てられる環境の充実

家庭や子どもを持ちたい方が、安心して生み育てることのできる環境を整備するため、保健、医療、福祉など様々な分野が連携し、保護者と子どもの健康の増進を図るとともに、子どもの成長過程に応じて、子育て支援が途切れることのないようきめ細やかな支援を推進するとともに、すべての子育て世帯のライフスタイルに応じて、仕事と子育てが両立できるようにワーク・ライフ・バランスを推進します。

また、すべての子育て世帯に対する質の高い幼児教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援事業を提供するため、計画的な提供体制を確保します。

基本目標

3

子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、乳幼児連れでもおむつ交換や授乳場所等を提供してくれる施設や、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた設備、公園の整備等、子育てにやさしい環境の確保を図ります。

また、家庭・学校・地域などが連携し、社会全体で子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための防犯活動を推進します。

基本目標

4

配慮を要する子どもと家庭への支援

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の支援のほか、障がい（発達障がいを含む）のある子どもの支援を行うなど、援助が必要な子育て世帯への支援を推進します。

基本目標

5

人口 10 万人のまちづくりを目指す

「子育てするなら、千歳市」の推進

本市では人口増加対策をまちづくりの最重要課題と位置づけ人口 10 万人を目指した取組を実施していますが、子育てにおいても、子育て世代が「もう一人子どもを生み育てたい」「このまちで子育てをしたい」と実感できる子育て環境を整備し、「子育て世代に選ばれるまち」となることを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
子どもが幸せを実感し、子育て家庭の笑顔があふれる、みんなで子育てのまち	視点：1 子どもを健やかに育む視点	1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実	(1) 次代の親の育成 (2) 学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもが健やかに育まれる環境の充実 (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	視点：2 子育て家庭を妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支える視点	2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 地域における連携・交流の充実 (3) 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 仕事と子育てを両立するための環境づくり (6) 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり (7) 子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進
	視点：3 子どもと子育て家庭をみんなで支える視点	3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実	(1) 良質・良好な居住環境の確保 (2) 子育てにやさしい環境の整備 (3) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進
	視点：4 「子育てするなら、千歳市」、子育て世代から選ばれるまちを目指す視点	4 配慮を要する子どもと家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の充実 (4) 障がいのある子ども等への支援の充実 (5) 子育て家庭への経済的支援の充実
		5 人口10万人のまちづくりを目指す「子育てするなら、千歳市」の推進	(1) 子育てしやすいまちづくりを通じた人口増の推進

4 主要施策

本市は、定住促進策の一つとして、「子育てするなら、千歳市」の施策に取り組んでおり、次に掲げる全22事業を、本計画における主要施策として位置づけて推進します。

主要施策1 北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備

令和4年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新たな学童クラブ併設児童館を整備します。

主要施策2 「ランドセル来館」事業の推進

保護者の就労や病気などの理由で長期または一時的に留守家庭となる小学生のために、放課後にランドセルを背負ったまま児童館に直接来館できる登録制の「ランドセル来館」をすべての児童館で実施します。(利用料は無料)

主要施策3 子育て支援センターの機能充実

子育て支援センターへのボランティアサポートスタッフの配置や、土曜日や休日開館日、夜間における事業の拡充など、子育て世帯のニーズに合わせた取組を実施します。

主要施策4 ちとせ子育て特典カード事業の推進

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、市内に住所のある中学校終了までの子どものいる世帯を対象に「ちとせ子育て特典カード」を交付し、協賛店でカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

今後は、対象を18歳までの子どものいる世帯まで拡大し、子育て支援の充実に努めます。

主要施策5 特定教育・保育施設の充実

就労形態の多様化や女性の就業率の上昇による保育ニーズの増加に対応するため、保育定員を拡大してきましたが、幼児教育・保育の無償化により、さらなる保育ニーズの増加が想定されることから、幼稚園から認定こども園への移行を促進することなどにより、保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に努めます。

主要施策6 認定こども園化の促進

子どもたちに対する質の高い教育・保育の一体的な提供を目的として、保育所及び幼稚園の認定こども園化を促進します。

主要施策7 保育士等確保方策の推進

登録制の「千歳市保育士等人材バンク」や保育士等の就職に関する相談を行う「ちーマインダー」などを開設し、保育士等の人材確保に向けた取組を実施しており、今後も新たな確保方策を検討、実施します。

主要施策8 子育てに関する総合情報発信の拡充

子育てに関する総合情報の発信として、「困ったときに見る」から「普段から使える」を目指す「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」を作成・配布するほか、子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」の更新など、魅力的な総合情報の提供に努めます。

主要施策9 産後ケア事業の充実

出産後の心身の不調や育児不安等がある母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児技術等のきめ細やかな支援を提供し、産後うつ等に関連する不適切な養育を予防し、母子の安全と健康の増進を図るため、訪問型やデイサービス型（通所）で実施しています。

主要施策10 ちとせ版ネウボラの充実

従来、保健センターで実施していた「育児相談」を「こども・妊婦ネウボラ」に変更し、保健センターで妊産婦や子育て中の保護者の相談に応じるほか、市内の子育て支援センターを巡回し、妊産婦や学童期以降の保護者も含め、気軽に相談したり、相互に交流が図れる機会を提供します。

主要施策11 男性の育児参加の促進

これから父親となる男性への「父子健康手帳」の配布や父親の育児講座の開催及び父親同士の交流イベントを実施するとともに、企業向けの講座などを開催し、家族との時間を大切にす男性のワーク・ライフ・バランスの促進や子育てにやさしいまちの機運の醸成を図ります。

主要施策12 「いいお産の日 in ちとせ」の実施

毎年11月3日を「いいお産の日」として、子育て世代の方に「お産」や「子育て」について考える機会とするため、子育ての孤立感や不安感を軽減し、「子育ては楽しい」と感じられる妊娠から子育てまでの情報や講座、親子遊びを提供するなど、家族で一緒に楽しめる総合イベントを開催します。

主要施策 13 「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進

「ちとせっこセンター」と「げんきっこセンター」に「ちとせ子育てコンシェルジュ」をそれぞれ配置し、教育・保育施設や幅広い子育てサービスの情報収集・提供を行うほか、様々な機会をとらえ、きめ細かな支援を実施します。

主要施策 14 「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進

身近に相談できる相手が少ない方などに対する取組として、「ちとせ子育てコンシェルジュ」が子育て家庭を訪問し、子育ての悩みや孤立感の解消を図りながら、子育て支援サービスなどにつなげる取組を実施します。

主要施策 15 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施

本市の就学前児童のいる世帯のうち、約20%は居住5年未満であることから、転入した子育て世代を歓迎するため、親子同士がふれあい、知り合うきっかけづくりを目的とするバスツアーを実施します。

主要施策 16 「子ども家庭総合支援拠点」の運用

子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、実情の把握、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、そのほかの必要な支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、支援拠点の中核機関を担う家庭児童相談室が中心となり、関係機関・団体と連携しながら運用に取り組みます。

主要施策 17 「子育てスキルアップ講座」の実施

暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける学習プログラムとして、子育て支援団体との協働による「子育てスキルアップ講座」を開催し、子どものしつけ方法の普及に努めます。

主要施策 18 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進

職業能力の向上や専門的な資格取得などにより、母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立の促進を図るため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した際に、経費の一部を支給します。また、看護師等の資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する際において、修業中の生計不安を支援するための給付金を支給します。

主要施策 19 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進

社会全体で発達の遅れや障がいがある児童を支援する仕組みとして、こども通園センターの職員が認定こども園、保育所や幼稚園などを訪問して療育を提供するほか、各施設を巡回して発達が気になる児童に対する関わり方を助言するなど、障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を展開することで、教育・保育施設等で児童の受け入れを促進します。

主要施策 20 児童発達支援センター等の設置による地域支援の充実

療育指導を必要とする乳幼児の増加や保護者からの多様なニーズに対応するとともに、早期から障がいや発達の状況に応じて地域における適切な療育支援が受けられるよう、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業を一括して取り組む児童発達支援センターを設置します。

主要施策 21 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充

市独自の財源投入により、国の基準を超える保護者の負担軽減や、多子世帯、低所得者層の負担を軽減する取組を継続し、本市の子育てしやすい環境を整備します。

主要施策 22 不妊治療費助成事業の実施

不妊治療は保険が適用されない治療が多く、高額な負担が求められます。特定不妊治療（体外受精）の北海道の助成を上乗せする助成や、助成制度のない一般不妊治療（人工授精）の助成を市が独自に行うことで、子どもを望む夫婦が安心して治療に臨める環境を整備します。

第 4 章 量の見込みと提供体制の確保等

第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、そのほかの社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

第1期計画では、教育・保育提供区域を「市街周辺地区」と「向陽台地区」の2つのエリアとして設定していましたが、区域を分けることできめ細やかな計画となる反面、弾力的な運用がしづらいものとなります。

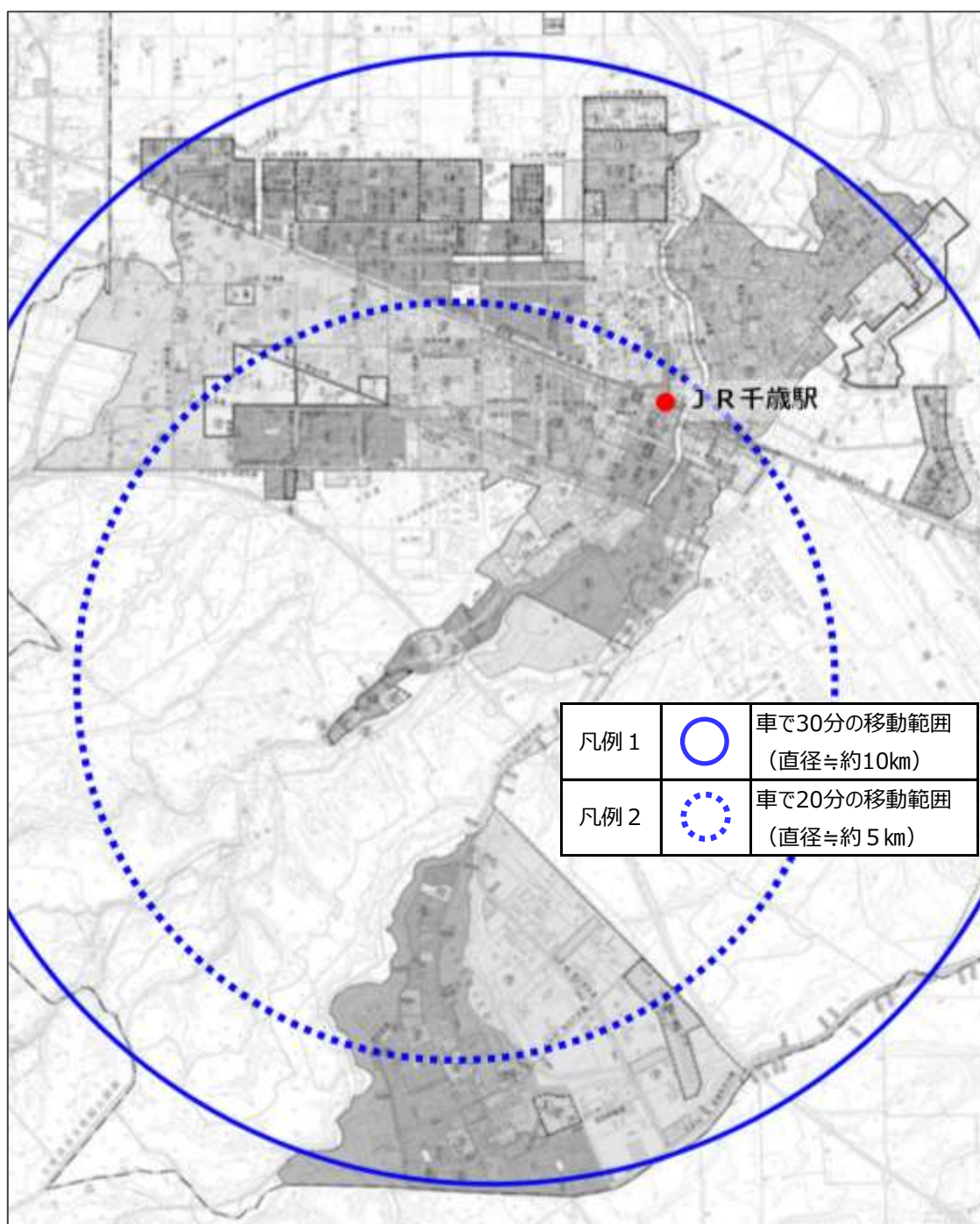
また、区域を分けることにより事業計画における需要量見込みの推計が困難であり、広域とすることで需要調整が容易となり、柔軟なサービス提供が可能となります。

そのため、以下の理由から、第2期計画では市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を『千歳市全域（行政区）』として設定します。

教育・保育提供区域の検討の理由

視点1	利用者にとって生活圏内の区域設定であるか	「向陽台地区」に居住する方は「市街周辺地区」と行き来する通勤者が多く、生活圏は地区内のみではなく、市中心部を含む「市街周辺地区」も合わせた範囲であること。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	市内の対角線上に位置する双方の教育・保育施設まで（最も離れた距離）、自家用車で30分未満の時間で登園することが可能であり、1つのエリアとしても距離的な問題は少ないと言えること。 ※国が示す「保育所等利用待機児童の定義」に準じて、登園するのに無理のない範囲（自宅から車で30分未満）を保育の提供範囲とした。（50ページ凡例1参照）
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に柔軟に対応できる区域設定であるか	「向陽台地区」の幼児教育・保育施設へ通う園児のうち、「市街周辺地区」から登園している児童は約4割程度いることから、「向陽台地区」内が1つの単独した提供区域とは言えないこと。（50ページ下段の表参照）
視点4		ＪＲ千歳駅付近から「向陽台地区」の幼児教育・保育施設までは、車で約20分程度で登園可能であり、「向陽台地区」が1つの単独した提供区域とは言えないこと。（50ページ凡例2参照）

保育の提供範囲



「向陽台地区」の特定教育・保育施設の利用状況

「向陽台地区」の特定教育・保育施設 へ登園している児童数	左記の内、市街周辺地区から「向陽台地区」 の幼児教育・保育施設へ登園している児童数 ※ () 内は割合
253 人	89 人 (35.2%)

(令和元年 11 月現在)

2 将来の子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口は、1歳以上は5歳毎の過去5年平均移動率、生残率と各年齢の人口を乗じて、移動数、生残数を計算し、それらを足し合わせることで各年齢の推計人口を算出しています。0歳人口（出生数）は、母親（15～49歳）の出生率（5歳毎）にそれぞれの人口を掛け合わせて算出しています。

単位：人

	現 況	推 計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	97,410	97,504	97,553	97,570	97,565	97,535
子ども人口 (0～17歳)	15,963	15,900	15,814	15,658	15,499	15,307
年少人口 (0～14歳)	13,226	13,074	12,896	12,719	12,580	12,410
就学前	5,044	4,922	4,800	4,660	4,631	4,618
0歳	771	799	792	788	785	781
1～2歳	1,590	1,546	1,550	1,570	1,560	1,553
3～5歳	2,683	2,577	2,458	2,302	2,286	2,283
小学生	5,422	5,417	5,377	5,321	5,178	5,062
低学年	2,681	2,642	2,643	2,652	2,548	2,430
高学年	2,741	2,775	2,734	2,669	2,630	2,632
中学生	2,760	2,735	2,720	2,738	2,772	2,730
高校生	2,737	2,827	2,918	2,939	2,920	2,897
子ども 人口比率	16.4%	16.3%	16.2%	16.0%	15.9%	15.7%
年少 人口比率	13.6%	13.4%	13.2%	13.0%	12.9%	12.7%

※現況の令和元年は4月1日現在の人口分布（外国人を含む推計）

※基礎データ

人口：住民基本台帳（日本人及び外国人）令和元年10月1日

移動率：住民基本台帳人口移動報告（総務省）平成26年～平成30年

（算出方法）各年齢層の転出数と転入数の差し引きを人口で割り返して算出

生残率：人口動態統計（厚生労働省）平成26年～平成30年

（算出方法）各年齢層の死亡数を人口で割り返して死亡率を計算し、1－死亡率とすることで生残率を算出

出生率：人口動態統計（厚生労働省）平成26年～平成30年

3 幼児教育・保育事業

子ども・子育て支援法では、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されています。

これらの教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの教育・保育給付の認定区分が設けられ、この区分に基づいて2つの給付（施設型・地域型保育）が行われ、施設・事業を利用することができます。

【教育・保育給付認定の種類】

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
1号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
	施設型給付	認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育など

（1）幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることとなりました。

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の費用が無償化されます。

無償化に係る給付を受けるためには、利用を希望する施設・サービス等に応じて新たな認定となる「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）」が必要となります。

新制度の幼児教育・保育施設に在園する3歳以上児の副食費については、年収360万円未満相当の世帯と、第3子以降の子どものいる世帯を対象に無償化することとなりましたが、これに併せて新制度の対象とならない私学助成の幼稚園についても新たな地域子育て支援事業の一環として、同様の対象範囲において、副食費の助成をしています。

【施設等利用給付認定の種類】

認定区分	給付の種類
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、私学助成幼稚園を利用し、教育部分のみを希望する場合
新2号認定	3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である場合）があり、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合
新3号認定	2歳以下の小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である場合）があることに加えて、保護者及び同一世帯員が市民税世帯非課税者で、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合

【年齢・課税状況・利用施設に応じた給付認定の種類】

児童の 年齢	世帯 区分	幼児教育・保育					
		認可保育所 認定こども園 (保育所機能) 地域型保育事業	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)		私学助成幼稚園		認可外保育 施設 一時預かり 病児保育
			教育のみ	教育＋ 預かり保育	教育のみ	教育＋ 預かり保育	
0-2 歳児	非課税 世帯	3号認定	－	－	－	－	新3号認定
満3歳児	非課税 世帯	2号認定	1号認定	1号認定 ＋ 新3号認定	新1号認定	新3号認定	新3号認定
	課税 世帯	2号認定 無償化対象外	1号認定	※預かり保育 は無償化 対象外	新1号認定	新1号認定 ※預かり保育 は無償化 対象外	無償化 対象外
3-5 歳児	すべての 世帯	2号認定	1号認定	1号認定 ＋ 新2号認定	新1号認定	新2号認定	新2号認定

※網かけ部分が無償化の対象。（一部対象外あり）

(2) 教育・保育の現状及び今後の確保方策について

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育

▼ 現在の定員と利用児童数の状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園	認可定員	813	954	1,326	1,419	1,516
	利用児童数	781	946	1,264	1,345	1,436
認可保育所	認可定員	245	255	125	145	145
	利用児童数	259	281	132	149	143
幼稚園 (施設給付型)	認可定員	0	100	1,184	1,150	1,150
	利用児童数	0	103	1,122	1,082	1,063
幼稚園 (私学助成)	認可定員	380	410	410	410	410
	利用児童数	365	360	370	361	355
小規模保育	認可定員	77	122	122	121	141
	利用児童数	62	106	121	113	126
事業所内保育 (地域枠)	認可定員	17	17	17	17	17
	利用児童数	0	7	8	6	6

※単位：人、各年5月1日現在

▼ 確保の方策

① 保育所から認定こども園への移行促進及び定員の見直し

幼児教育と保育の一体的利用に対する需要に応え、また、質の高い教育・保育サービスの平準化を図るとともに、女性就業率の上昇や「幼児教育・保育の無償化」による保育ニーズの増加に対応するため、保育所からの認定こども園（※2）への移行を促進します。また、認定こども園における認可定員の見直しを行い、恒常的な定員超過の解消を図ります。

② 幼稚園から認定こども園への移行促進

①と同様に、幼稚園からの認定こども園への移行を促進し、保育枠の拡大を図ります。

その際、3歳未満児の受け入れを行うため調理室などの施設整備を要する場合、必要に応じて、国の施設整備に関する補助事業等を活用し財政支援を行うことで、低年齢児の受け入れを促進します。

また、幼稚園から認定こども園への移行と併せて、2号及び3号認定子どもの受け入れに伴う「延長保育事業」の実施について促進を図ります。

③ 認定こども園における一時預かり事業の実施促進

認定こども園では、1号認定子どもによる教育標準時間（※3）の利用と併せて、教育課程終了後または長期休業中に子どもを預けたいというニーズが想定されます。

保護者の就労形態などに応じた多様な保育サービスを提供するため、認定こども園への移行と併せて「一時預かり事業（幼稚園型）（※4）」の実施について促進を図ります。（施設型給付を受けない幼稚園については、私学助成による預かり保育が実施されます。）

▼ 量の見込み（ニーズ量）

認可外保育施設と併せて、57 ページの「量の見込み」参照。

[用語解説]

- ※2「認定こども園」：幼稚園での幼児教育と保育での保育の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設をいいます。
- ※3「教育標準時間」：幼稚園、認定こども園における4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間をいいます。これを超える時間の利用は、一時預かり事業（幼稚園型）の対象となります。
- ※4「一時預かり事業（幼稚園型）」：基本的に特定教育・保育施設が在籍園児を対象として行う教育標準時間前後の預かりについて、委託または補助を行う市町村事業（地域子ども・子育て支援事業）。

認可外保育施設

従来から本市では、公立の認可外保育施設の整備及び運営のほか、一定の基準を満たす私立認可外保育施設に対し、運営支援を実施してきました。

公立の認可外保育移設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立認可外保育所(支笏湖、東千歳、中央、駒里など)	49	42	37	34	28
私立の認可外保育施設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業所内保育所	28	28	29	25	21
夜間保育所	8	5	5	4	4

※単位：人、各年5月1日現在

▼ 確保の方策

① 市立認可外保育所の実施

教育・保育施設等がない市街地から離れた農村地区や観光地区に開設している市の認可外保育所である「へき地保育所」については、保護者の就労形態や世帯の状況及び地域の実情に応じ、保育所の開設期間や時間を独自に設定するほか、保育の必要性の有無に関わらず柔軟な集団生活の場所を提供するなど、今後も地域の意向を尊重しながら運営することを基本とします。

また、近年では、会社員の農村移住や観光地のオールシーズン化等により、通年就労者の増加に加え、保育を要する児童の低年齢化など、地域の保育ニーズが変化してきていることから、市立認可外保育所としてのあり方について検討します。

② 私立認可外保育施設から認定こども園や小規模保育事業所等への移行促進

北海道や市の定める認可基準に基づき、必要に応じて国の施設整備に関する補助事業等を活用した整備等により、各施設への移行を促進し、保育の質の向上と保育定員の拡大を図ります。

③ 地域の実情に応じた私立認可外保育施設の保育に対する財政支援の継続

従来から財政支援を行ってきた私立認可外保育施設のうち、開所時間などの認可要件を満たさないことで認可保育所等へ移行することが困難な事業者に対し、引き続き市独自の補助による運営支援を継続することで、地域の実情に応じた保育環境を確保します。

▼ 量の見込み（ニーズ量）

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育と併せて、58 ページの「量の見込み」参照。

(3) 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版）」を踏まえつつ、子ども・子育て支援アンケート結果からの推計により算出し、さらに本市の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

1号認定（3～5歳教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園）

下表中の「1号」は「1号認定子ども」、「新2号」は、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであって、保育の必要性が認められる新2号認定子ども」を表します。（新制度では、両親が就労中でも2号認定ではなく、保護者の希望により1号認定を受け、教育標準時間と一時預かり事業を併用して利用することが可能です。）

（単位：人）

項 目			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号
量の見込み ①			1,297	432	1,269	422	1,245	411	1,229	406	1,220	405
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (1号枠)	371		362		355		347		355	
		幼稚園	1,027		1,000		980		959		982	
	確認を受けない幼稚園		371		362		355		347		355	
	計 ②		1,769		1,724		1,690		1,653		1,692	
	過不足数（②－①）			40		33		34		18		67

2号認定（3～5歳保育認定：保育所、認定こども園）

下表中の「認定こども園（2号枠）」は、認定こども園における保育標準時間・保育短時間の利用の数を表します。

また、「認可外保育施設（単独補助）等」は、市が財政支援を継続する認可外保育施設の利用や、農村、観光地区の市立認可外保育施設などの利用が見込まれる数を表します。

（単位：人）

項 目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
量の見込み ①			948	988	1,008	1,023	1,033
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (2号枠)	822	862	882	897	907
		認可保育所	18	18	18	18	18
	認可外保育施設(単独補助)等		94	94	94	94	94
	企業主導型保育施設(地域枠)		14	14	14	14	14
	計 ②		948	988	1,008	1,023	1,033
	過不足数 (②－①)			0	0	0	0

3号認定（0～2歳保育認定：保育所、認定こども園）

教育・保育の量の見込みと確保の方策については、認定区分のほか、3号認定子どもについては、下表のとおり「0歳」、「1・2歳」に分けることとされています。

（単位：人）

項 目			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳
量の見込み ①			156	664	161	679	164	686	164	691	164	691
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (3号枠)	77	405	82	420	85	427	85	432	85	432
		認可保育所	17	67	17	67	17	67	17	67	17	67
	特定 地域型 保育事業	小規模保育	52	73	52	73	52	73	52	73	52	73
		事業所内保育 (労働者枠除く)	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
		事業所内保育 (労働者枠)	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設(単独補助)等		10	68	10	68	10	68	10	68	10	68
	企業主導型保育施設(地域枠)		0	20	0	20	0	20	0	20	0	20
	計 ②		156	664	161	679	164	686	164	691	164	691
過不足数 (②－①)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業であり、この計画に沿って国、北海道の交付金と市の財源により事業を実施します。

なお、新制度の基本指針では、13 事業のうち 11 事業について目標事業量を設定することとされています。

(1) 利用者支援事業

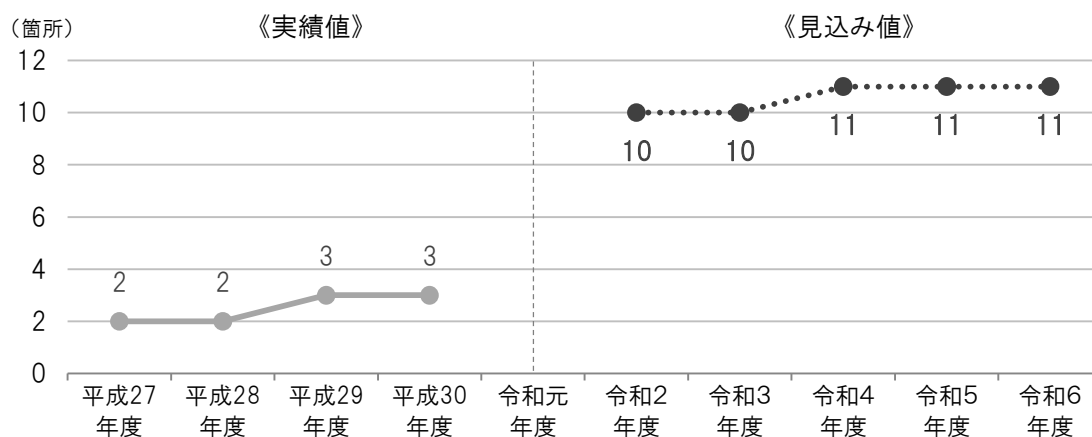
子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業

▼ 実施状況

平成 27 年度からちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各 2 名配置し、子育てに関する相談や教育、保育施設の情報提供などを行うほか、支援が必要な家庭を訪問する「ままサポート」を実施しています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(箇所)	2	2	3	3
相談件数(件)	607	1,157	1,633	1,497
訪問回数(回)	64	54	64	43

▼ 量の見込み(二一ズ量)



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	10	10	11	11	11

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

必要な方に支援が行き届くよう、さらに周知の強化を図るとともに、利用しやすい環境を整えるため、コンシェルジュ事業の活動の場の拡充などについても検討します。

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	10	10	11	11	11

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言、そのほかの援助を行う「地域子育て支援拠点」としての事業

▼ 実施状況

地域における子育て支援を総合的に展開するため、ちとせっこセンター、げんきっこセンター及びアリス子育て支援センターの3か所に「地域子育て支援拠点（一般型）」を設置し、子育て講座、子育て相談や子育て情報の提供のほか、子育てサークルなどの支援を行っています。

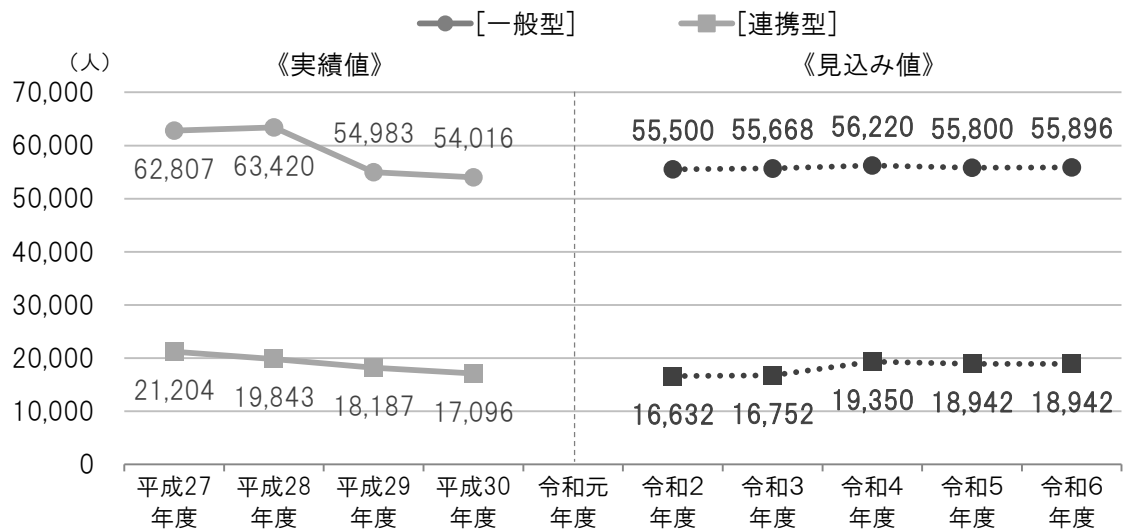
また、ちとせっこセンター、げんきっこセンターには、子育て中の親子が立ち寄り、親子同士が子育ての悩みを相談したり、友達をつくったりする「つどいの広場」（月～土曜日の9時30分～16時30分）を開設しており、多くの親子が交流しています。

項 目〔一般型〕	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所数	3	3	3	3
利用者数(人)	62,807	63,420	54,983	54,016
子育て相談件数(人)	586	582	452	438
つどいの広場利用者数(人)	51,647	52,980	44,482	43,714

さらに、平成27年度からは7か所の児童館に連携型子育て支援拠点を設置するとともに、平成31年4月に新設された「あんじゅ児童館」においても、市では初めての民間事業者への委託により実施しています。

項 目〔連携型〕	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所数	7	7	7	7
利用者数(人)	21,204	19,843	18,187	17,096
子育て相談件数(人)	136	81	81	78

▼ 量の見込み（ニーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 利用者数[一般型]	人	55,500	55,668	56,220	55,800	55,896
量の見込み 利用者数[連携型]	人	16,632	16,752	19,350	18,942	18,942

▼ 確保の方策

- ① 保護者のニーズに対応した身近な場所に「連携型子育て支援拠点」を拡充します。

「自宅から遠い」、「交通手段がない」など、子育て支援センターに行くことが難しい方のニーズに応えるため、みどり台地区に新設する児童館に「連携型子育て支援拠点」を設置します。

- ② 全11か所が連携し、身近な地域で子育て世帯をサポートします。

3か所の子育て支援センターと8か所の児童館が連携し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座等を実施することにより、身近な地域で子育て家庭をサポートします。

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	11	11	12	12	12

(3) 妊婦健康診査

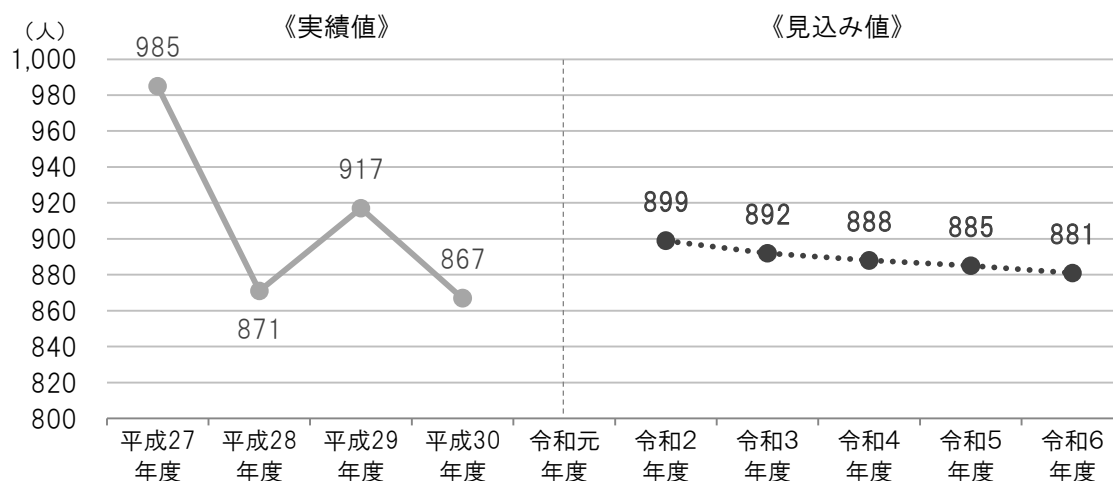
妊婦に対する健康診断として、健康状態の把握、検査計測、保健指導のほか、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業

▼ 実施状況

妊婦が定期的に健康診査を受診することで安全に出産できるよう、1人の妊婦に「妊婦一般健康診査受診票」14枚、「超音波受診票」6枚の妊婦健康診査の助成を行っています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診票配布数(人)		985	871	917	867
受診票 交付回数(回)	一般健診	14	14	14	14
	超音波検査	6	6	6	6

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	人	899	892	888	885	881

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。(112 ページ参照)

項 目			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方 策	一人あたりの 受診票 交付回数	妊婦一般健診	回	14	14	14	14	14
		超音波検査	回	6	6	6	6	6
	実施場所			受診票は全道の医療機関で使用可能。道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額の助成を実施。				
	実施時期			通年実施				
	実施体制			医療機関との委託契約				
	実施項目			国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

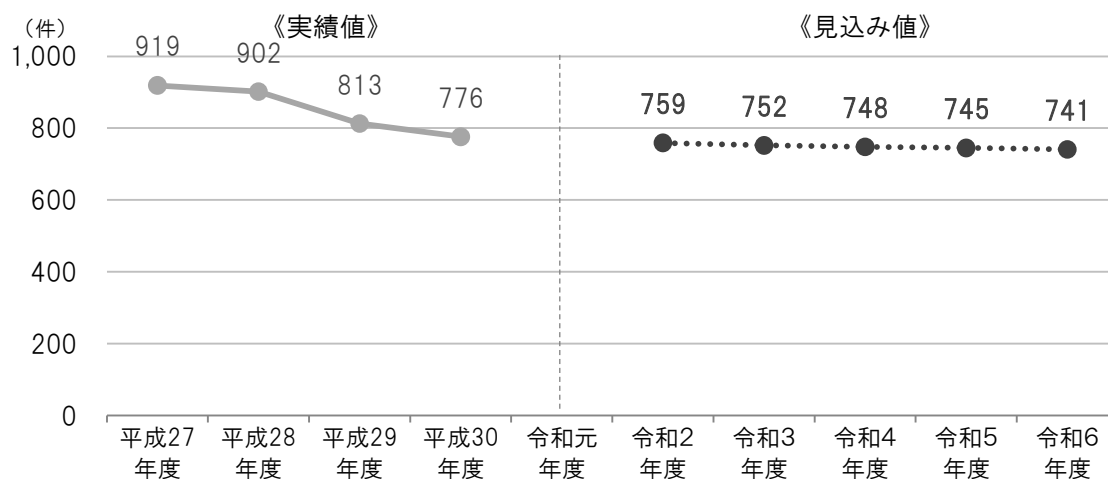
助産師や保健師が、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

▼ 実施状況

乳児の発達状況、産婦の心身の健康状態を確認し、子育て情報の提供や必要に応じた支援を行っています。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象家庭数(件)	946	929	822	827
訪問実績数(件)	919	902	813	776
実施率	97.1%	97.1%	98.9%	93.8%

▼ 量の見込み（二ーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	件	772	762	761	759	755

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

新生児の健やかな発育のため、事業を継続して実施し全戸の訪問に努めるとともに、妊娠中における出産や今後の不安に関するアンケートを行い、専門的な見地より、早期からの育児支援に努めます。（114 ページ参照）

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策						
対象世帯に対する目標実施率	%	100	100	100	100	100
実施体制	助産師 1 人、保健師 1 人					
実施機関	千歳市総合保健センター					

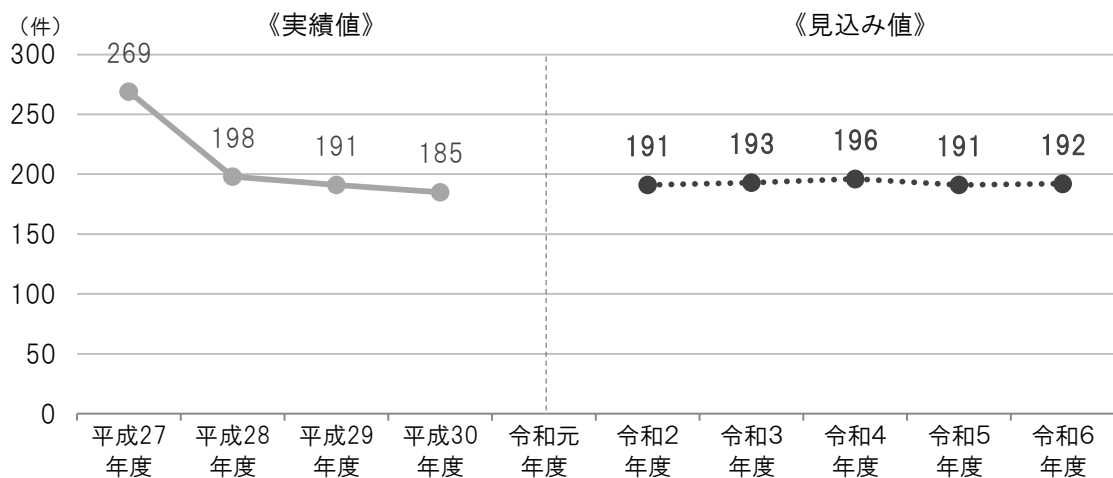
(5) 養育支援訪問事業等

健康状態や養育環境に問題を抱えた妊婦とその家族、及び養育や乳幼児の発達などに問題を抱えた乳幼児とその家族に対して、訪問などの個別支援を行う事業

▼ 実施状況

養育が困難なケースなどに応じて、助産師や保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスをを行っています。

▼ 量の見込み（ニーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	件	191	193	196	191	192

▼ 確保の方策

① 養育支援訪問事業を推進します。

引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門職による適切な支援を行うと同時に、養育改善が必要な家庭に対して、子どもの安心・安全な生活環境を確保するため、新たに養育支援ヘルパーの派遣による家事・育児支援を実施します。

また、関係機関との連携を強化し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」の機能を活用して児童虐待防止を推進します。(117、134 ページ参照)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施体制	保健師 7 人				
	実施機関	千歳市総合保健センター				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

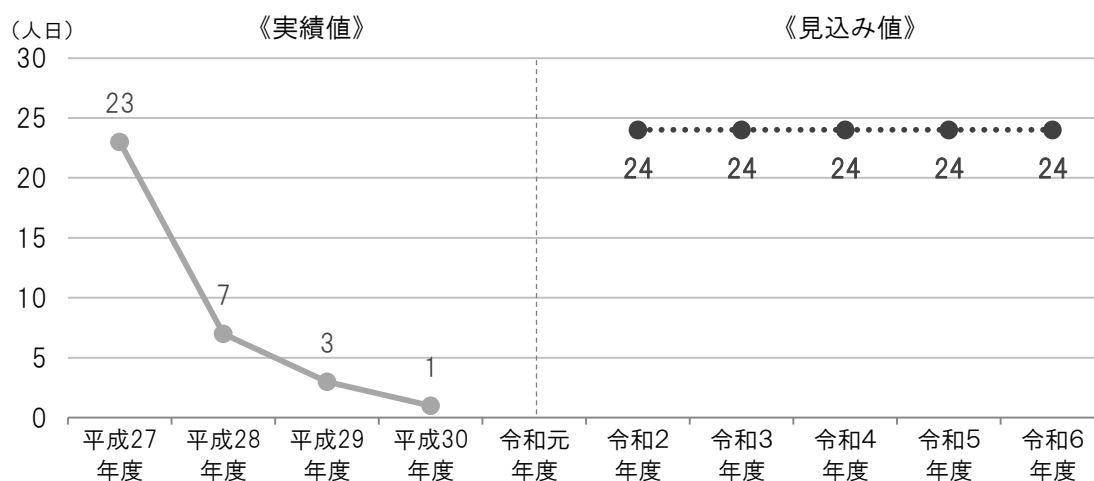
育児疲れや保護者の病気、そのほかの理由により、一時的に子どもを養育することが困難になった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間、子どもを児童養護施設で預かる事業

▼ 実施状況

北広島市に所在する2か所の児童養護施設に委託し、「ショートステイ事業」を実施しています。2か所で実施することで、一方の施設利用が困難な場合にも対応できる体制としています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受入児童延べ人数(人日)	23	7	3	1
利用延べ日数(日)	113	44	14	3
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	24	24	24	24	24

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

引き続き、養育が困難な家庭の事情に応じて、ショートステイ事業を2か所の児童養護施設で実施します。(103 ページ参照)

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	利用可能数 ②	人日	100	100	100	100
過不足数 (②-①)		人日	76	76	76	76

(7) 小学生 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整やアドバイスなどを行う事業

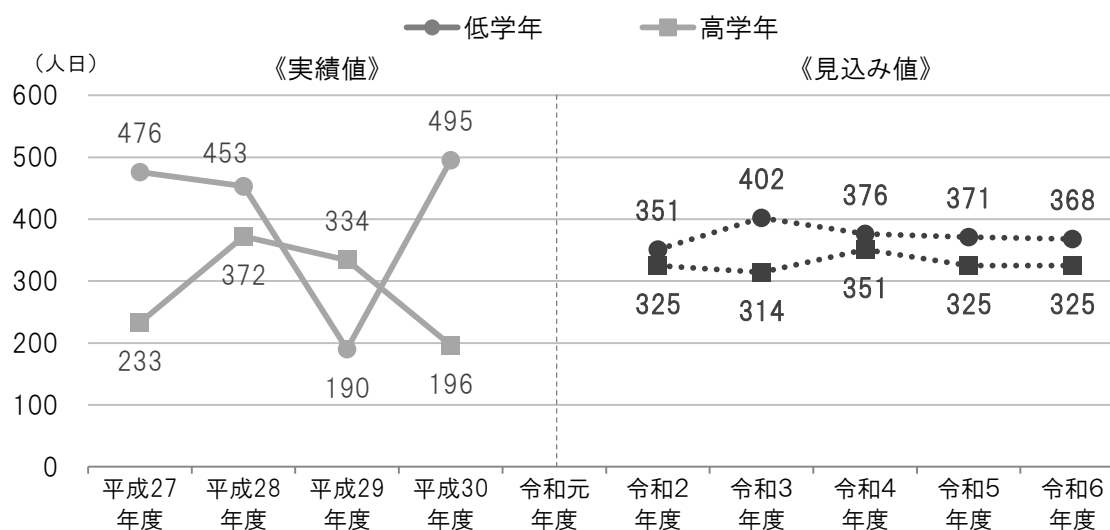
▼ 実施状況

千歳市社会福祉協議会に事業を委託しており、提供会員数は年々増加の傾向にあります。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
活動件数(人日)	低学年	476	453	190	495
	高学年	233	372	334	196
	計	709	825	524	691
提供会員数(人)		186	194	194	197
依頼会員数(人)		711	762	830	855
両方会員数(人)		173	166	160	159

※会員数は各年 4 月 1 日現在

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項 目		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	低学年	人日	351	402	376	371	368
	高学年	人日	325	314	351	325	325
	計 ①	人日	676	716	727	696	693

▼ 確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、提供会員等の資質を向上するための研修等を実施します。
(102 ページ参照)

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施個所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人日	900	900	900	900	900
過不足数 (②-①)		人日	224	184	173	204	207

(8) 在園児対象 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）として、1号認定を受けた子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える施設利用ができる事業

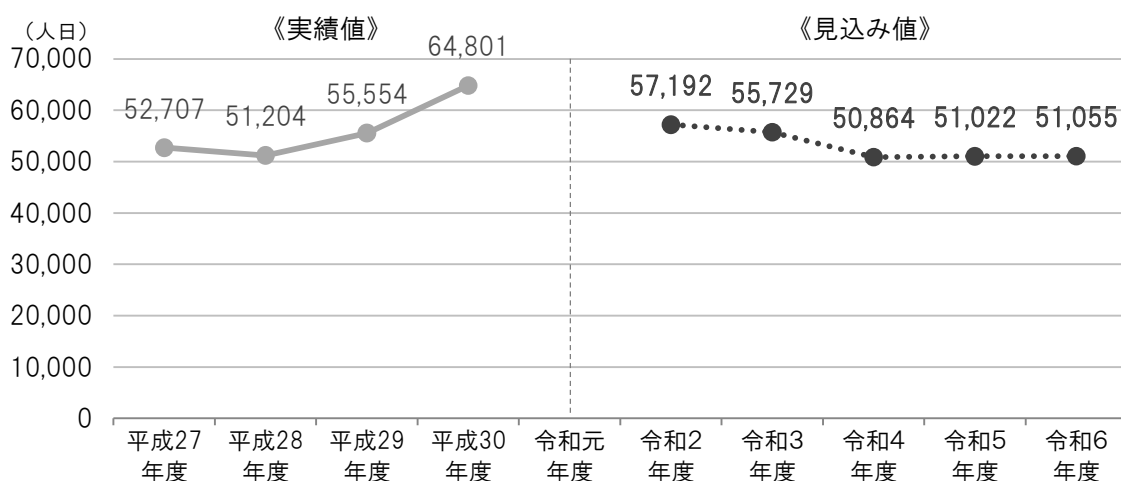
▼ 実施状況

現在は、すべての私立幼稚園及び認定こども園で預かり保育が実施されています。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施幼稚園(箇所)	17	17	19	20
実施利用件数(人日)	52,707	51,204	55,554	64,801

※私学助成の幼稚園は、国、北海道の「預かり保育推進事業（私学助成）」により実施されています。

▼ 量の見込み（ニーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	57,192	55,729	50,864	51,022	51,055

▼ 確保の方策

① 一時預かり事業（幼稚園型）を活用した事業を推進します。

1号認定を受け、認定こども園、幼稚園を利用する子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える利用ができるよう、事業を推進します。（102ページ参照）

② 私学助成による幼稚園での預かり保育の実施を継続します。

私学助成による運営を継続する幼稚園（（給付の）確認を受けない幼稚園）に対しては、子ども・子育て支援法の施行後も私学助成による国、北海道の「預かり保育推進事業」が実施されます。

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	23	23	23	23	23
	利用可能数 ②	人日	57,192	55,729	50,864	51,022	51,055
過不足数（②-①）		人日	0	0	0	0	0

（9）在園児以外 一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業

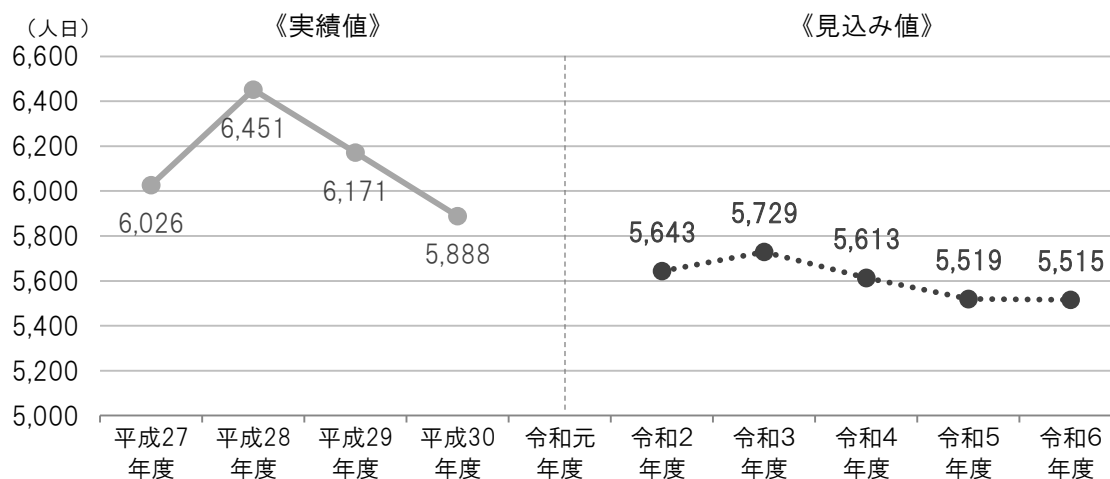
保護者の就労や疾病、育児疲れなどの様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業

▼ 実施状況

現在は、2か所の公立認定こども園と、3か所の私立認定こども園で行う「一時預かり事業（一般型）」と、「ファミリー・サポート・センター事業」により、実施しています。

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業 （一般型）	実施箇所数(箇所)	4	4	4	5
	定員(人)	36	36	36	42
	利用者数(人日)	4,743	5,105	4,580	4,516
ファミリー・サポート・ センター(就学前児童)	利用者数(人日)	1,283	1,346	1,591	1,372

▼ 量の見込み（二ーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	5,643	5,729	5,613	5,519	5,515

▼ 確保の方策

① 一時預かり事業（一般型）を活用した事業を推進します。

地域のより身近な場所で、安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。（102 ページ参照）

② ファミリー・サポート・センター事業での乳幼児受け入れを今後も引き続き実施します。

小学生と同様に、就学前の子どもに対するファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、引き続き提供会員等の拡大と資質を向上するための研修等を実施します。（102 ページ参照）

項 目			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方 策	一時預かり事業(一般型)	実施個所数	箇所	5	6	6	6	6
		利用可能数	人日	5,105	5,834	5,834	5,834	5,834
	ファミリー・サポート・センター(就学前児童)	実施個所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591
	利用可能数計 ②		人日	6,696	7,425	7,425	7,425	7,425
過不足数 (②-①)			人日	1,053	1,696	1,812	1,906	1,910

(10) 延長保育事業

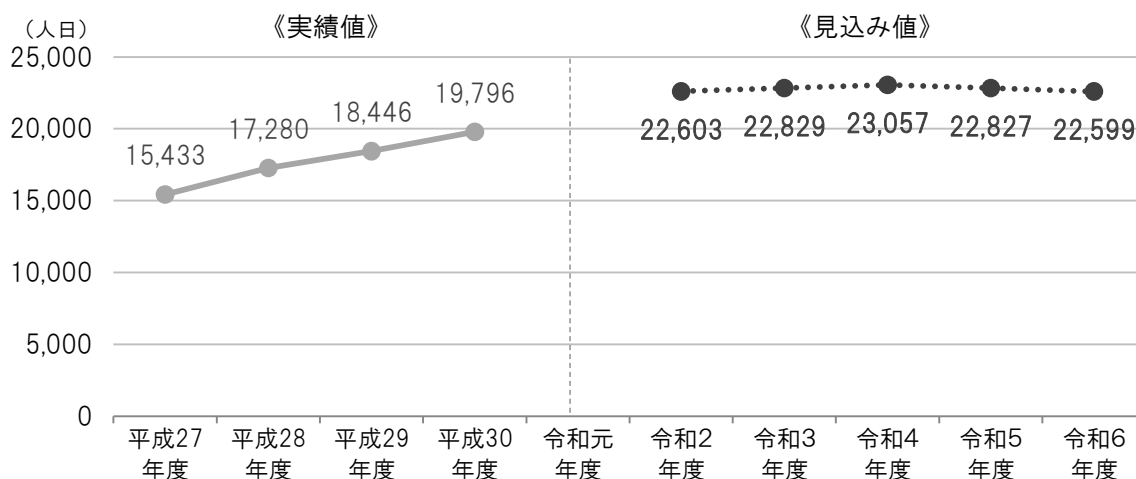
2号、3号認定子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。保育標準時間（11 時間）及び保育短時間（8 時間）認定を受けた子どもが認定時間を超えて保育の提供を受けることができます。

▼ 実施状況

25 か所の教育・保育施設で、認定時間を超える保育を実施しています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数(人日)	15,433	17,280	18,446	19,796
実施箇所数(箇所)	18	19	21	25

▼ 量の見込み（二一ズ量）



項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み ①	人日	22,603	22,829	23,057	22,827	22,599

▼ 確保の方策

① 引き続き、事業を実施します。

現在は、一部保育短時間認定に限る場合もありますが、地域型保育事業所を含め、全園で実施しています。引き続き、保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、実施を継続していきます。（105 ページ参照）

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	28	28	28	28	28
	利用可能数 ②	人日	22,603	22,829	23,057	22,827	22,599
過不足数（②-①）		人日	0	0	0	0	0

(11) 病児・病後児保育事業、緊急サポートネットワーク事業

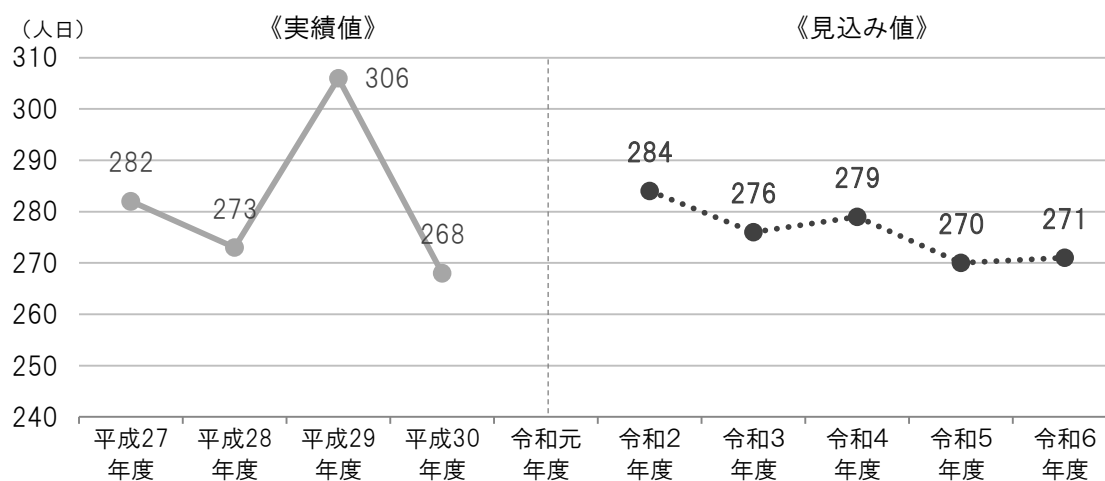
病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師等が一時的に預かる事業と、子育て相互援助活動の一環として病児や緊急時の預かりを行う事業

▼ 実施状況

市立千歳市民病院に併設する「千歳こどもデイケアルーム」を専用施設とし、看護師と保育士の配置により、病児・病後児の預かりを実施しているほか、緊急的な預かり希望に対応する「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型）」の「緊急サポートネットワーク事業」をそれぞれ委託事業により実施しています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児・病後児 保育事業 (千歳こども デイケアルーム)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	定員数(人)	3	3	3	3
	延べ利用者数(人日)	240	246	251	217
緊急サポート ネットワーク 事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	延べ利用者数(人日)	42	27	55	51

▼ 量の見込み（ニーズ量）



項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	284	276	279	270	271

▼確保の方策

① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、緊急サポートネットワーク事業においては、子どもを預かる側の提供会員等の拡大と資質を向上するための専門的な研修等を実施します。(103、106ページ参照)

項 目			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方 策	病児・病後児 保育事業 (千歳こども デイクアールム)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	900	900	900	900	900
	緊急サポート ネットワーク 事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	55	55	55	55	55
	利用可能数計 ②		人日	955	955	955	955	955
過不足数 (②-①)			人日	671	679	676	685	684

(12) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間留守になる家庭の小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

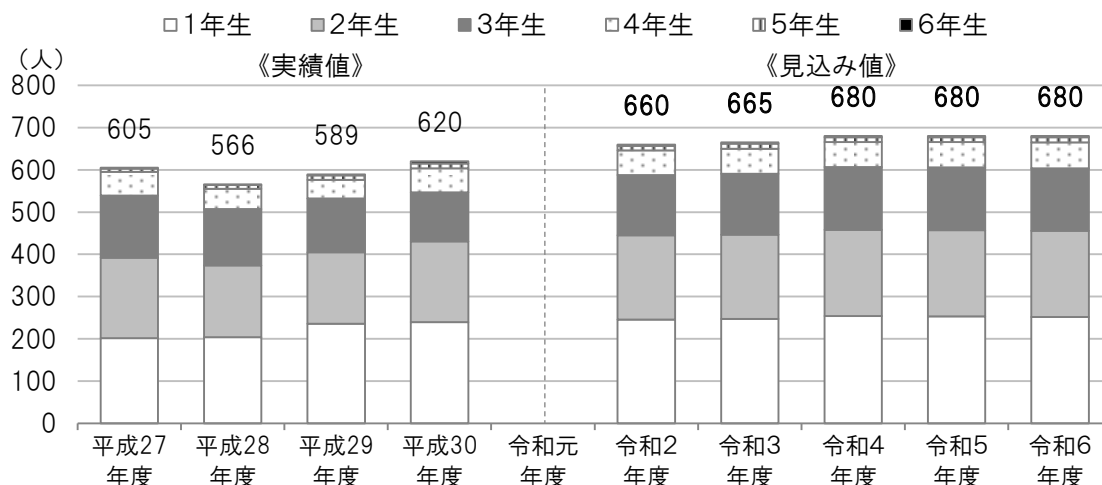
▼ 実施状況

学童クラブは市内 17 か所で実施しています。平成 26 年度からは対象学年を 3 年生までから 4 年生までに広げ、さらに平成 27 年度からは 6 年生までに広げています。定員についても需要増に対応するため、平成 27 年度の 760 人から平成 30 年度には 860 人に拡大しています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数(箇所)	15	15	16	17
定員数(人)	760	760	830	860
登録児童数(人)	605	566	589	620
1 年生	202	204	236	240
2 年生	190	170	169	191
3 年生	147	133	127	116
4 年生	56	48	44	57
5 年生	8	9	11	11
6 年生	2	2	2	5

※各年 4 月 1 日現在

▼ 量の見込み（ニーズ量）



項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	人	246	247	254	253	252
	2年生	人	199	200	204	204	204
	3年生	人	143	144	149	149	148
	4年生	人	58	59	59	60	61
	5年生	人	11	12	11	11	12
	6年生	人	3	3	3	3	3
	計 ①	人	660	665	680	680	680

▼ 確保の方策

① 学童クラブの増設により、需要増に対応します。

令和4年度の北陽小学校分離校新設に併せ、学童クラブの増設を図ります。（94 ページ参照）

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	学童クラブ実施個所数	箇所	17	17	19	19	19
	利用可能数 ②	人	860	860	960	960	960
過不足数（②-①）		人	200	200	280	280	280

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 市の考え方

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の一体化のみならず、保護者の就労実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、千歳市の未来を見据える上で重要な施策の一つとなっています。

(2) 市民のニーズ

アンケートからは幼稚園の利用を求める方の割合が最も多く 65.4%であり、認定こども園も 51.0%と同程度の利用希望となっています。一方、母親が就労している世帯は 53.1%で、5年前のアンケートと比較して 15.9%の増加となっており、女性就労率の上昇による保育ニーズの増加が伺えます。また、現在、幼児教育・保育を利用していない方は、無償化実施後には新たに幼稚園や保育所などを利用したいと考えている方が 72.7%と多く、教育・保育施設の利用希望者が多いアンケート結果となっています。

(3) 基本的な方針

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることのほか、在園児以外の親子登園や子育て相談など、地域の子育て支援を実施することが義務づけられています。

特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設であり、職員配置や保育室の面積などの施設基準について、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐことを基本としています。

本市としては、保護者の就労の形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い基準を満たす施設において、継続的に教育と保育が提供されることなどについて、本市の子育て家庭のニーズに整合していること、また、施設に入所する子ども以外も対象とする子育て支援が地域で展開されることなどから、幼保連携型を主とする認定こども園の普及促進に取り組むこととします。

また、教育・保育施設設置者の意向により、保育所または幼稚園のまま運営を継続する施設についても、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、全市一体的な子育て支援サービスの提供に努めます。

（４）具体的な推進方策

① 公立の幼保連携型認定こども園の運営（２か所）

２か所の公立幼保連携型認定こども園（認定こども園ひまわり、認定こども園つばさ）が次の役割を担うことで、全市的な教育・保育の一体的な提供を推進します。

ア 教育・保育施設の相互連携及び子どもの教育・保育施設の利用が困難な際のセーフティネットの役割

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、市内の教育・保育施設の相互連携を一層強化します。なお、特別な配慮が必要な子どもなど、教育・保育施設の利用が困難な事例が生じた場合は、公立の幼保連携型認定こども園がセーフティネットの役割を担い、受け入れを行うことで、すべての子どもの教育・保育施設による健全な育成を担保します。

また、受け入れのノウハウを私立の教育・保育施設に提供することにより、子育てを支援する体制づくりを進めていきます。

イ 地域型保育事業の支援と連携

２歳以下の子ども（３号認定）の保育を行う地域型保育事業の実施者は、事業実施にあたり、将来３歳以上になった子ども（２号認定）の受け皿や保育の実施に伴うバックアップ体制を確保するため、認定こども園、保育所などの「連携施設」を設ける必要がありますが、２か所の公立幼保連携型認定こども園は、公立の地域型保育事業の連携施設として、子どもの円滑な保育の継続を担保すると同時に、地域型保育事業の実施に必要な支援を行うことで、多様な保育機能を下支えします。

ウ 質の確保と向上のための全市的な研修の実施

公立の幼保連携型認定こども園が主体となり、特徴のある教育・保育カリキュラムの作成や、アレルギー原因食品を極力使わない「なかよし給食」など児童の安全確保のための取組、専門的知識の向上や実務技能習得のための研修会等を実施し、私立の教育・保育施設従事者に参加を呼びかけ、広域的な質の確保と向上を図ります。

② 私立の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進

公立施設の役割である需給調整機能により、２か所の公立幼保連携型認定こども園（※５）の定員（２号認定、３号認定の子どもに関する保育枠）を、在園児に配慮しながら順次削減し、幼稚園などの私立教育・保育施設への保育枠の配分を行うことで、認定こども園への移行を促進します。

③ 国及び北海道の補助事業等を活用した施設整備の実施

私立の教育・保育施設等が認定こども園へと移行するにあたり施設整備を要する場合、国及び北海道の補助事業等を活用し、その範囲内で補助を実施します。

補助の実施にあたっては、地域の実情や施設状況、地域の理解、延長保育等の地域子ども・

子育て支援事業の展開や、特別な支援を必要とする子どもの受け入れなどを十分に踏まえたものとするため、公募型プロポーザル形式により事業者を選定し、順次、認定こども園に移行するための整備を行うことで、子どもと保護者の教育・保育施設の選択肢の幅を広げていくこととします。

(5) 認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との連携の推進

認定こども園、保育所、幼稚園等の幼児教育・保育施設と小学校においては、障がいのある子どもの自立と社会参加の推進に取り組む研修会の開催や、小学校教諭と保育教諭等との懇談会の開催など、子どもの成長に関する情報を共有するほか、幼児教育・保育施設に通う子どもが小学校を見学するなど、未就学の子どもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるとともに、幼稚園などを含めた施設間での指導のあり方についての共通理解などを通じて、連続性のある教育活動の充実を図ります。(89 ページ参照)

[用語解説]

- ※5 「幼保連携型こども園」： 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設。認可の基準は「幼稚園または保育所の高い水準を引き継ぐこと」を基本としています。
- ※6 「幼稚園型認定こども園」： 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えている施設。
- ※7 「保育所型認定こども園」： 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えている施設。
- ※8 「地方裁量型認定こども園」： 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

本市における児童の放課後等の安心・安全な居場所づくりについては、「学童クラブ（放課後児童クラブ）」と「児童館」を中心に実施しています。児童館では、専門の職員や地域の方々の支援により学習や体験・交流などの「放課後子ども教室」と同様の活動を行っていることから、教育委員会が所管する「放課後子ども教室」については、児童館が整備されていない地域のうち、地域の方々の支援や場所などが整った学校で開設しています。

（１）実施状況

① 学童クラブ

17 か所設置（児童館併設 10 か所、単館 4 か所、学校内 2 か所、公共施設内 1 か所）。市街地のすべての小学校で実施しています。

② 児童館

9 か所は公営、1 か所は民設民営（委託）。

本市では、「放課後子ども教室」の役割を児童館が担っており、公営の 9 か所はすべて学童クラブを併設、自由来館のほかランドセル来館事業として学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる登録制の事業を実施しています。

③ 放課後子ども教室

小学校 1 か所で実施しています。

（２）取組の方向性

- ① 児童館に併設した学童クラブについては児童館と一体的に、それ以外の学童クラブについては近隣の児童館と連携してプログラムを実施するなど、すべての児童館と学童クラブが情報を共有して児童の健全な育成に取り組みます。

また、放課後子ども教室実施校についても、学童クラブと一体的な実施を図ります。

目標事業量としては、令和 4 年度、みどり台地区に学童クラブ併設型の児童館を新設し、学童クラブ 19 か所、児童館 11 か所を整備します。

- ② 放課後子ども教室については、引き続き、児童館が整備されていない地域の小学校において事業の推進を図ります。
- ③ 学童クラブと児童館の指導員、放課後子ども教室を運営する教育委員会等が連携・協力し様々な活動プログラムの企画運営を行います。

- ④ 放課後子ども教室を実施する際には、学校施設の活用を基本として取り組みます。
- ⑤ 放課後の児童の居場所の確保に向けては、教育委員会や各学校と定期的な情報共有を図り、連携して事業を実施します。
- ⑥ 特別な配慮を必要とする児童については、すべての学童クラブで受け入れしており、今後も「こども相談みにくる」の巡回支援の活用や、教育委員会や学校等関係機関、市内の障害児通所支援事業所との連携強化に努めます。
- ⑦ 学童クラブの開所・閉所時間については、平成 23 年度に閉所時間を 30 分延長して 18 時 30 分としたほか、平成 25 年度には開所時間を 30 分繰り上げ、8 時からとしたところであり、今後も利用者のニーズなどを踏まえ、総合的に検討します。
- ⑧ 令和 3 年度から児童館、学童クラブの運営の一部を民間事業者へ委託し、専門性を生かした研修プログラムの実施による市民サービスの向上を図るとともに、より一層、児童の健全育成を図ります。
- ⑨ 利用者等への周知については、学童クラブの保護者に対する懇談会の実施や学校を通じた児童館行事の周知、SNS での情報提供などを進めます。

7 その他個別施策の指標

子ども・子育て支援法において、国が計画への記載項目として定める「教育・保育等の量の見込みと確保の方策及びその実施時期」などに加え、第5章に掲げる個別施策について計画期間における達成状況を把握するため、次のとおり指標（目標数値等）を定めます。

具体的施策	指標	現状 (H30年度)	到達目標 (R6年度)
基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実			
基本施策（3） 家庭や地域の教育力の向上			
青少年の多様な体験活動機会の充実	参加者の満足度	94%	95%以上
基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実			
基本施策（1） 子育て支援サービスの充実			
ちとせ子育て特典カード事業の推進	協賛店舗数	88 店舗	120 店舗
特定教育・保育施設の充実	待機児童数	0 人	0 人
認定こども園化の促進	認定こども園施設数	13 か所	17 か所
保育士等確保方策の推進	「保育士等人材バンク」の年間新規登録者数	13 人	15 人
基本施策（2） 地域における連携・交流の充実			
子育てに関する総合情報発信の拡充	「ママから net.」への年間アクセス数	163,700 件	165,000 件
「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	子育て支援団体からの年間参加者数	84 人	90 人
「企業連携ぷちゼミ」の開催	年間開催回数	12 回	15 回
基本施策（3） 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目ない保健対策の充実			
産後ケア事業の充実	希望日1週間以内の実施数	80%	90%
新生児・産婦訪問事業の充実	赤ちゃん訪問において育児不安が解消されたと感じた人の割合	96.1%	95%以上
ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実	利用者の内、不安が解消されたと感じた人の割合	妊婦 79.2% こども 89.3%	妊婦 80%以上 こども 90%以上
基本施策（6） 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり			
「いいお産の日 in ちとせ」の実施	参加者の満足度	98.8%	95%以上

基本施策		指標	現状 (H30年度)	到達目標 (R6年度)
基本施策（7） 子育て支援の利用につながるきめ細やかな取組の推進				
	「ママサポート（訪問型子育て支援）」の推進	年間訪問回数	43回	50回
	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施	参加者の満足度	97.1%	95%以上
基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実				
基本施策（2） 子育てにやさしい環境の整備				
	「子育てにやさしい施設」の充実	「子育てにやさしい施設」の数	62か所	70か所
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭への支援				
基本施策（1） 児童虐待防止対策の充実				
	「おやおや安心サポートシステム」の推進	実施対象施設数の割合	81.3%	95%以上
	「子育てスキルアップ講座」の実施	参加者の満足度	95.3%	95%以上
基本施策（4） 障がいのある子ども等への支援の充実				
	児童発達支援センター等の設置による地域支援の充実	利用者の満足度	79.2%	90.0%

第 5 章 目標の実現に向けた個別施策の展開

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実

基本施策	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1)次代の親の育成	①	中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進 ▲ △		87	子育て総合支援センター・こども政策課・企画総務課(教委)
	②	小学校男女共同参画学習の推進		87	市民協働推進課
(2)学校の教育環境等の整備	①	個性を活かし能力を育む教育の推進		87	学校教育課(教委)
	②	情報化や国際化に対応した教育の推進		88	学校教育課(教委)
	③	心の教育の推進		88	学校教育課(教委)
	④	地域とともにある学校づくりの推進		89	学校教育課(教委)
	⑤	幼稚園、保育所、小学校との連携の推進		89	こども政策課・学校教育課(教委)
	⑥	幼稚園（私学助成）に対する補助事業の実施		89	こども政策課
(3)家庭や地域の教育力の向上	①	家庭教育に関する多様な学習機会の充実		90	生涯学習課(教委)
	②	市の子育て出前講座の開催		90	母子保健課・こども家庭課・子育て総合支援センターほか
	③	学校支援地域本部事業の実施		90	生涯学習課(教委)
	④	青少年の多様な体験活動機会の充実		91	生涯学習課(教委)
	⑤	読書環境の整備 ☆		91	文化施設課(教委)
	⑥	スポーツ活動の推進		91	スポーツ振興課
	⑦	子どもを取り巻く有害環境対策の推進		92	青少年課(教委)
	⑧	食育の推進 ▲		92	健康づくり課・母子保健課
(4)子どもが健やかに育まれる環境の充実	①	子どもの権利を守るための環境づくり		93	市民生活課
	②	北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備 ★ ☆		93	子育て総合支援センター
	③	学童クラブ事業の推進 △		94	子育て総合支援センター
	④	児童館事業の推進		94	子育て総合支援センター
	⑤	「ランドセル来館」事業の推進 ★	○	95	子育て総合支援センター
	⑥	「放課後子ども教室」の推進		95	生涯学習課(教委)
	⑦	「中高生タイム」の推進 ▲ △		95	子育て総合支援センター
	⑧	学校体育施設の活用		96	スポーツ振興課
	⑨	青少年会館の運営		96	文化施設課(教委)
	⑩	青少年指導センター活動の充実		96	青少年課(教委)
	⑪	こども食堂応援事業の推進 ☆ ▲ △		97	こども家庭課

基本施策	具体的施策		指標	掲載 頁	所管課
(5)学童期・思春期 から成人期に向けた 保健対策の充実	①	性に関する健康教育の推進		97	母子保健課
	②	性教育の推進		98	学校教育課(教委)
	③	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		98	学校教育課(教委)
	④	こころの健康の推進 ☆		98	健康づくり課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、△は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 次代の親の育成

① 中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進 ▲ △

これまでの成果と課題

次代の親となる中学生・高校生が乳幼児やその家族とふれあい、交流する機会を持つことにより、将来、子どもを生み育てることへの意義や命の大切さについて考えるきっかけとなるよう、「いいお産の日 in ちとせ」や児童館まつりなどの行事を通じ、交流を推進しています。

今後の取組

中学生・高校生が乳幼児及びその家族とふれあう取組について、学校と連携して進めます。

② 小学校男女共同参画学習の推進

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担にとらわれず、個性や能力を発揮して様々な活動に参加することができるよう、児童期からの男女共同参画意識の向上を図る取組として、市内の小学6年生を対象に男女共同参画学習資料を配布するほか、標語コンクールを実施しています。

また、標語コンクールの受賞作品については、男女共同参画意識の醸成を図るため、広く市民に周知しています。

今後の取組

男女共同参画学習資料を標語コンクールの応募時に配布することにより、効果的に意識啓発を図ることができるため、今後も継続して実施します。

(2) 学校の教育環境等の整備

① 個性を活かし能力を育む教育の推進

これまでの成果と課題

学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、生徒の生きる力を育むことを目指した取組を行っています。

今後の取組

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用にあたって必要な思考力、判断力、表現力、そのほかの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

② 情報化や国際化に対応した教育の推進

これまでの成果と課題

今後、ますます進む高度情報化の中で、主体的に課題を解決できる情報活用能力と、国際社会の一員として異文化を理解しコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を適切に伝える能力が身に付くよう国際理解教育の充実が求められています。

今後の取組

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学と連携し、プログラミング学習の充実のための取組を進めます。eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及を進めます。国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣等について理解を深め、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間等における外国の文化や生活に触れる取組や、姉妹都市アンカレジ市のサンドレイク小学校やミアーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

③ 心の教育の推進

これまでの成果と課題

社会生活を送る上での基本的な生活習慣や規範意識、自分の生命の尊重、自尊感情や思いやりの心など生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。学校では、すべての教育活動で道徳教育を推進するとともに、その要となる道徳科の指導を工夫したり、家庭や地域と連携しながら、道徳用教材を活用し、人間尊重の精神や思いやりの心など豊かな心を育むよう効果的な学習を進める必要があります。

今後の取組

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳科」の授業公開や人権擁護委員等による人権教室の開催、地域の人材等による体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

④ 地域とともにある学校づくりの推進

これまでの成果と課題

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が必要です。

今後の取組

学校と地域がパートナーとして連携・協働して取組を進めていくためには、学校と地域住民が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要であることから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進し地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。

⑤ 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

これまでの成果と課題

小学校では、入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話の聞けない」などの小1プロブレムが課題となっています。小学校がこの問題に対応するためには、幼稚園・保育所・小学校が相互に連絡を図り、積極的な交流を深めることを通じて連携する、連続性のある教育活動の充実が必要です。

今後の取組

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の間で子どもの成長に関する情報交換や相互交流を実施するなど、小学校へ円滑に移行できるよう取組を進めます。

⑥ 幼稚園（私学助成）に対する補助事業の実施

これまでの成果と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤となることから、その役割は非常に大きなものがあります。

これらの観点から、幼稚園教育の振興を図るため、市内の幼稚園（私学助成）に対して燃料費及び光熱水費の一部を補助しています。

今後の取組

幼稚園（私学助成）に対する補助事業を通じて、充実した教育環境の整備が図られるよう、今後も効果的な事業の実施に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育に関する多様な学習機会の充実

これまでの成果と課題

子育て中の保護者をはじめ、幅広い世代の方に対して家庭や地域の教育力向上を図るため、様々な学習機会を提供しています。未就学児の母親を対象に、子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と情報交換の場を提供することを目的とした「ママさん教室」や、地域住民などの幅広い世代に対して家庭教育への関心を高めてもらうことを目的とした「家庭教育セミナー」、家庭教育に関する男性の意識向上を目指す「男性の子育て講座」を開催しています。

今後の取組

市民ニーズを把握し、事業内容等の見直しを行いながら、子育てに関わる家庭教育支援のさらなる充実を図ります。

② 市の子育て出前講座の開催

これまでの成果と課題

子育てサークルや市民団体などが自ら取り組む、子育てに関する学習活動などを支援するため、子育て支援センターが実施する「あそぶの大好き！」をはじめ、市の関係部局において、子育てに関する幅広いメニューの出前講座を実施しています。

今後の取組

引き続き子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、各出前講座内容の工夫に努めるほか、家庭や地域の教育力向上を図ります。

③ 学校支援地域本部事業の実施

これまでの成果と課題

学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを行い、地域住民が学校のニーズに応じて支援する事業です。

地域の学校に対する関心が高まり、子どもたちとともに学ぶ環境づくりや地域ぐるみで子どもを見守り、子どもが安全に育つ安心な地域づくりが推進される一方で、学校支援ボランティアの高齢化、多様化する学校からのニーズに対応するため、幅広い世代にボランティアの募集を行い、体制の強化を図る必要があります。

今後の取組

学校と地域の現状を理解する「地域コーディネーター」の調整により、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。

また、支援対象校の要請に応じ、教育活動推進員による放課後等における学習や体験、交流活動等に関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

④ 青少年の多様な体験活動機会の充実

これまでの成果と課題

子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、子どもの地域活動を支える「子ども活動支援ボランティア」と協力を図り、「チャレンジ教室」や依頼により活動する「子どもチャレンジ教室出前講座」を開催しています。

今後の取組

引き続き、子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

⑤ 読書環境の整備 ☆

これまでの成果と課題

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、ライフスタイルが多様化した反面、親の読書離れも進んでいることから、子どもが読書の素晴らしさに触れる機会はますます少なくなっています。

今後の取組

「千歳市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書手帳の配布やブックスタート事業などの実施により、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ、楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

⑥ スポーツ活動の推進

これまでの成果と課題

スポーツを通じて健康で心豊かなライフスタイルを築くスポーツ活動の推進を図り、健康づくりや体力増進に関する市民意識を啓発するとともに、スポーツ活動を支援する指導者や団体の育成に努め、千歳市体育協会等と連携して未就学児や小中学生等を対象とした各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催しています。

今後の取組

今後も指導者や団体の育成に努めるとともに、各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催することにより、子どもから大人まで楽しめるスポーツ活動を推進します。

⑦ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

これまでの成果と課題

青少年を取り巻く環境の健全化のため、有害興行・凶書類などの有害環境への対策を図るとともに、スマートフォン等の利用増加に伴う、誹謗中傷・脅迫行為・いじめに発展するケースや性犯罪・ストーカー被害、不当請求・高額課金トラブル、個人情報の漏えい等のネットトラブルについて、対応を検討する必要があります。

今後の取組

関係機関や地域住民との連携を図り、有害凶書類について定期的な巡回調査・指導を継続して実施することにより、有害環境対策の推進を図ります。

また、ネットトラブルに対応するため、青少年の健全なスマートフォン等の利用について、啓発を図ります。

⑧ 食育の推進 ▲

これまでの成果と課題

近年、食に対する価値観や生活スタイルの多様化などにより、食を取り巻く環境が大きく変化し、不規則な食事や朝食の欠食、偏った食生活による肥満や生活習慣病の増加、若い女性の痩身志向など、健康面での問題が生じています。

これまでの取組を通して、「食」への関心や理解が広がっていますが、引き続き食を通して健やかな暮らしの実現を目指して食育推進を図ります。

今後の取組

食育に関する知識の習得や活動への関心を高めるため、ライフステージごとに関係機関と連携協力し、幼児や小学生を対象にした調理体験教室、食農体験、食育パネル展や講演会などを実施します。

(4) 子どもが健やかに育まれる環境の充実

① 子どもの権利を守るための環境づくり

これまでの成果と課題

1989年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもも権利を行使する一人の人間として認め守ることを社会全体に求め、子どもが生まれながらにして持っている権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を国際的に保障しています。

子どもの権利を実現し、守るためには、子どもが心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在と認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境づくりが必要です。

今後の取組

引き続き、次世代を担う子どもが、自らの命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が講師となって、ビデオや絵本等の教材を活用しながら、いじめ等の人権問題について考える機会を作る「人権教室」に取り組みます。

また、花の種子や球根などを協力して育てることによって生命の尊さを実感しながら、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が小中学校を訪問して「人権の花運動」を実施します。

② 北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備 ★ ☆

これまでの成果と課題

北陽小学校分離校の新設に伴い、分離校区における放課後や学校休業日の安心・安全な居場所の確保が課題となっています。

また、同地区については子育て世帯が多いことから、乳幼児親子への子育て支援の場についても必要とされています。

今後の取組

令和4年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新たに学童クラブを併設した児童館を整備します。

③ 学童クラブ事業の推進 △

これまでの成果と課題

放課後等に保護者が就労などで留守家庭となる小学生に、適切な遊びや生活の場を提供することを目的として、市内に 17 か所の児童クラブを設置しています。

今後の取組

令和 3 年度から、学童クラブの運営の一部を民間事業者に委託することを検討し、多様化する市民ニーズへの対応と児童の安心・安全な居場所の一層の質的向上を図ります。

また、令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新たに整備する児童館内に学童クラブを新設します。

④ 児童館事業の推進

これまでの成果と課題

18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に、市内に単館 7 館、子育て支援センター併設 2 館、民間事業者への委託による実施 1 館、合計 10 館を設置しています。

建設から 10 年以上経過している施設も多いことから、計画的な修繕を行いながら、安全に施設を運営する必要があります。

今後の取組

令和 3 年度から、児童館の運営の一部を民間事業者に委託することを検討し、多様化する市民ニーズへの対応と児童の安心・安全な居場所の一層の質的向上、子育て世帯への支援の充実を図ります。

また、令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、みどり台地区に学童クラブ併設の児童館を整備し、その後は、小学校児童数や地域状況を勘案の上、必要に応じて児童館の整備を検討するとともに、既存の施設については計画的な修繕を行い、施設の安全な運営に努めます。

⑤ 「ランドセル来館」事業の推進 ★

これまでの成果と課題

小学生を対象に、保護者が就労や病気などの理由で留守家庭となる場合に、学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館することができる登録制の事業です。

現在は 10 か所の児童館全館で実施しています。

また、ランドセル来館は、学童クラブの待機児童解消策として、平成 26 年度から導入していますが、学童クラブの定員拡大等により、待機児童の解消が図られてきた現在においても、ランドセル来館の利用児童数は増加しています。

今後の取組

令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新設する児童館においてもランドセル来館を実施し、引き続き安心・安全な放課後等の居場所の提供を実施します。

また、ランドセル来館を利用する児童には、学童クラブの利用要件を満たす児童もいることから、ランドセル来館の利用要件の見直しなどについて検討します。

⑥ 「放課後子ども教室」の推進

これまでの成果と課題

放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て小学校施設を活用しながら、学習やスポーツ・文化体験活動など、様々な活動を行いました。

今後の取組

児童館未設置校区を対象に、放課後における児童の安心・安全な活動拠点を提供するとともに、様々な体験・活動プログラムを提供します。

⑦ 「中高生タイム」の推進 ▲ △

これまでの成果と課題

中高生の放課後の居場所として、児童館において、17 時 30 分から 18 時 30 分を中高生の専用時間「中高生タイム」としています。

地域や学校により利用状況に差があることから、積極的な周知を行うほか、中高生が集まりやすい環境を整えることが必要です。

今後の取組

児童館は中高生も気軽に利用できる場であることを周知し、利用の促進に向けた取組みに努めます。

⑧ 学校体育施設の活用

これまでの成果と課題

放課後の幼児及び児童の安全な遊び場や、青少年スポーツ団体、個人に対するスポーツ振興のための場所として、小中学校の体育館、校庭やプール施設を、学校教育に支障のない範囲で、一般市民等に開放しています。

また、土曜日の午前中は地域開放として体育館・校庭の開放を行っています。

今後の取組

今後も学校体育施設は地域の共通財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

⑨ 青少年会館の運営

これまでの成果と課題

青少年会館は、青少年の心身の健全な発達を促し、地域における青少年活動の振興を図るため、スポーツ少年団などの活動に利用されています。

今後の取組

青少年会館を活用し、同じ世代の仲間とのスポーツ活動などを通じて連帯感や協調性、責任感などを養う場として、千歳市の未来を担う青少年の育成を図ります。

⑩ 青少年指導センター活動の充実

これまでの成果と課題

青少年の健やかな成長と非行の未然防止を目指し、青少年指導センターでは専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、市民ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成については、日常的に青少年とふれあう機会を設けることで、非行や問題行動の早期発見と未然防止を図る必要があります。

今後の取組

今後も青少年が非行などの問題行動を起こさないよう専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを通して、青少年の健全育成を図ります。

⑪ こども食堂応援事業の推進 ☆ ▲ △

これまでの成果と課題

現在、こども食堂は市内3運営者が開設しており、食事の場としてだけでなく、「食」を通じたコミュニティの場としての役割を担っています。

本市は、これまでフォーラムや広報等でこども食堂の周知を行っていますが、運営者側としては安定的な継続運営などの課題があります。

今後の取組

「こども食堂ネットワーク会議」を開催し、こども食堂運営者や、こども食堂への支援者等と情報交換するとともに、こども食堂に関する様々な情報提供をはじめ、企業・団体・個人から寄付の申し出があった際の仲介、こども食堂の開催場所としてコミュニティセンター利用について調整するなどの支援に努めます。

併せて、地域の子どもたちがこども食堂を利用できるよう、こども食堂の新規開設にむけた相談支援に努めます。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

① 性に関する健康教育の推進

これまでの成果と課題

予期しない妊娠の防止や性感染症の予防など、正しい知識の啓発は思春期から働きかける必要があります。また、結婚、妊娠、育児についての心構えなど、生活を通して少しずつ準備をしていくことが重要です。そのため、小中学生、保護者を対象とした出前講座や講演会を実施しています。

出前講座では、それぞれの年齢に合わせた性教育の内容を検討し、心身の成長や性に関する内容のほか、DVの予防を念頭に、相手を尊重すること等の内容も取り入れて実施しています。また、事後アンケートを実施して内容の充実に努めています。

今後の取組

学校と連携した体制のもと、今後も出前講座や講演会を実施し、予期しない妊娠を防ぐことやDVの防止についての啓発活動に努めます。

② 性教育の推進

これまでの成果と課題

性に対する意識や価値観が多様化するとともに、インターネットや携帯電話の普及に伴い性に関する情報が氾濫し、性感染症や人工妊娠中絶など、性に関する問題が深刻化しており、児童生徒への発達段階に応じた性教育などの健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒の発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

③ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

これまでの成果と課題

未成年期の喫煙、飲酒、薬物乱用は、生涯にわたる心身の健康に対する大きな阻害要因となることから、自己の健康の保持増進を図る実践的な指導や健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒が薬物被害に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携して薬物乱用防止教室などにより薬物乱用防止教育を進めます。

④ こころの健康の推進 ☆

これまでの成果と課題

若者の自殺が問題となっていることから、困ったときに助けを求める発信の仕方などについての啓発や、地域の関係機関と連携した取組を進める必要があります。

今後の取組

相談することは恥ずかしくないこと、安心・安全な相談先を知っておくこと、また、困った人を見かけた際に情報提供ができるよう、携帯用相談先一覧カードやリーフレット等の配布等を実施し自殺予防の啓発に努めます。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

基本施策	具体的施策	指標	掲載 頁	所管課
(1)子育て支援 サービスの充実	① 地域子育て支援拠点(連携型)の拡充		101	子育て総合支援 センター
	② 子育て支援センターの機能充実 ★ ▲		101	子育て総合支援 センター
	③ 一時預かり事業の充実		102	こども政策課
	④ ファミリー・サポート・センター事業の推進		102	こども政策課
	⑤ 緊急サポートネットワーク事業の推進		103	こども政策課
	⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進		103	こども家庭課
	⑦ ちとせ子育て特典カード事業の推進 ★ ▲ △		104	こども政策課
	⑧ 特定教育・保育施設の充実 ★ ▲ △		104	こども政策課
	⑨ 認定こども園化の促進 ★ △		105	こども政策課
	⑩ 認可外保育施設から認可施設への移行促進		105	こども政策課
	⑪ 延長保育事業の推進		105	こども政策課
	⑫ 病児・病後児保育事業の推進		106	こども政策課
	⑬ 休日保育事業の充実 ▲		106	こども政策課
	⑭ 夜間保育所への支援		106	こども政策課
	⑮ 市立認可外保育所の実施		107	こども政策課
	⑯ 幼稚園における預かり保育事業の促進		107	こども政策課
	⑰ 保育士等確保方策の推進 ★ ▲ △		108	こども政策課
	⑱ 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施		108	こども政策課
(2)地域における 連携・交流の充実	① 地域子育てサロンの支援		109	子育て総合支援 センター
	② 「ランチデー・ランチタイム」の実施		109	子育て総合支援 センター
	③ 教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進 △		109	こども政策課
	④ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △	○	110	こども政策課
	⑤ 「児童館まつり」の実施 △		110	子育て総合支援 センター
	⑥ 「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	○	111	子育て総合支援 センター
	⑦ 「企業連携ぶちゼミ」の開催 ☆ ▲	○	111	子育て総合支援 センター

基本施策	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(3)妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健対策の充実	①	妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実		112	母子保健課
	②	妊婦教室（わくわくママクラブ）・両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催		113	母子保健課
	③	助産施設制度の実施		113	こども家庭課
	④	産後ケア事業の充実 ★ ☆	○	114	主幹（産前・産後ケア担当）
	⑤	新生児・産婦訪問事業の充実	○	114	母子保健課
	⑥	乳幼児健康診査事業と事後支援の充実		115	母子保健課
	⑦	5歳児相談の実施		115	母子保健課
	⑧	ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ★ ▲	○	116	母子保健課
	⑨	養育支援訪問など育児支援の充実		117	母子保健課
	⑩	こども発達相談の充実		117	こども療育課
	⑪	妊産婦と乳幼児の栄養相談・健康教育の充実		118	母子保健課
	⑫	むし歯予防対策の推進		118	母子保健課・学校教育課(教委)
	⑬	健康診査(さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診)事業の充実 ▲		119	市民健康課
(4)小児医療の充実	①	救急医療体制の充実		119	救急医療課・健康づくり課
	②	予防接種事業の充実		120	母子保健課
	③	子ども医療費助成事業の実施		120	国保医療課
(5)仕事と子育てを両立するための環境づくり	①	仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ ▲ △		121	こども政策課・商業労働課
	②	事業所内保育所への支援		121	こども政策課
	③	男女共同参画社会の推進		122	市民協働推進課
	④	男性の育児参加の促進 ★ ▲ △		122	市民協働推進課・こども政策課・子育て総合支援センター
(6)結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり	①	結婚を応援する取組の実施		122	市民協働推進課
	②	「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ ▲ △	○	123	こども政策課・子育て総合支援センター
(7)子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進	①	「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ★ ▲ △		123	子育て総合支援センター
	②	「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進 ★ ▲	○	124	子育て総合支援センター
	③	子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △（再掲）		124	こども政策課
	④	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲	○	124	こども政策課
	⑤	こども食堂応援事業 の推進 ☆ ▲ △（再掲）		124	こども家庭課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、△は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 子育て支援サービスの充実

① 地域子育て支援拠点（連携型）の拡充

これまでの成果と課題

本市の子育て支援中核施設である「ちとせっこセンター」、「げんきっこセンター」及び、「アリス子育て支援センター」の3か所を基軸として実施する地域子育て支援拠点事業については、平成27年度には市内7か所の児童館に連携型地域子育て支援拠点を設置、平成31年度4月には民間事業者に運営を委託する「あんじゅ児童館」にも拡充し、身近な地域での子育て支援の充実を図っています。

しかし、児童人口が増加している地域等の子育て世帯からは、「交通手段がなく、子育て支援センターや児童館に行けない」などの声が寄せられています。

今後の取組

令和4年度にみどり台地区に新設する児童館に、市内で8か所目となる連携型地域子育て支援拠点を設置し、身近な地域における子育て支援の拡充を図ります。

② 子育て支援センターの機能充実 ★ ▲

これまでの成果と課題

未就学児童数の減少に加え、女性の就労意識の変化に伴う育児休業からの早期職場復帰や、子どもが低年齢時に就業する母親の増加などの社会的な潮流の影響により、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。その一方で、父親の利用が増加しているなど、時代のニーズに合わせた支援が求められています。

また、これまで子育て支援センターを利用したことのない子育て世帯の中には、そもそもセンターを知らない方や、「何となく行きづらい」と感じている方もいることから、気軽に利用し、居心地が良いと感じていただけるような場となるよう、様々な観点での取組を行う必要があります。

今後の取組

仕事等により平日に子育て支援センターを利用できない方のために、土曜日や休日開館日（日曜日）、夜間における事業の拡充を検討するほか、父親向けの行事の充実を図るなど、利用ニーズに合わせた支援を展開します。

また、子育て支援センター事業の周知の強化などにより、初めての方でも気軽に来館できるようなきっかけづくりを行うとともに、子どもを複数連れた方などの利便性向上に向け、ボランティアのサポートスタッフの配置を検討するなど、子育て支援センターの利用促進に向けた取組を推進します。

③ 一時預かり事業の充実

これまでの成果と課題

就労形態の多様化による保護者のパートタイム勤務への対応、保護者の入院や出産等により緊急的に保育を必要とする場合や、育児疲れの解消・冠婚葬祭等の私的な理由により保育を必要とする場合に対応するため、一時預かり事業を実施しています。

今後の取組

今後は幼児教育・保育の無償化等により、利用者が増加することも想定されることから、引き続き公立2か所と民間3か所の合計5か所の認定こども園で実施する一時預かり事業（一般型）のほか、1号認定子どもの一時預かり事業（幼稚園型）の実施を継続します。

また、地域のより身近な場所で安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。

④ ファミリー・サポート・センター事業の推進

これまでの成果と課題

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けしたい会員（提供会員）相互の信頼関係をもとに、有償で子育て家庭を支援することを目的に、平成14年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施しています。

利用件数及び会員合計数は増加傾向にあり、認定こども園や一時保育、学童クラブの開所時間などではカバーしきれないケースに応じたサービスとして利用され、経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭を対象とした負担軽減を実施しています。

今後の取組

引き続き事業を実施し、今後は幼児教育・保育の無償化等により利用者が増加することも想定されることから、提供会員の拡大や、定期的な研修の実施による質の向上のほか、子育て支援センター等での受付を可能とするなど、利便性の向上に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターと緊急サポートネットワークの依頼会員や、サービス内容の重複する点を精査し、両事業の利便性の向上や効率運用に向けて制度の見直しを検討します。

⑤ 緊急サポートネットワーク事業の推進

これまでの成果と課題

ファミリー・サポート・センター事業と同様の相互会員制によるネットワークの支援事業で、急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき、子どもの発病などで認定こども園等に預けられなくなったとき、保護者の急な出張など、緊急時に宿泊の預かりを含めて対応することを目的に平成21年度から実施しています(子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化型))。

年間の利用件数は多くはありませんが、転入者や核家族が多い本市の特徴からも、親族などの身近に預け先がない保護者の緊急対応や、病児・病後児保育事業(千歳こどもデイケアルーム)を補完(定員に空きがない日の対応)する役割があります。

今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業と同様に事業を継続し、提供会員の拡大や緊急対応としての専門的な研修の充実に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターと緊急サポートネットワークの依頼会員や、サービス内容の重複する点を精査し、両事業の利便性の向上や効率運用に向けて制度の見直しを検討します。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進

これまでの成果と課題

道内一平均年齢が若く、転入者が多い本市の特性から、親戚等の援助が得られない子育て家庭が多く、地域における子育ての孤立化がみられます。育児疲れや保護者の病気、保護者の就労等の理由により一時的に子どもを養育することが困難となった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間(原則7日間まで)に子どもを児童養護施設において預かる事業を、北広島市の2か所の児童養護施設に委託して実施しています。

今後の取組

広報活動による事業普及を図るほか、家庭児童相談業務や関係機関との連携の中で、一時的に養育が必要な家庭に活用を勧めるなど、取組を促進します。

⑦ ちとせ子育て特典カード事業の推進 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と連携して「ちとせ子育て特典カード事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、希望により「ちとせ子育て特典カード」を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

今後の取組

今後も引き続き、協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請して特典サービスを利用できるよう、商店街組合連合会や企業等に協力をお願いして市内協賛店の拡大を図るとともに、ポケットサイズの協賛事業所一覧やパンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

また、特典カード利用の対象範囲を中学校修了までの子どもがいる世帯から 18 歳までの子どもがいる世帯までに拡大し、子育て支援の充実に努めます。

⑧ 特定教育・保育施設の充実 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、保育ニーズが増加する傾向にあることから、教育・保育施設の整備により保育定員の拡大を図り、保育ニーズに対応しています。

今後の取組

幼児教育・保育の無償化等により、さらなる保育ニーズの増加が想定されることから、今後も保育施設の整備や既存施設の定員の適正化のほか、幼稚園からの認定こども園への移行を促進することで、2号認定、3号認定子どもに関わる保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に図ります。

⑨ 認定こども園化の促進 ★ △

これまでの成果と課題

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、認定こども園への移行を促進しています。令和2年3月末までに、保育所8園、幼稚園3園が幼保連携型認定こども園に移行しています。

今後の取組

今後も保育所及び幼稚園の認定こども園化を促進し、教育・保育の一体的な提供を図ります。

⑩ 認可外保育施設から認可施設への移行促進

これまでの成果と課題

保育に必要な指導監督基準を満たさない認可外保育施設についても、安心して子どもを育てることができる環境整備を行うことが重要であり、保育の質の確保と向上が必要となります。

今後の取組

認定こども園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行に向けた計画書の作成や指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行い、子どもを安心して育てることができる環境整備を行います。

⑪ 延長保育事業の推進

これまでの成果と課題

2号、3号認定子どもについて保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）を超える保育の提供を行っています。

現在は、保育短時間認定に限り実施している施設も一部ありますが、市内全施設で実施しています。

今後の取組

幼児教育・保育の無償化等により、さらなる利用者の増加が想定されることから、引き続き保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、全施設での実施を継続していきます。

⑫ 病児・病後児保育事業の推進

これまでの成果と課題

保護者が安心して働くための環境を整備するため、子どもの病気発症時、病気回復期で認定こども園などにおいて集団保育が困難な子どもを、就労等の理由により家庭で保育できない保護者に代わり、市立千歳市民病院の敷地内に「千歳こどもデイケアルーム」を設置し、令和元年からは、開所時間の延長や当日の予約を可能にするなど、サービスの向上に努め、安心・安全な環境のもとで病児・病後児保育を実施しています。

今後の取組

引き続き事業を実施するとともに、緊急サポートネットワーク事業の実施と並行して、子どもの病気発症時、病気回復期においても看護と保育サービスを提供することにより、保護者の就労ニーズに対応します。

⑬ 休日保育事業の充実 ▲

これまでの成果と課題

就労形態の多様化により、日曜日や祝日など認定こども園等の開所時間以外でも、保護者の就労に伴う保育ニーズに対応するため、1か所の事業所内保育所で休日保育事業を実施しています。

今後の取組

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、令和2年4月から、市独自の軽減策などにより休日保育事業の利用料を無償化とし、保護者負担の軽減を図ります。

⑭ 夜間保育所への支援

これまでの成果と課題

保護者の就労等により夜間に保育を必要とする家庭を支援するため、夜間保育を行っている私立認可外保育所に対して市独自の補助を実施しています。

今後の取組

現行の実施施設は、教育・保育給付の対象になっていないことから、保護者の夜間保育のニーズも踏まえ、今後も市独自の補助事業を継続します。

⑮ 市立認可外保育所の実施

これまでの成果と課題

教育・保育施設等がない市街地から遠く離れた農村地区や観光地区において、保育を必要とする子どもや小学校就学前の集団生活の経験に寄与することを目的に、4月から12月の期間において、市の認可外保育所を3か所開所しています。

冬期間に保育の必要性がないなどの地域性を鑑み、1月から3月まで冬季休所していますが、一部の地域においては保育のニーズがあり、市独自の補助金を活用し、保護者が主体的に運営しています。

また、近年では、会社員の農村移住や観光地のオールシーズン化等により、通年就労者の増加に加え、保育を要する児童の低年齢化など、地域の保育ニーズが変化してきています。

今後の取組

本市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設等とは異なる内容により実施していることから、今後も保護者や地域の意向を尊重しながら運営することを基本とし、地域の保育ニーズの変化に伴い、市立認可外保育所としてのあり方について検討します。（具体的な内容は56ページを参照。）

⑯ 幼稚園における預かり保育事業の促進

これまでの成果と課題

就労形態の多様化や女性の就業率の上昇により、幼稚園教育を求める保護者においても預かり保育のニーズが増加しています。そのため、市内のすべての私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

今後の取組

今後、幼児教育・保育の無償化により、さらなる利用者の増加が想定されることから、施設給付型幼稚園については、一時預かり事業（幼稚園型）の制度の活用を推進するとともに、私学助成型幼稚園については、引き続き国・北海道の預かり保育推進事業（私学助成）制度を活用して、預かり保育を実施していきます。

⑰ 保育士等確保方策の推進 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

これまでは「保育の量的拡大」のために、認定こども園、保育所等の提供体制の確保方策と、潜在的な有資格者の把握を含めた教育・保育従事者の確保を同時に進めてきています。登録制の「千歳市保育士等人材バンク」を設置し、転入者や出産などに伴い一旦現場を退く保育士の有資格者、教育・保育施設などでの就労を希望している方等に向けて、市内外を問わず広く登録を呼びかけるとともに、インターネットによる登録手続きの簡素化を図り、教育・保育施設に対して登録情報を提供することで、本市における保育士等の人材確保に向けた取組を実施しています。

また、市役所の窓口だけではなく、「ちとせっこセンター」や「げんきっこセンター」での登録を可能とするほか、令和元年8月からハローワークと連携し、市役所の窓口でもハローワークの求人情報を提供し、保育士等の就職に関する相談を行う「ちーマインダー」を開設しています。

今後の取組

増え続ける保育ニーズに対応するため、今後も事業を継続するとともに、新たな確保方策について検討し、保育士等の確保に努めます。

⑱ 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施

これまでの成果と課題

本市はこれまで、保育部門や子育て支援部門、療育部門、母子保健部門などで数多くの専門的な研修会を実施しています。

しかし、一方で専門性の高い研修内容や受講対象者を特定することで、他の分野の子育て支援従事者に向けて、十分な情報が行き届いていない状況があります。

今後の取組

本市が実施する各種研修会について、可能な限り対象者の枠を拡大し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の従事者に対し、受講を促すほか、他市と連携するなど、広域的に従事者の質の向上を図ります。

また、必要に応じて北海道の指導主事や幼児教育アドバイザー等から幼児教育・保育に関する専門的な指導・助言を受け、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 地域における連携・交流の充実

① 地域子育てサロンの支援

これまでの成果と課題

地域に身近な町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員の派遣や出前講座の実施など、サロンの運営支援を行っています。

今後の取組

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生委員児童委員を中心とする市民団体等が主体となり、地域支援を実施する上でのサポート体制を構築していきます。

② 「ランチデー・ランチタイム」の実施

これまでの成果と課題

乳幼児親子が子育て支援センターや児童館でお弁当を食べながら交流する「ランチデー」を実施しており、ちとせっこセンター、げんきっこセンターにおいては「毎日ランチデー」を平成28年度から導入しています。

また、小学生の春・夏・秋・冬休み期間中のランチデーも実施しています。

さらに、子育てサークル等が児童館を利用する際に、昼食時間にお弁当を食べながら過ごすことができる「ランチタイム」を、平成26年度から7か所の児童館で実施しています。

今後の取組

多くの親子に「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえるよう、子育て支援センターや児童館の利用者に対して周知を図っていきます。

③ 教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進 △

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や、異世代間の交流機会が減少しています。

これまで、認定こども園等の園庭開放や季節ごとの行事における地域住民の参加、高齢者との交流、中高生の職業体験の受け入れなどを通じて、世代間交流を積極的に進めています。

今後の取組

今後も認定こども園や認可保育所等を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭や地域の子育て力のさらなる向上とともに、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。

④ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △

これまでの成果と課題

本市は、子育てに関する多様な制度や事業について一元的に情報発信する施策として、「千歳市子育てガイド」を発行しているほか、平成 20 年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設しています。

転入者が多いという本市の特性から、これらの取組は有効な施策として、さらなる内容の充実が求められているほか、スマートフォンの普及に伴うインターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる 20 代から 30 代において、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められていることから、市民団体との協働による身近な子育て情報を広く発信する「ママから n e t .」の運用を始めました。

今後の取組

今後、「千歳市子育てガイド」については、「困ったときに見る」から「普段から使える」ガイドブックを目指し、地図情報を大幅に拡充した「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」のさらなる充実に努めます。「ちとせ子育てネット」については、スマートフォンに対応した見やすさの向上、「ママから n e t .」による身近な子育て情報や転入者に必要な情報など、「子育てするなら、千歳市」のブランド施策を市内外に広く発信し、民間や市民の視点・発想を取り入れた魅力的な総合情報の提供に努めます。

⑤ 「児童館まつり」の実施 △

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や異世代間の交流機会が減少していることから、各児童館において児童館まつりを開催して世代間交流を進めています。

また、中高生ボランティア、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関などの幅広い年代の市民が参加し、市内 10 か所の児童館合同による児童館まつりを隔年で開催しています。

今後の取組

今後も児童館を利用する児童が異年齢の子ども同士や、民生委員児童委員などの地域住民と世代間交流を行うことで、社会規範を学び多様な人間関係を築くことを目的に、児童館まつりを開催します。

⑥ 「ちとせ子育てネットワーク」の拡充

これまでの成果と課題

地域の子育てに関わる機関・団体で構成する「ちとせ子育てネットワーク」では、子育て支援に関する交流や学習会の実施などを通し、支援の質を高め、子育てを地域全体で支え合う環境づくりを進めています。

今後の取組

今後は、子育てに関わる市民団体等に積極的に参加を呼びかけて、相互につながるきっかけづくりを進めます。

⑦ 「企業連携ぷちゼミ」の開催 ☆ ▲

これまでの成果と課題

市内の企業や団体等が子育て支援センターや児童館を会場に、それぞれの知識・技術や商品等を活用した子育て世帯向けの講座やイベント等を開催することで、まちぐるみの子育て支援を行っています。

今後の取組

今後も引き続き実施し、社会全体で子育て支援を行う機運を高めるとともに、連携企業の拡大を図るための周知活動に努めます。

(3) 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健対策の充実

① 妊婦健康診査事業の充実・産婦健康診査事業の充実 ☆

これまでの成果と課題

母子保健法に基づき、妊娠期に必要な検査を含めた妊婦健康診査、出産後間もない時期の産婦に対して産婦健康診査の助成を行います。

妊婦健康診査は、妊婦を対象に「妊婦一般健康診査受診票 14 枚」「超音波検査受診票 6 枚」を交付しています。妊婦健康診査の受診状況を把握し、妊娠期の安全と異常の早期発見に努めています。

産婦健康診査は、産後 1 か月以内に受診できる「産婦健康診査受診票 2 枚」を交付しています。産婦健康診査を受診することで、母体の身体的な機能回復、授乳状態、精神状態を把握する機会となり、早期からの支援を開始することで産後うつ病の予防や早期発見、また、新生児への虐待防止を図っています。

北海道が定める「医療機関に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、受診票は、全道の医療機関で使用することができます。道外の医療機関で妊産婦健康診査を受診した場合は、償還払いとして同額の助成を行っています。

今後の取組

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

産婦健康診査を実施することで、産後うつ病をはじめとする疾病等の早期発見や早期治療など、産後の初期段階における母子に対して早期の支援が可能になることから、今後も効果的な事業の実施に努めます。事業が開始して間もないことから、実施医療機関との連携強化に努めます。

② 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催・両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催

これまでの成果と課題

妊婦教室（わくわくママクラブ）は、妊娠中の過ごし方コース・子育て準備コース・子育て支援センター見学コースの3コースを実施しています。

教室の内容は、妊娠中の過ごし方、育児手技等の知識の伝達のほか、転入者が多い本市の特徴を考慮し、仲間づくりができるよう交流会や地域子育て支援センターと共催し、施設見学などを取り入れ、育児に関する地域資源の案内の機会としています。

また、先輩ママとの交流会は、育児についての体験談を聞きながら赤ちゃんの抱っこ体験ができる場となっています。

両親教室は、夫婦が協力して妊娠・出産・育児に取り組むことができるよう、妊婦とその夫を対象に実施しています。

「体験パパクラブ」では母親の育児不安や育児負担の軽減のため、父親が出産後早期から育児参加ができるよう、沐浴実習等の具体的な育児手技を取り入れた内容で実施しています。

「パパの育児基礎講座」では地域子育て支援センターと連携し、妊娠中の夫婦と1歳未満の子育て中の家族を対象に、パパの育児体験談や赤ちゃんの抱っこを体験ができ、保育士が1歳未満の赤ちゃんとのふれあい遊びを紹介しています。また、料理レシピの紹介や地域子育て支援センターの見学を取り入れ実施しています。

今後の取組

今後も継続して母親教室や両親教室を実施し、地域で子育て家庭が孤立することがないよう妊娠期間から家族の協力や仲間づくりの推進に努めます。

毎回、教室終了時にアンケートを実施し、教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう教室の周知を図ります。

③ 助産施設制度の実施

これまでの成果と課題

未婚での出産、離婚後の出産などのほか、夫の失業等による経済的に出産費用の捻出が困難な世帯がいる中で、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うものです。

制度の実施にあたっては、「千歳市子育てガイド」への掲載や母子健康手帳交付時に周知するとともに、関係機関との連携に努めています。

今後の取組

制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、周知に努めます。

④ 産後ケア事業の充実 ★ ☆

これまでの成果と課題

出産後の心身の不調や育児不安等がある母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児技術等のきめ細やかな支援を提供し、産後うつ等に関連する不適切な養育を予防し、母子の安全と健康の増進を図ります。

令和元年7月に民間の助産所に委託し、利用料金の助成を行い、訪問型やデイサービス型（通所）で実施しています。

今後の取組

産後早期に適切なケアを開始することでより効果的な支援となるため、産科医療機関との連携及び妊産婦や、その家族に対して産後ケアの活用の周知に努めます。

⑤ 新生児・産婦訪問事業の充実

これまでの成果と課題

「こんにちは赤ちゃん事業」として、助産師や保健師が4か月までの赤ちゃんがいる世帯全戸に対して家庭訪問を実施しています。

妊娠期の状況や産婦健康診査の結果を踏まえ、新生児の発達や発育状況の確認、産婦の心身の健康状態の確認、母乳育児の推進、育児情報の提供を行い、未熟児及び健康状態に問題がある新生児や産婦については、養育支援連絡票等で医療機関と連携し支援を実施しています。

必要時、産婦に対して「産後うつアンケート」を実施し、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を把握し、早期から育児支援を行うことで育児放棄などの虐待予防に努めています。また、里帰りや保護者の都合により訪問できない場合については、乳児健診や関係機関と連携して状況の把握に努めています。

困難事例については、月1回カンファレンスを実施し、「ネウボラ個別ケア会議」において、臨床心理士等のアドバイスを受けながら養育支援訪問に繋げています。

今後の取組

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中から不安の解消に努め、継続した支援に取り組みます。

⑥ 乳幼児健康診査事業と事後支援の充実

これまでの成果と課題

乳幼児健診のうち、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診は、集団健診として実施しています。健診内容は、医師、歯科医師の診察による健康状態の確認、保健師、栄養士等による発達、発育の確認や栄養・育児相談、歯科衛生士による歯科相談などで、育児の悩みや不安について相談を受け、必要時、個別支援につなげるとともに相談機関などの紹介に努めています。

また、事故予防の啓発活動の一つとして、健診会場に事故予防のパネルを掲示し、1歳6か月児健診では、事故予防に関する冊子の配布を行っています。

先天性股関節脱臼検診及び10か月児健診は、市内の医療機関に委託して実施し、健診結果により健康状態の確認をしています。

健診の事後支援として、発達や発育、治療状況の確認や育児相談を電話や家庭訪問等で実施し、状況に応じて、医療機関、認定こども園や幼稚園、子育て支援センター、福祉分野と連携を図っています。

未受診の場合は、いずれの健診も訪問や電話等で状況の把握に努めています。

今後の取組

今後も受診率の維持に努めるとともに、定期的な問診票の見直しや健診内容を検討し、乳幼児の発育や発達支援、育児に対する支援など事後支援の充実を図ります。

母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで切れ目なく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時迅速に連絡会議や個別の相談を行っていきます。

⑦ 5歳児相談の実施

これまでの成果と課題

5歳児相談は年間5回、保健センターで実施しており、身体計測、視力検査、栄養相談、集団での遊びを通して発達の確認や育児へのアドバイスを行っています。また、教育委員会の協力を得て、就学に向けての準備等についての講話や特別支援教育に関わる就学相談を行っています。

今後の取組

5歳の節目に成長や発達の確認を希望する保護者が多いことから、今後も事業を継続し相談体制の充実を図っていきます。

⑧ ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ★ ▲

これまでの成果と課題

母子健康手帳交付の際の「妊婦ネウボラ」においては、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）がすべての妊婦と面接し、妊娠期間を心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行い、妊娠期支援プランの作成や子育ての情報を綴った「ネウボラファイル」を配布しています。

また、妊婦の心身の健康や家族状況に関するアンケートを実施し、今後の子育てに関する不安や心配事の相談に応じ、子育て支援サービス等の周知や必要時、家庭訪問などの個別支援につなげています。

「こども・妊婦ネウボラ」では、妊娠・出産・子育てに対する不安の軽減や解消が図れるよう、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）や子育てコンシェルジュが、保健センター、市内の子育て支援センターにおいて、相談支援や子育て支援プランの作成を行っています。

妊娠期から子育て期（子どもが概ね18歳）までの家庭を対象とし、妊産婦や子育て中の保護者が気軽に相談でき、相互に交流が図れる機会としています。

市外から転入して来た妊婦や子育て家庭に対しては、「ネウボラファイル」等で、子育て支援事業について案内するとともに、初めての地域でも安心して子育てができるよう相談機関や社会資源の紹介に努めています。

今後の取組

今後も妊娠期から子育て期において、心身ともに安全で安心して過ごせるように、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。

利用者のニーズに合った相談の機会とし、学童期以降の保護者にも利用してもらえるよう、事業の周知や相談体制を検討していきます。

⑨ 養育支援訪問など育児支援の充実

これまでの成果と課題

養育が困難と見込まれる妊婦、子育てに困難を感じている養育者や虐待の恐れがある養育者に対しては、医療機関やこども家庭相談室、認定こども園・幼稚園等と連携しながら、電話相談や養育支援訪問において育児支援を行っています。

また、母子保健システムや他市町村からの養育支援連絡等で、過去の育児支援状況を確認し、切れ目のない支援に努めています。

困難事例については、対象者への一貫した関わりが持てるよう定期的なカンファレンスを行い、支援力の向上に努めるとともに、臨床心理士や関係機関と支援内容を検討することができる「ネウボラ個別ケア会議」や「子ども家庭総合支援拠点」、「要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議」において情報共有や支援方法を検討し、協力して支援を実施しています。

今後の取組

養育が困難である家庭に対して、今後も関係機関と連携して継続した支援を実施し、虐待の予防に努めます。

⑩ こども発達相談の充実

これまでの成果と課題

発達につまずきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す個別的な親子遊び、少人数での集団遊び、電話での相談などを実施しています。近年、発達障がい傾向にある児童が、家庭や集団生活において、不適応となるケースが増えています。

また、低年齢から幼稚園などの集団利用を開始する児童も増えています。

今後の取組

こども発達相談室では、発達につまずきのある乳幼児の早期発見・対応により保護者が適切に子育てできるよう発達相談を行うほか、「巡回支援事業」として専門員による保育所等への巡回訪問を実施できるよう整備を進めます。

また、育児支援としてグループ相談や個別での遊び支援、電話相談などを実施し、発達に遅れ等のある子どもが幼稚園や保育所などの集団生活に適応しやすくなるよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、必要に応じて児童通所支援等の利用につなげます。

障がい児相談支援事業所では、児童通所支援の利用者が適切にサービスを利用できるよう、利用計画の作成やモニタリング等を実施し、発達支援の総合的なマネジメントを行います。

⑪ 妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実

これまでの成果と課題

乳幼児健康診査、こども・妊婦ネウボラ、母親教室、電話相談等において妊婦の栄養、乳幼児の栄養について個別相談に応じています。

妊娠期においては、母子健康手帳交付時に、妊娠期の栄養に関するパンフレットを配布し、乳幼児期においては、乳幼児健診時の栄養相談を通して、離乳食やおやつの与え方、偏食の対応、栄養の大切さや規則正しい食生活について啓発と推進に努めています。

また、食育の推進も視野に入れ、朝食の欠食の改善、噛むことの大切さやバランスのとれた食事についての啓発に努めます。

健康教育については、母親学級で妊娠中の食生活に関する講話を行っているほか、出前講座、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターからの依頼により、望ましい食生活や食習慣、正しい栄養の知識に関する講話や子ども向けの食事作り等の調理実習を実施しています。

また、口腔内の健康や衛生の観点から、歯科衛生士と連携し、共同で健康教育を実施しています。

今後の取組

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児健診やこども・妊婦ネウボラなどにおける個別の栄養相談を充実します。

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

⑫ むし歯予防対策の推進

これまでの成果と課題

むし歯予防のため、1歳6か月児健診、3歳児健診において歯科健診や歯科相談、未就学児を対象としたフッ化物塗布を実施しています。

また、母親教室、出前講座、子育て支援センターの育児教室において、正しい口腔ケアの方法や食事のとり方、おやつの与え方等の講話や具体的な歯磨き指導を行っています。

市内の保育所、幼稚園、学童クラブに出向き、むし歯予防についての人形劇と歯ブラシを使った歯磨き指導を行っています。健康教室の内容は毎年見直し、効果的な媒体や方法となるよう努めています。このほか、保育所、幼稚園でのフッ化物洗口の導入を進めています。

むし歯予防デーや健康まつりでは、歯科医師会と連携し、歯科医師による歯科健診や歯科相談、口腔の健康に関する啓発活動、フッ化物洗口体験等に取り組んでいます。

今後の取組

集団指導の内容については、定期的に見直し、より効果的な方法を検討します。

また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図り、むし歯予防の推進に努めます。

⑬ 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実

これまでの成果と課題

子どもの保護者が健康な心身状態の維持向上を図るためには、健（検）診を利用し、生活習慣改善による疾病の予防・早期発見・早期治療により、重症化を予防することが必要です。欠食、外食や間食が多い、野菜不足といったバランスを欠いた食事や運動不足で、やせていても高血糖、高脂質血症、貧血など生活習慣病のリスクを抱えている人がいますが、多忙、自覚症状がないといった理由で健診を利用されない方が多数います。

また、がん患者は年々増加し、若い世代もがんに罹患しています。

本市では、19歳から39歳を対象とする「さわやか健診」、20歳以上を対象とする「子宮がん検診」、40歳以上を対象とする「乳がん検診」を実施し、受診しやすい環境づくりに努め、健康増進に向けた周知・啓発を実施しています。

今後の取組

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮がん・乳がん検診においては、国が示している「がん検診推進事業」等を活用しながら受診率の向上に努めます。

集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のための健診日や無料保育の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌までの無料巡回バスの設定等による受診しやすい環境づくりに努めます。

また、乳幼児健診を活用したチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施等により啓発活動を実施し、健康増進に向けた周知・啓発を継続していきます。

（４）小児医療の充実

① 救急医療体制の充実

これまでの成果と課題

平成29年9月に内科系一次救急を担う休日夜間急病センターが開設し、課題であった内科系の診療空白日がなくなり、1年を通じて365日急病センターにおいて診療を実施することとなりました。深夜0時までとなっていた診療時間も午前7時までに延長するなど、空白日及び空白時間が解消でき、診療体制がより強化されました。

また、入院等が必要な小児患者に対応する二次救急については、市立千歳市民病院において受け入れ体制を確保しています。

なお、24時間対応の電話による相談体制として「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」を継続して実施し、健康や病気などに関する不安の解消を図っています。

今後の取組

内科系の一次救急は、休日夜間急病センターの運営を継続し、小児二次救急についてはこれまで同様、市立千歳市民病院が受け入れを行うなど、救急医療体制の維持・充実に努めます。

② 予防接種事業の充実

これまでの成果と課題

予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。定期接種のうち結核を予防するBCGワクチンは、集団接種を実施しています。

定期接種のうちジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症、水痘、B型肝炎、日本脳炎、ロタウイルス胃腸炎（令和2年10月から定期接種に追加予定）を予防するワクチンについては、個別接種とし市内医療機関に委託しています。

今後の取組

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については個別通知によって接種勧奨を行っています。

また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知もれないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

③ 子ども医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

市内に居住する中学生以下の子ども（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成対象者を除く）の保護者に医療費受給者証を発行して、次のとおり医療費の助成を行っています。

○ 住民税課税世帯

- ・ 0歳から小学校就学前までは、自己負担額2割のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 小学1年生から3年生までは、自己負担額3割のうち、通院が1割、入院が2割の助成。
- ・ 小学4年生から中学3年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ2割の助成。

○ 住民税非課税世帯

- ・ 0歳から小学3年生までは、自己負担額（小学校就学前2割、小学生3割）のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 小学4年生から中学3年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

今後の取組

今後も子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

(5) 仕事と子育てを両立するための環境づくり

① 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ ▲ △

これまでの成果と課題

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個々の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子高齢化の進行や子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、そのような企業の取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

今後の取組

仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度や両立支援に関する各種助成制度や、職場で共に働く部下やスタッフの仕事と家庭の両立を考慮しつつ、その人のキャリアや人生を応援し、組織でチームとしてまとめ、業績や結果を出していきます。

また、自らも仕事と子育て等の私生活の両立を楽しむ上司「イクボス」の理念を市内の企業等へ普及・啓発し、仕事と子育ての両立に取り組む企業を優良企業としてPRする方策について検討します。

② 事業所内保育所への支援

これまでの成果と課題

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

今後の取組

自社の従業員の子ども以外の地域の子どもの受け入れを行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域の子どもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き補助を実施します。

③ 男女共同参画社会の推進

これまでの成果と課題

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事や家庭の両立が可能となるような環境整備が必要です。

男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進していますが、若い世代への働きかけをどのように進めるか等の課題があります。

今後の取組

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン（平成29年3月策定）」に基づき、セミナー等を開催します。

④ 男性の育児参加の促進 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

女性就労の増加及び働き方改革の推進などから、若い世代のライフスタイルやキャリアプランが多様化し、自ら育児に参加、または、育児休業を取得する男性が増加しています。

また、深刻化する少子化対策の一つとして、父親の育児参加が重要視されており、企業等を含む社会全体で支援し、男性が育児に参加しやすい環境づくりが求められています。

本市は、平成29年1月に市長による「イクボス宣言」を実施し、家族との時間を大切にす男性のワーク・ライフ・バランスの促進などの普及啓発に取り組んでいます。

今後の取組

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布する事業を継続して実施します。

また、これから父親となる男性も含めた父親の育児講座の開催や父親同士の交流イベントを実施するとともに、企業向けの講座などを開催し、子育てにやさしいまちづくりへの機運の醸成を図ります。

(6) 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり

① 結婚を応援する取組の実施

これまでの成果と課題

国の調査結果から、独身男女の約7割が結婚意思を持っている一方で、雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産の希望がかなわないといった現状があり、将来の人口減少を懸念する地域では、そうした結婚を希望する若者を応援する取組が実施されています。

今後の取組

道内一若いまちという千歳市の特徴を生かし、子育て世帯となる若者の移住・定住を促進し、将来の発展につなげるため、結婚を希望する若者が結婚できるよう支援する取組として、独身男女の出会いの場を提供する婚活パーティーを実施します。

② 「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

本市は、子育て世帯の転入が多く核家族も多いという地域特性があり、子育てに孤立や不安を抱える家庭が多いことから、妊娠期から子育て期までの切れ目のないきめ細やかな支援が必要です。

これから子どもを産みたいと考えている方、妊娠中の方や子育て中の方が「お産」や「子育て」について考えるきっかけづくりとして、各種相談、妊婦体験、育児講座、親子遊びなどの家族で一緒に楽しめる出産・育児に関する総合イベントを実行委員会と市の主催により、平成27年度から毎年11月03日（いいおさん）に開催しています。

今後の取組

子育ての孤立感や不安感を軽減し、「子育ては楽しい」、「もう一人、子どもを生み育てたい」と感じていただけるよう、これからも市と実行委員会の主催により、地域、団体、企業等の子育てに関わる方々とともに企画・運営する「育てるイベント」として継続し、充実を図ります。

（7）子育て支援の利用につなげるきめ細かな取組の推進

① 「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

ちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各2名配置し、子育てに関する相談や、教育・保育施設や子育てに関する情報の集約と提供を行っています。

また、4か月児健診での周知活動や、各児童館でのこどもネウボラにおける相談対応、「転入親子ウエルカム交流ツアー」でのサポートなど、様々な機会をとらえた支援を実施しています。

今後の取組

今後、さらにコンシェルジュ事業の周知を図るとともに、子育て世帯が利用しやすい環境を整えるため、各児童館での相談日の設定など、コンシェルジュの支援の場の拡充などについて検討します。

② 「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進 ★ ▲

これまでの成果と課題

転入者が多い本市の特性上、身近に相談できる相手が少なく、子育てに不安や孤立感を感じる方が多いことを受け、子育てコンシェルジュが子育て世帯を訪問し、友人のように寄り添い傾聴や情報提供、育児や家事などを協働で行う「ままサポート」を実施しています。

今後必要とする方に支援が行き届くよう、さらに認知度を高める取組を進める必要があります。

今後の取組

「ままサポート」を多くの子育て世帯に知っていただけるよう周知方法を工夫するとともに、関係機関と連携して利用促進に努めます。

③ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △（再掲）

※110 ページの再掲

④ 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲

これまでの成果と課題

本市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5年未満の居住が全体の約20%を占めています。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。このことから、平成27年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを実施しています。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、「市の子育て支援事業を知ってもらうこと」、「親子同士が知り合うきっかけづくり」、「転入後間もない引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげること」を目指し、取組を進めています。

今後の取組

今後も引き続き事業を継続し、転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援を行っていきます。

⑤ こども食堂応援事業の推進 ☆ ▲ △（再掲）

※97 ページの再掲

基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実

基本施策	具体的施策		指標	掲載 頁	所管課
(1)良質・良好な居住環境の確保	①	公営住宅の整備		126	市営住宅課
	②	住宅情報の提供		126	市営住宅課
	③	シックハウス対策の推進		127	建築課
(2)子育てにやさしい環境の整備	①	子育てにやさしい施設の充実	○	127	こども政策課
	②	子育てバリアフリーの推進		128	建築課
	③	安全な道路交通環境の整備		128	道路建設課・こども政策課
	④	公園の整備		128	都市整備課
(3)子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進	①	交通安全教室の実施		129	市民生活課
	②	交通安全指導の実施		129	市民生活課
	③	緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実		129	青少年課(教委)
	④	千歳っ子見守り隊支援事業の実施		130	青少年課(教委)
	⑤	不審者情報携帯メール配信事業の実施		130	青少年課(教委)

(1) 良質・良好な居住環境の確保

① 公営住宅の整備

これまでの成果と課題

バリアフリー化を施した公営住宅が増え、子ども・子育ての環境整備も進んでいますが、未改善の住宅も残っており、今後は既存住宅のバリアフリー化や狭あい化解消が課題となっています。

また、既存平屋建て住宅については、建設後相当年数を経過しているものもあり、建築物の安全性等も確保する必要があります。

今後の取組

住宅の狭あい化の解消やバリアフリー化、安全性の確保など住環境の変化やニーズの多様化に対応するため、平成29年度に「千歳市公営住宅等長寿命化計画」の中間見直しを行い、本計画に基づき、住宅の個別改善等の実施を進めていきます。

② 住宅情報の提供

これまでの成果と課題

平成23年度に「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定し、引き続き民間住宅に関する情報の集約・提供への取組が必要とされています。

平成27年4月から「住まいのコンシェルジュ（住宅総合相談員）」を配置し、住宅に関する総合的な相談対応及び多種多様な情報提供を行っています。

また、平成27年12月から「千歳市空き家・空き地情報」ホームページを開設し、民間物件情報へリンクすることにより、最新の不動産情報を提供しています。

今後の取組

引き続き「住まいのコンシェルジュ」による住宅に関する相談対応及び「千歳市空き家・空き地情報」ホームページによる情報提供を継続して行います。

③ シックハウス対策の推進

これまでの成果と課題

建築基準法における「シックハウス対策」の規制の導入に伴い、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置等の規制について厳正な審査を行っています。

- ①内装仕上げの制限（ホルムアルデヒドを発散する建材についての種類別使用面積の規制）
- ②換気設備設置の義務付け（例：住宅では換気回数が0.5回／h以上（24時間換気））
- ③天井裏などの措置（居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ措置）
- ④クロルピリホスの使用禁止（有機リン系のシロアリ駆除剤）

民間建築物については、上記の建築基準法上の規定を、公共建築物については建築基準法の規定のほかに市が定めた独自基準（上乘せ基準）により建築することとしており、建築方針の室内濃度規制値を満たしています。

ただし、室内濃度指針値の基準を満たす場合でも、化学物質の影響による発症には個人差が大きいことから、絶対的な対策を見出すことは現状では難しい状況にあります。

今後の取組

民間建築物については、建築基準法の規制に基づき、引き続き厳正な審査に努めます。

また、公共建築物については建築基準法の規定に加え、独自基準を遵守し、建築することとします。

（2）子育てにやさしい環境の整備

① 子育てにやさしい施設の充実

これまでの成果と課題

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設として、公共施設や民間の店舗など、市内 65 の施設が「子育てにやさしい施設」として登録されています。

今後の取組

今後もより多くの子育て家庭が「子育てにやさしい施設」を利用できるようインターネットでの情報掲載やパンフレットの配布などを通じ、施設利用の情報提供に努めます。

また、子育てにやさしい施設の拡大が利用者増加につながり、地域全体で子育てを応援する気運が高まることから、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

② 子育てバリアフリーの推進

これまでの成果と課題

公共建築物については、段差の解消や乳幼児と一緒に利用しやすいトイレなどの整備を行っているほか、民間建築物については「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき必要に応じて助言等を行っています。

今後の取組

今後も法律や条例に基づき、子ども・子育てに配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の整備及び民間建築物への助言等を必要に応じ行っていきます。

③ 安全な道路交通環境の整備

これまでの成果と課題

歩行者の移動負担を軽減し安全で快適に通行できるように、歩道の段差解消や傾斜を緩やかにするなど、バリアフリーに配慮した道路整備を行っています。特に、市内中心部では千歳駅周辺交通バリアフリー特定経路を定め、計画的に歩道整備を進めています。

また、歩道の損傷等を確認した際には、補修等による対応を行っています。

これにより、歩行者にとって安全で快適な歩行空間が確保されています。

今後の取組

今後も子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。

また、国は、教育・保育施設等が行う散歩等の園外活動における安全確保のため、「キッズゾーン」の設定を推進しており、既に導入している自治体の設置状況や効果などを調査・研究していきます。

④ 公園の整備

これまでの成果と課題

公園整備については、新興住宅地に新たな公園の建設を行うなど、計画的に進めています。

また、整備後数十年を経た公園については、町内会などから老朽化した遊具等の改善を求める要望も多く、施設更新を計画的に進める必要があります。

今後の取組

公園整備にあたっては、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させながら計画的に整備を行います。

また、未整備箇所の公園整備や老朽化した遊具などの施設更新を進め、子どもが安全に安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

(3) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 交通安全教室の実施

これまでの成果と課題

学校等と連携しながら各年代に応じた交通安全に関する指導・啓発事業を実施し、交通事故防止に向け交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めています。

今後の取組

幼児及び児童を対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントにおける交通事故防止の啓発活動に取り組みます。

また、警察・学校等と連携し、北海道自転車条例による自転車用ヘルメット着用（努力義務）の周知や、中高生を対象とした自転車走行ルールを習得するための指導に努めます。

② 交通安全指導の実施

これまでの成果と課題

交通指導員等による通学路における児童への立哨指導や街頭啓発指導のほか、中高生を対象とした自転車走行ルールの啓発や、PTA・千歳っ子見守り隊と連携した交通事故防止の徹底を図っています。

今後の取組

引き続き交通指導員等を配置し、四季の交通安全運動期間の活動に加え、小学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じた交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得する指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

③ 緊急避難所「子ども 110 番の家」指定事業の充実

これまでの成果と課題

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある住宅や店舗などに協力を依頼し、緊急避難場所「子ども 110 番の家」として指定しています。

登下校時などにおける児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域も一丸となって対応していくことが必要です。

今後の取組

今後も各小学校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民などに周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

④ 千歳っ子見守り隊支援事業の実施

これまでの成果と課題

登下校時における児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域住民も一丸となって対応していくことが必要です。

P T Aや町内会などが、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、立哨、巡回活動を実施しています。

今後の取組

学校と地域、保護者などが共通理解と連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る効果的な取組として、今後も事業を継続して実施します。

⑤ 不審者情報携帯メール配信事業の実施

これまでの成果と課題

不審者情報の発信については、各関係機関にF A Xで周知するほか、市のホームページに掲載しています。

また、希望する市民には携帯電話を利用した不審者情報メールの配信を実施しており、外出先等においても情報が得られることで、不審者に迅速に対処することができます。

今後の取組

今後も市民に対する周知を図り、メール配信登録者の拡大に努めます。

基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭への支援

基本施策	具体的施策	指標	掲載 頁	所管課
(1)児童虐待防止 対策の充実	① 「子ども家庭総合支援拠点」の運用 ★ ☆		132	こども家庭課
	② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携		132	こども家庭課
	③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進 ▲		133	こども家庭課
	④ 「子育てスキルアップ講座」の実施 ★		133	こども家庭課
	⑤ 養育支援訪問による児童虐待防止対策の推進		134	こども家庭課
	⑥ 虐待予防母子保健の充実		134	母子保健課
	⑦ 児童虐待対応マニュアルの作成・配布による普及啓発 ☆		135	こども家庭課
(2)心のケアを必要 とする子どもへの 支援の充実	① 教育相談の充実		135	青少年課(教委)
	② 学校適応指導教室「おあしす」の充実		136	青少年課(教委)
	③ 里親制度の普及		136	こども家庭課
(3)ひとり親家庭の 自立支援の充実	① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実		137	こども家庭課
	② 母子家庭等日常生活支援事業の実施		137	こども家庭課
	③ 児童扶養手当制度の実施		137	こども家庭課
	④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施		138	国保医療課
	⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進 ★		138	こども家庭課
	⑥ 学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施 ☆		138	福祉課
(4)障がいのある 子ども等への支援 の充実	① 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進 ★ ▲ △		139	こども療育課
	② 児童発達支援センター等の設置による地域支援の充実 ★ ☆	○	140	こども療育課
	③ 居宅訪問型児童発達支援事業の実施 ☆		140	こども療育課
	④ 特定教育・保育施設等の障がいのある子どもの受け入れに対する支援		141	こども政策課
	⑤ 幼稚園における特別支援教育の促進		141	こども政策課
	⑥ 小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実		141	学校教育課(教委)
	⑦ 学童クラブの障がい児入所の推進		142	子育て総合支援センター
	⑧ 特別児童扶養手当等制度の実施		142	こども家庭課
	⑨ 重度心身障害者医療費助成事業の実施		142	国保医療課
	⑩ 障害福祉サービスの実施		143	障がい者支援課
(5)子育て家庭への 経済的支援の 充実	① 児童手当制度の実施		143	こども家庭課
	② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★ ☆		144	こども政策課
	③ 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施		144	こども政策課
	④ 就学援助制度の実施		144	学校教育課(教委)
	⑤ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施 ☆		145	こども政策課
	⑥ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施 ▲ △		145	こども家庭課
	⑦ 不妊治療費助成事業の実施 ★ ▲ △		145	母子保健課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、△は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 「子ども家庭総合支援拠点」の運用 ★ ☆

これまでの成果と課題

児童福祉法改正に基づき、平成 29 年 4 月に道内自治体の第 1 号として、「千歳市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、そのほかの必要な支援を行っています。

今後の取組

子ども家庭支援全般から、要支援・要保護児童及び特定妊産婦等への支援など、「子ども家庭総合支援拠点」の中核機関を担う家庭児童相談室が中心となり、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会をはじめとする関係機関・団体と連携をしながら、「子ども家庭総合支援拠点」の運用に努めます。

② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

これまでの成果と課題

児童福祉法に基づき、平成 17 年 9 月に設置された千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の構成員（児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、小中学校、認定こども園等）と連携し、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行っています。

要保護児童地域ネットワーク協議会では、代表者会議、年数回の実務者会議、必要に応じて個別のケース検討会議を行っているほか、関係機関の資質向上のための研修会を開催しています。

また、平成 29 年度から「子ども家庭総合支援拠点」の設置に併せ、新たに要保護児童地域ネットワーク協議会の調整を担当する専門官（児童相談所長経験者）を配置し、体制を強化しました。

今後の取組

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、関係機関との連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。

また、関係機関の実務者向け研修会や児童虐待防止に関する講演会を開催し、実務者の資質向上及びより一層の啓発活動を展開し連携の強化を図ります。

③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進 ▲

これまでの成果と課題

就学前児童の虐待は重篤な事故につながる場合があります、児童虐待の発生予防対策の充実や不適切な養育を改善する取組を強化する必要があります。

本市では「おやおや安心サポートシステム」として、認定こども園等教育・保育施設の在園児を対象に、千歳市独自の経過観察票を用いて児童や保護者の様子を確認し、不適切な養育が疑われる親子がいた場合には、要保護児童地域ネットワーク協議会の個別ケース検討会議を実施し、地域の支援を活用しながら虐待の予防に取り組んでいます。

今後の取組

「子ども家庭総合支援拠点」の支援活動の一環として、今後も「おやおや安心サポートシステム」を運用し、認定こども園等教育・保育施設と地域の保健所・母子保健担当機関の協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針等を検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

④ 「子育てスキルアップ講座」の実施 ★

これまでの成果と課題

暴力を伴ったしつけは、子どもに親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因になるといわれています。市は、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける、学習プログラムを用いた講座を開催しています。平成25年度から相談ケースの家庭を対象に個別対応も行っています。

また、平成30年度からは、市提案型協働事業として子育て支援団体と協働で実施しています。

今後の取組

今後も子ども家庭総合支援拠点の児童虐待防止対策の一環として、どなたたり、たいたりせずにしつけができる方法の「子育てスキルアップ講座」を市民協働プロモーション事業として実施します。

また、講座の実施に際しては、令和元年10月に作成した「千歳市児童虐待対応マニュアル（市民版）」を配布し、児童虐待防止の周知啓発に努めます。

⑤ 養育支援訪問ヘルパー派遣による児童虐待防止対策の推進

これまでの成果と課題

児童虐待は、養育者の子育てに対する不安や孤立感、養育能力の未熟さを要因として発生すると考えられます。養育支援訪問事業として養育支援ヘルパーによる家事支援を行うことで、養育者の悩みを受け止め、心身の負担を軽減するなど、生活環境を支援することにより児童虐待の未然防止に努めています。

今後の取組

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議において家事支援の必要性を検討し、養育改善が必要な家庭や虐待の恐れがあると判断された家庭に対し、養育支援ヘルパーを派遣することによる適切な養育環境の確保に努めます。

⑥ 虐待予防母子保健の充実

これまでの成果と課題

赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、母親の不安や乳幼児への不適切な育児状況を把握するためのスクリーニング（アンケート）を実施し、虐待等の問題が深刻になる前から早期支援に努めています。

また、養育支援事業として、保健師による家庭訪問や、臨床心理士による育児講座を開催し、自分の育児について自信が持てるよう働きかけを行っています。

今後の取組

今後も母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。

また、支援を必要とする保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

⑦ 児童虐待対応マニュアル等の作成・配布による普及啓発 ☆

これまでの成果と課題

本市では、子どもに関わる地域の関係機関が児童虐待に関する理解を深め、子どもや保護者と日々の関わりの中で、虐待の発生予防や早期発見を意識し、迅速・的確な対応に活用することを目的に、平成30年12月に「千歳市児童虐待対応マニュアル」を作成するとともに、「マニュアル活用講座」を開催し、児童虐待防止の普及啓発に努めています。

また、令和元年10月には、子どもに関わる関係機関のみならず、広く市民に児童虐待への理解を深めてもらうことを目的に「千歳市児童虐待対応マニュアル（市民版）」を作成し、さらなる普及啓発に努めています。

今後の取組

今後も、本マニュアルの活用による児童虐待防止の取組みを推進するとともに、令和2年4月の児童虐待防止法の改正による、「親の体罰禁止」の厳格化に伴い、保護者や地域への児童虐待に関する啓発物品の配布や、11月の児童虐待防止推進月間でのイベントの開催などの取組を通じ、児童虐待の発生予防や早期発見への普及啓発を強化します。

（2）心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

① 教育相談の充実

これまでの成果と課題

いじめ・不登校・問題行動等の要因が多様化、複雑化してきている中で、初期対応が遅れた場合や、適切な対応がなされなかった場合などに、問題がより深刻化するケースがでています。

児童生徒が安心できる校内環境をつくるためには教育相談だけではなく、専門的な指導・助言が可能なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、日常的な児童との関わりから未然防止の効果が高い心の教室相談員の配置が必要となっています。

今後の取組

社会環境の変化に伴う児童生徒、保護者の悩み、不安などを解消するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの効果的な活用を図り、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

② 学校適応指導教室「おあしす」の充実

これまでの成果と課題

不登校は、児童生徒の心の問題や家庭環境など様々な問題が絡み合い、学校による対応だけでは解決が難しい事例が増加しています。

不登校問題は、学校だけではなく教育委員会、家庭、関係機関が連携し支援体制の充実を図ることで、不登校の早期解決や引きこもり状態から一歩を踏み出せることから、不登校児童生徒の居場所づくりのため、適応指導教室の開設が必要となります。

今後の取組

今後も適応指導教室「おあしす」を継続し、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、適応指導教室を拠点とし、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

③ 里親制度の普及

これまでの成果と課題

様々な事情により家庭で生活することが困難な子どもたちを支援するため、里親制度について広く周知し、里親登録者の確保を図るため、広報ちとせへの啓発記事の掲載、PRポスターの掲示をはじめ、家庭児童相談業務において、関係者に制度の説明・奨励を行っています。

今後の取組

近年、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化し、養育困難な家庭や児童虐待が増大しています。様々な事情で社会的養護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員2名を配置し、年間約1,400件の自立支援等の各種相談業務を行い、実態に合わせ自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

このほか、母子・父子の就労や児童の就学時に必要な各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」の相談及び申請の受付なども行っています。

一方で、離婚の際に養育費の取り決めをしないで、貧困に陥るという現状があることから、養育費に関する相談対応の強化を図る必要があります。

今後の取組

ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう関係機関との連携を強化し、情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務をはじめ、全国的に課題となっている養育費の取り決めを含めた離婚前の相談対応の強化を図るなど、相談体制の充実に努めます。

② 母子家庭等日常生活支援事業の実施

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活に支障がある場合、安心して子育てをしながら生活することができるよう、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行っています。

今後の取組

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知し、事業の充実を図ります。

③ 児童扶養手当制度の実施

これまでの成果と課題

父母の離婚や未婚での出産などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

今後の取組

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

原則 18 歳までの児童の入院・通院に対し、親は入院のみに対して医療費の助成を行っています。また、小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯の小学生以上の児童と親には医療費の 2 割を助成しています。

今後の取組

今後も健康の保持と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進 ★

これまでの成果と課題

母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立に向け、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための就労支援策として、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に、費用の一部を支給しています（自立支援教育訓練給付金）。

また、看護師、保育士等の経済的自立に効果的な資格を養成機関で 1 年以上修業して取得する場合に、国が定める額に準ずる修業期間中の生活費を支給しています（高等職業訓練促進給付金）。

「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」結果では、ひとり親家庭の半数以上が 250 万円未満の所得が低い世帯であったことから、ひとり親家庭の自立に向けて、さらなる事業の推進が必要です。

今後の取組

今後も事前相談において就業に結びつきやすい資格取得へ向けた助言等を行うとともに、利用者の体験談を載せたリーフレットを活用し、事業内容を広く周知するなど、利用促進に向けた取組を強化します。

また、養成機関での受講中における母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めた支援を行います。

⑥ 学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施 ☆

これまでの成果と課題

生活困窮世帯（生活保護世帯・ひとり親世帯等）の中学生・高校生に対し、自主的に学べる場を提供し、高等学校進学及び卒業に向けた継続的な学習支援を通じて、貧困の連鎖を断ち切り、将来へ希望を持って就学及び就労できるようにすることを目的に、平成 27 年度に学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」を開催し、30 名から 40 名の中学生・高校生を支援しています。

今後の取組

今後も学習支援ボランティアを継続的に確保し、支援内容のさらなる充実を図り、事業の安定した実施に努めます。

(4) 障がいのある子ども等への支援の充実

① 障がい児のための「インクルージョン保育」の推進 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

本市では、教育・保育施設等において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある子どもの個性を尊重し育む、「インクルージョン保育」を平成27年度から導入し、療育専門職が教育・保育施設を訪問する「訪問療育支援（保育所等訪問支援事業）」や、「こども相談みにくる（巡回支援事業）」等の支援事業に取り組んでいます。

また、「こども相談みにくる」については、教育・保育施設のほか、平成29年度からは学童クラブ、平成30年度からは小規模保育所を支援対象施設に加えるなど、障がいの早期発見・早期対応への取組を強化しました。

今後の取組

今後も、教育・保育施設等での障がい児の受け入れの円滑化や、発達障がいの早期発見・早期対応につなげるための「インクルージョン保育」を推進し、児童一人ひとりに寄り添うきめ細やかな療育支援に努めます。

また、本市の保育ニーズの増加に伴う保育施設等の増設にあわせ、「こども相談みにくる」の訪問施設の範囲拡大に取り組めます。

② 児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実 ★ ☆

これまでの成果と課題

心身の発達に心配がある乳幼児や障がいのある乳幼児とその保護者等に対して、こども発達相談室が子どもの発達に関する不安や育児に関する相談など継続支援を行うほか、こども通園センターでは、子どもの発達状況に応じた療育支援を実施しています。

また、平成 27 年度に、こども通園センターの利用者を対象とした総合相談窓口を設置し、子育てなどに悩みを持つ保護者への支援を行っています。

また、平成 30 年 4 月の児童福祉法改正に伴い、市町村は、国の基本指針に基づき「障がい児福祉計画」を新たに策定することとなり、本市においては、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を期間とする「第 1 期千歳市障がい児福祉計画」を策定しています。

国の基本指針に基づく本市の新たな事業として、平成 30 年度末までに「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」や、令和 2 年度末までに「児童発達支援センターの設置」などについて取り組んでいます。

取り組み状況としては、平成 31 年 3 月に「千歳市医療的ケア児支援協議会」を創設し、市内の医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制を構築するとともに、令和元年 7 月からは、重度の障がい等のために外出が困難な子どもを対象とする「居宅訪問型児童発達支援事業」を試行的に実施するなど、重度の障害を持つ児童への支援の充実を図りました。

今後の取組

「こども通園センター」で実施している、児童発達支援事業や訪問療育支援事業（保育所等訪問支援）及び「千歳市指定障害児相談支援事業所」で実施している、障害児相談支援事業などのほか、居宅訪問型児童発達支援事業の療育支援事業を一体的に行う、「児童発達支援センター」を令和 2 年 4 月に開設し、相談から発達支援、保育所等における療育支援体制を強化するほか、関係事業所や関係機関との連携をさらに密にし、療育支援の拠点化に取り組めます。

さらに、「こども通園センター」から「児童発達支援センター」への移行にあわせ、利用児童の給食や保護者への食事指導について、これまでの手法に味覚、視覚、聴覚及び嗅覚などの感覚が過敏な発達障害等の子どもへの対応を加えた食事指導を「わくわく給食」と称し、「児童発達支援センター」を利用する子どもの食欲の向上や偏食の改善などに取り組めます。

また、「児童発達支援センター」への移行に伴う利用料の増額分については、市が独自に軽減し、保護者の負担緩和に努めます。

③ 居宅訪問型児童発達支援事業の実施 ☆

これまでの成果と課題

医療的ケアが必要な子どもや、重度の障がいがあるため外出が著しく困難な子どもに対し、市では令和元年7月から居宅訪問型児童発達支援事業を試行的に実施し、職員体制の整備や専門的知識の習得、対象児童の把握などに取り組んでいます。

今後の取組

令和2年度から、居宅訪問型児童発達支援事業を本格実施し、重度な障がいのある児童に対する、自宅での適切かつ効果的な療育支援の提供体制整備に努めます。

④ 特定教育・保育施設等の障がいのある子どもの受け入れに対する支援

これまでの成果と課題

本市は、障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すインクルージョン保育の考えに基づき、教育・保育施設等での障がいのある子どもの受け入れを推進してきました。一方で、発達障がいなどで特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、各施設での障がいのある子どもの受け入れは飽和状態にあります。

今後の取組

子ども・子育て支援法では、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な場合も、他の障がい児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設等での受け入れを進めていく必要があります。

今後も障害児保育補助事業などを引き続き実施し、対象施設の拡充を図るなど、障がいのある子どもの受け入れを促進します。

⑤ 幼稚園における特別支援教育の促進

これまでの成果と課題

従来、幼稚園に対しては、国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により財政支援が行われてきたほか、さらに市は、障がい児を受け入れた幼稚園に対する補助事業を実施し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、特別支援教育の促進を図ってきました。

今後の取組

特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、今後も引き続き幼稚園に対する補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

⑥ 小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実

これまでの成果と課題

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、将来、自立や社会参加ができるよう、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、病弱・身体虚弱についての校区を「鉄北地区」、「鉄南地区」、「向陽台地区」の3ブロックに分け、児童生徒一人ひとりの障がいに応じた特別支援教育の体制整備を推進してきました。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加しており、特別支援学級の柔軟な配置や、通常学級との交流及び共同学習の充実が求められています。

今後の取組

対象児童生徒数の増加に対応した特別支援学級配置の検討を行うほか、研修等による教職員の知識、技能の向上を目指し、個別の教育的ニーズに応じた指導体制の充実に努めます。

⑦ 学童クラブの障がい児入所の推進

これまでの成果と課題

集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児については、市内の全学童クラブでの受け入れを行っています。近年、発達障がい傾向の児童が多くなっていることから、さらなる職員の資質向上、専門的な知識の習得を図る必要があります。

今後の取組

一人ひとりの障がいや発達状況に合わせた対応を実践できるよう、各種研修などを通じて職員の資質向上、専門的な知識の習得を図るとともに、「こども相談みくる」の巡回支援の活用や、学校等関係機関、市内の障害児通所支援事業所との連携を強化します。

⑧ 特別児童扶養手当等制度の実施

これまでの成果と課題

障がいのある子どもや家族などへの経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、身体や精神に一定程度の障がいのある満20歳未満の児童の養育者を対象に特別児童扶養手当を、重度の障がいがあり在宅で日常生活を送るために常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給しています。

今後の取組

いずれの手当も、支給を受けるために認定請求手続きを行う必要があります。認定資格があるにも関わらず制度を知らないために支給を受けられないことがないよう、相談対応の際の制度説明、関係機関等への福祉サービスガイドブック等のパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供など様々な機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

⑨ 重度心身障害者医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

身体障害者手帳の1級・2級・3級で内部疾患の方及び療育手帳A判定の方の入院・通院、精神保健福祉手帳1級の方の通院に対して助成を行い、医療費負担の軽減を図っています。

小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯の小学生以上には医療費の2割を助成しています。

今後の取組

今後も健康の保持と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

⑩ 障害福祉サービスの実施

これまでの成果と課題

本市では人口の増加に伴い、障がいのある方の増加が見込まれており、多様なニーズに対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。

また、学齢児から成人までの障がいのある方やその家庭、介助者等が抱える様々な問題の相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」における、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活支援等の専門的な助言などの相談支援体制づくりの強化を図るとともに、相談事業の認知度を高めていく必要があります。

今後の取組

「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」を中心とした情報発信機能の強化に努めます。

また、市内の障害福祉サービス事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に関係機関等と連携し、障がいのある子どもについて、本計画に掲げる個別施策以外の施策を含む「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画・千歳市障がい児福祉計画」の推進により、高度・多様化するニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

（5）子育て家庭への経済的支援の充実

① 児童手当制度の実施

これまでの成果と課題

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育する父母等に対し、国が定める額により手当を支給します。

今後の取組

今後も国の制度改正等の動向を注視しながら、制度の周知や申請手続等の事務処理の円滑化に努めます。

② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★ ☆

これまでの成果と課題

従来、国では1号・2号・3号認定こどもの保育料について徴収基準額を定めていますが、市はこれを細分化して保護者負担の公平化を図ってきました。

そのほか、本市は、平成29年度から北海道の補助制度を活用し、3号認定子どもについては市民税の所得割額が16万9千円未満の世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償としているほか、市独自の保育料軽減策として、住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償としています。

今後の取組

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償となりましたが、3歳未満の子どもについては、住民税課税世帯の子どもは無償化の対象とならないことから、今後も事業を継続し負担軽減に努めます。

③ 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施

これまでの成果と課題

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に準じて「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

今後の取組

「幼児教育・保育の無償化」により、本事業の基準となる就園奨励費助成制度は廃止となりましたが、今後も就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担の軽減を図るため、事業内容を見直した上で継続して事業を実施します。

④ 就学援助制度の実施

これまでの成果と課題

経済的に就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成しています。家庭の経済状態に左右されることなく、児童生徒の就学を保障するため、保護者負担の軽減を図るとともに、修学への意欲・能力がある者の教育の機会均等を確保する必要があります。

今後の取組

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

⑤ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施 ☆

今後の取組

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）を助成する事業を実施するほか、特定教育・保育施設等の利用に必要な費用などを助成する事業の実施について検討します。

⑥ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施 ▲ △

これまでの成果と課題

紙おむつ用の有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成19年10月から毎年4月1日を基準日として、3歳未満の乳幼児1人につき、有料ごみ袋（燃やせるごみ用袋：20リットル）100枚と子育てに有用な情報を掲載したパンフレットを同封して、対象世帯へ全戸配布により支給しています。

今後の取組

今後も子育て世帯への支援の一環として、配布方法の見直しを検討しながら、継続して事業を実施します。

⑦ 不妊治療費助成事業の実施 ★ ▲ △

これまでの成果と課題

千歳で子どもを生み育てたいと願う夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に挑むことができる環境を整備するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・男性不妊治療について、北海道の助成制度に上乗せする形で費用の一部を助成し、一般不妊治療（人工授精）は、市が独自に治療費の一部を助成しています。

今後の取組

2回以上の流産・死産・早期新生児死亡を繰り返す場合の不育症は、治療費が高額で経済的負担が大きいことから、北海道の助成制度を上乗せして費用の一部を助成する取組を実施します。

不妊治療や不育症の治療について周囲の理解が得られるよう、社会全体に啓発するとともに、治療者が安心して治療に取り組めるよう、相談窓口となっている保健所等との連携に努めます。

基本目標5 人口10万人のまちづくりを目指す 「子育てするなら、千歳市」の推進

基本施策	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1)子育てしやすいまちづくりを通じた人口増の推進	①	もう1人子どもを生み育てたいと思える施策の展開 ☆		147	こども政策課ほか
	②	「子育てするなら、千歳市」のブランディングの推進 ☆		148	こども政策課
	③	「ランドセル来館」事業の推進 ★ (再掲)		148	子育て総合支援センター
	④	ちとせ子育て特典カード事業の推進 ★ ▲ △ (再掲)		148	こども政策課
	⑤	子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △ (再掲)		148	こども政策課
	⑥	ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ★ ▲ (再掲)		148	母子保健課
	⑦	特定教育・保育施設の充実 ★ ▲ △ (再掲)		148	子ども政策課
	⑧	「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ ▲ △ (再掲)		149	こども政策課 子育て総合支援センター
	⑨	「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ★ ▲ △ (再掲)		149	子育て総合支援センター
	⑩	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲ (再掲)		149	こども政策課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、△は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 子育てしやすいまちづくりを通じた人口増の推進

① もう1人子どもを生み育てたいと思える施策の展開 ☆

これまでの成果と課題

「道内で一番若いまち」の本市においても少子化の進行は例外ではなく、出生数や合計特殊出生率は年々減少の傾向にあります。

子育て家庭が「千歳市で子育てしたい、もう一人子どもを生み育てたい」と思える施策や、転入した子育て世帯が孤立することなく、子育てを楽しめる環境づくりの推進は喫緊の課題であり、このことは子育て世代の移住や定住促進にもつながります。

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援アンケート」において、「もう一人子どもを産むためにためらうことや、心配なこと」の質問に対し、「経済的な理由」、「年齢的な理由」、「今いる子どもの子育てで手いっぱい」、「心理的理由」が多く占めており、これらの不安を取り除くことが少子化対策や人口増加にもつながるものと考えています。

今後の取組

子どもを生み育てたいと望む家庭が、理想とする子どもの数を産むことができる社会の実現を目指すとともに、子育て世代から選ばれる子育てにやさしいまちづくりを推進するため、市の独自施策である、「不妊治療費の助成」、「教育・保育施設等の保護者負担の軽減」、「乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給」などの経済的な支援や、「子育てコンシェルジュによるママサポート」、「ちとせ版ネウボラ」、「転入親子ウェルカム交流ツアー」などの子育ての孤立や不安の軽減、「男性の育児講座」、「イクボスの普及啓発」、「父親同士の活動や交流の機会創出」などの母親のワンオペ育児の解消を促進し、「子育てするなら、千歳市」の子育て支援施策の充実強化に取り組めます。

② 「子育てするなら、千歳市」のブランディングの推進 ☆

これまでの成果と課題

平成 26 年度より、ブランドネームを「子育てするなら、千歳市」と掲げ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援をするための先進的な施策や地域特性を生かした事業を展開し、「子育てするなら、千歳市」と感じてもらえるようなプロモーション活動を実施しています。

これまで、市のホームページや地域情報誌などによる P R 手法のほか、令和元年度からは、子育て支援団体との協働事業として S N S などを活用した情報発信「ママから n e t .」による P R 活動を実施しています。

このほか、令和元年 11 月に採択した、「千歳市子育てママ応援会議」による“みんなで子育て応援宣言”（163 ページ参照）を市内外に発信し、市民協働による「子育てにやさしいまち」の実現に取り組んでいます。

今後の取組

今後も、“子育て世代に選ばれるまち” を目指し、本市の子育て支援施策を市内外に広く P R するため、子育て環境の変化と時代の潮流を踏まえた効果的なブランディング事業を検討し、「子育てするなら、千歳市」の魅力のある情報発信に努めます。

③ 「ランドセル来館」事業の推進 ★（再掲）

※95 ページの再掲

④ ちとせ子育て特典カード事業の推進 ★ ▲ △（再掲）

※104 ページの再掲

⑤ 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ ☆ △（再掲）

※110 ページの再掲

⑥ ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ★ ▲（再掲）

※116 ページの再掲

⑦ 特定教育・保育施設の充実 ★ ▲ △（再掲）

※104 ページの再掲

⑧ 「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ★ ▲ △（再掲）

※123 ページの再掲

⑨ 「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ★ ▲ △（再掲）

※123 ページの再掲

⑩ 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲ △（再掲）

※124 ページの再掲

第 6 章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握及び評価（子ども・子育て会議の役割）

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

また、市民の視点に立った成果を把握するため、千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果をもとに、計画全体の成果指標を設定しています。

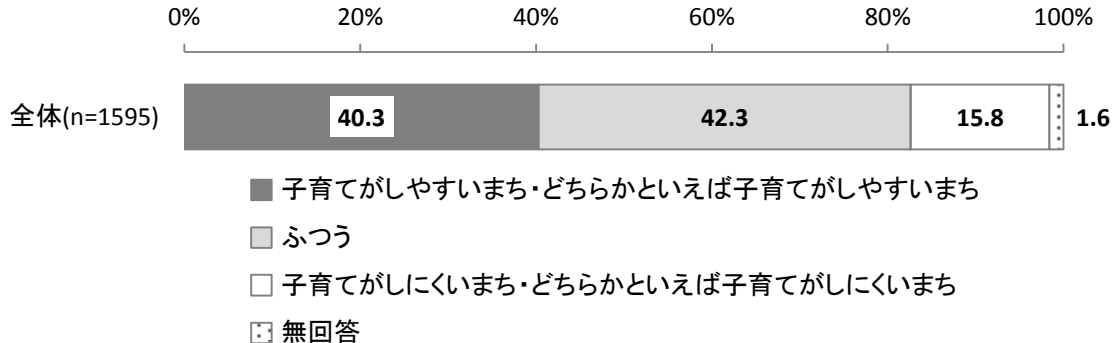
これらの検証は、「千歳市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

【計画全体の成果指標の設定】

指標項目	現状値	目標値
千歳市は「子育てがしやすいまち」または「どちらかといえば子育てがしやすいまち」と思う人の割合	40.3% (平成 30 年度)	50.0% (令和 5 年度)

※千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果より成果指標を設定

【子ども・子育て支援アンケートの結果】（27 ページ参照）



※未就学児及び小学生の子どもの保護者 3,000 件のうち、1,595 件からの意見

(2) 需給調整の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の検証を行い、計画と実績に乖離が生じた場合は、中間年の令和 4 年に計画を修正していきます。

また、5 年後の最終年度には、次期計画に向けた見直しの中で、以降の教育・保育の一体的な提供の推進に関する需給調整のあり方について検討します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を効率的・効果的に行っていくよう努めます。

資料編

資料編

1 計画の策定経緯

年	月 日	会議名等	内 容
平成 30 年	4 月 9 日	第 1 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケートについて
	8 月 28 日	第 6 回子育てママ応援会議	・子ども・子育て支援アンケートについて
	11 月 15 日	第 9 回子育てママ応援会議	・子ども・子育て支援アンケートについて
	11 月 19 日	厚生環境常任委員会正・副委員長報告	・子ども子育て支援アンケート（案）について
	11 月 22 日	第 2 回子ども・子育て会議	・第 1 期計画の平成 29 年度の実施状況について ・子ども・子育て支援アンケート（案）について
	12 月 7 日 ～1 月 7 日	子ども・子育て支援アンケート	・就学前子どもの保護者 1,500 件配布、762 件回収（回収率 50.8%） ・小学生の保護者 1,500 件配布、833 件回収（回収率 55.5%）
平成 31 年	1 月 28 日	第 10 回子育てママ応援会議	・保育士確保のための取組について
	2 月 19 日	第 2 回保健福祉調査研究委員会	・第 1 期計画の平成 29 年度の実施状況について
	2 月 25 日	第 3 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケート調査結果概要について
	3 月 28 日	第 11 回子育てママ応援会議	・保育士確保のための取組について ・幼児教育・保育の無償化
令和 元年	5 月 20 日	第 12 回子育てママ応援会議	・子ども・子育て支援アンケート調査結果について ・子育て支援に関する情報発信について ・子育てと仕事の両立について
	5 月 27 日	第 1 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケート結果について ・幼児教育・保育の無償化について
	7 月 11 日	第 1 回庁内検討会議	・策定方針について ・内容確認
	7 月 22 日	第 2 回子ども・子育て会議	・第 1 期計画の概要について ・「子育てするなら、千歳市」の政策について ・教育・保育施設等の現状と今後の方針について
	7 月 24 日	第 13 回子育てママ応援会議	・第 2 期計画素案作成に関わる意見について
	8 月 1 日	第 14 回子育てママ応援会議	・第 2 期計画の愛称について ・保育士就職相談窓口の愛称について
	8 月 7 日	第 2 回庁内検討会議	・新規事業について ・子育てママ応援会議からの意見について
	8 月 28 日	第 15 回子育てママ応援会議	・第 2 期計画の愛称について ・保育士就職相談窓口の愛称について

年	月 日	会議名等	内 容
令和元年	9月17日	第3回庁内検討会議	・第1期計画における各施策の評価・検証結果について ・新規事業について ・保育の提供区域について ・体系図について
	9月20日	第16回子育てママ応援会議	・第2期計画の愛称について
	9月25日	第3回子ども・子育て会議	・第1期計画の評価及び意見集約について ・第2期計画の愛称の確認 ・保育定員の拡大について
	10月25日	第17回子育てママ応援会議	・第2期計画策定に向けた意見への回答について
	11月1日	第4回庁内検討会議	・第2期計画（素案）と概要版について ・第1期計画からの変更点について ・体系図と主要施策について ・量の見込みについて
	11月6日	第4回子ども・子育て会議	・第1期計画の平成30年度の実施状況について ・第2期計画の素案について ・児童館・学童クラブの運営について
	11月13日	第1回保健福祉推進委員会	・第2期計画（素案）及び概要版について
	11月14日	第5回庁内検討会議	・個別施策の指標について ・文言修正について
	11月15日	第1回保健福祉調査研究委員会	・第2期計画（素案）及び概要版について
	12月3日	厚生環境常任委員会	・第2期計画（素案）の報告
	12月13日	第6回庁内検討会議	・個別施策の指標について ・「子ども・子育て会議」「子育てママ応援会議」からの意見反映について ・パブリックコメントについて
	12月20日 ～ 1月19日	パブリックコメントの実施	意見件数 6人 計7件
	12月26日	第5回子ども・子育て会議 （書面会議）	・第2期計画（素案）について
令和2年	1月22日	第7回庁内検討会議	・パブリックコメントについて ・第2期計画最終案について
	1月23日	第8回庁内検討会議	・第2期計画最終案について
	1月30日	第2回保健福祉推進委員会	・第2期計画案について ・第1期計画の平成30年度の実施状況について
	1月31日	第6回子ども・子育て会議	・第2期計画案について
	2月17日	第2回保健福祉調査研究委員会	・第2期計画案について ・第1期計画の平成30年度の実施状況について
	2月下旬	厚生環境常任委員会	・第2期計画案の報告

2 パブリックコメントの結果概要

案件名	第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画 ～ちとせこの笑顔きらきら大作戦～（素案）について	
意見募集期間	令和元年12月20日（金）～令和2年1月19日（日）	
意見の件数	7件（提出者6人）	
意見の取り扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	0件
	② 既に案に盛り込んでいるもの	0件
	③ 今後の参考とするもの	7件
	④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	0件
意見の受け取り方法	電子メール	4件
	郵便	0件
	ファクシミリ	0件
	意見箱	3件
	直接持参	0件

3 千歳市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 3 月 25 日条例第 12 号

千歳市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

4 千歳市子ども・子育て会議の委員名簿

氏 名	所属・役職等	備 考
あずた ふじこ 吾田 富士子	学校法人 藤学園 藤女子大学（花川キャンパス） 教授	会長
いしおか くにこ 石岡 くに子	ちとせ療育教室はる 代表	副会長
いそがい たかし 磯貝 孝	青葉幼稚園 園長	千歳市私立幼稚園連合会からの推薦
いたがき あい 板垣 愛	子育てサークル「どんぐり」代表	
おおぜき けいこ 大関 恵子	市民協働団体 l i n k ～つなぐ 代表	「つどいの広場」の市民協働事業団体
おおまえ えつみ 大前 江津美	北斗認定こども園 主幹保育教諭	千歳市私立保育所連合会からの推薦
おがわ まちこ 小川 真智子	千歳幼稚園 教諭	千歳市私立幼稚園連合会からの推薦
かねひら なおこ 兼平 尚子	民生委員児童委員	千歳市民生委員児童委員連絡協議会からの推薦
かわざし ゆりこ 河岸 由里子	かうんせりんぐるうむ かかし 代表	
さいとう そう 斉藤 創	子どもの保護者	公募委員
さみぞ まさひろ 三溝 昌宏	NPO 法人北陽保育園 園長	千歳市小規模保育事業団体からの推薦
にし やすひろ 西 博康	千歳みどりの保育園 園長	
まつざわ なお 松澤 菜緒	子どもの保護者	公募委員
みうら ともみ 三浦 朋美	（有）ナイスケア 代表取締役	
むらた せつこ 村田 勢津子	認定こども園つくし保育園 園長	千歳市私立保育所連合会からの推薦
ももい かおり 桃井 香織	子どもの保護者	公募委員

※令和元年7月1日現在・50音順

5 千歳市子育てママ応援会議設置要綱

（設置）

第1条 女性が子育てしながら働ける環境と、子どもたちを健やかに育てることのできるまちの実現に向けて、仕事や家庭、地域社会など働く女性を取り巻く様々な社会環境や既存制度を、女性の視点で官民一体となって検討するため、千歳市子育てママ応援会議（以下「応援会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 応援会議は、次の事項を所管する。

- (1) 子育て中の女性の活躍促進及び支援に関すること。
 - (2) その他子育て中の女性の活躍促進に必要な事項に関すること。
- 2 応援会議は、子育て中の女性の活躍を促進及び支援するための施策について、市に提言することができる。

（組織）

第3条 応援会議は、委員 12 人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、応援会議に臨時の委員を置くことができる。

- 2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。
- (1) 現に子育て中又は今後子育てをしようとする当事者
 - (2) 子育て中の女性の就労に関わる者
 - (3) その他市長が必要と認める者

（設置期間）

第4条 応援会議の設置期間は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

（座長）

第5条 応援会議に座長を置き、座長はこども福祉部長とする。

（会議）

第6条 応援会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（報酬）

第7条 委員に対する報酬は、支払わない。

（庶務）

第8条 応援会議の庶務は、こども政策課において行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

6 千歳市子育てママ応援会議の委員名簿

氏 名	所属・役職等
くろずみ ち え 黒住 千絵	株式会社ダイナックス（元千歳市子ども・子育て会議委員）
でんしろう あやこ 伝 庄 彩子	子育てサークル「ニコニコザウルス」 代表（千歳市子ども・子育て会議委員）
たかぎし てるみ 高岸 照美	認定こども園つくし保育園（千歳市私立保育所連合会推薦）
ふくち ま な 福地 真奈	千歳科学技術大学 理工学部（千歳科学技術大学推薦）
さいとう そう 斉藤 創	美容室「HAIR POINT すみれ本店」 店長
おやま いくこ 小山 育子	陸上自衛隊東千歳駐屯地
かわうち る み 河内 留美	陸上自衛隊北千歳駐屯地
みやぎ ゆうこ 宮城 優子	航空自衛隊千歳基地
わた べ かおり 渡部 佳織	千歳公共職業安定所
かみまさより まさひろ 上政頼 昌弘	「千歳市パパの会」 副代表（千歳市企画部広報広聴課）
あらかわ あや 荒川 綾	ちとせイクボス推進本部事務局 （千歳市総務部主幹（働き方改革推進担当）付）
【座長】 うえ の み はる 上野 美晴	千歳市こども福祉部長

7 みんなで子育て応援宣言

千歳市子育てママ応援会議の成果として、令和元年 11 月 12 日に、市民の皆さんとともに、「みんなで子育て応援宣言」を採択しました。

この宣言は「子育てするなら 千歳市」のキャッチフレーズのもと、千歳市が子育てにやさしいまちであるように、また、本宣言が市民の方々の支えになるよう採択したものです。

- ◆ もっと子育てを楽しみながら、みんなで育てます。
- ◆ 子育ての悩みを一人で抱え孤立化しないように地域で応援します。
- ◆ 気兼ねなく男性・女性が産休育休を取れる職場の環境づくりを推進します。
- ◆ お父さんとお母さんの笑顔で子どもを笑顔にします。
- ◆ ひとりひとりが子育て全力サポーターとなり、子どもを見守ります。
- ◆ 親子が幸せを実感でき、安心して充実した生活ができる、笑顔あふれる千歳市にします。

第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行 千 歳 市

編 集 千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-3131（代表）